

都市計画マスタープランの見直しについて

序章 都市計画マスタープランとは

第1節 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

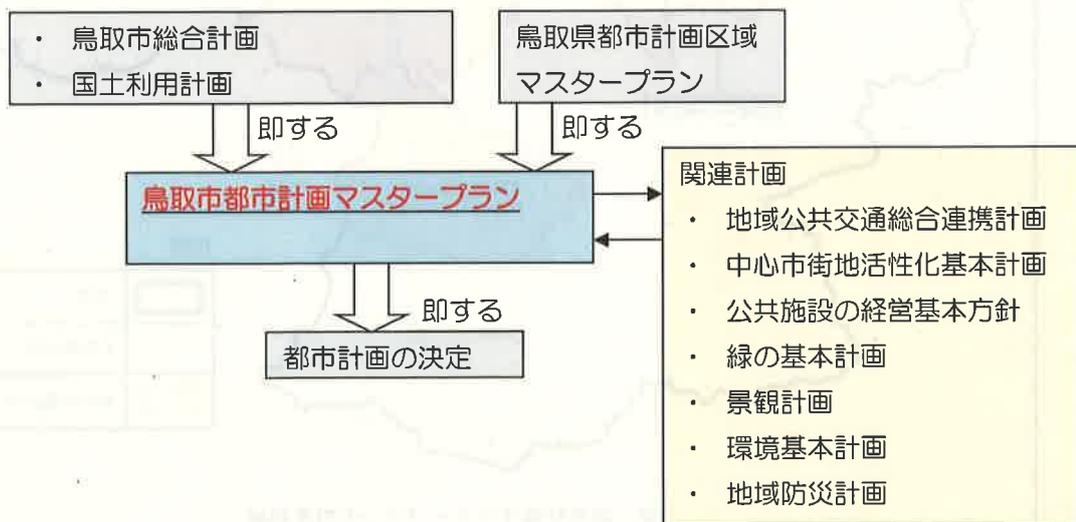
(1) 都市計画マスタープランの役割

都市計画の目的は、土地の利用についての制限を定め、道路や公園、緑地などを適正に配置することにより、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保しようとするものです。

都市計画マスタープランは、都市計画法（第18条第2項）に規定され、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた方針を明らかにするもので、社会経済動向を踏まえながら、都市づくりを進めていくための指針となるものです。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

本マスタープランは、本市のまちづくりの方針を示す「鳥取市総合計画」に係る基本構想に即すとともに、「公共施設の経営基本方針」「地域公共交通総合連携計画」「中心市街地活性化基本計画」等の関連分野の諸計画等と連携しながら、都市計画の分野に関する事項の方針を示します。



第2節 都市計画マスタープランの目標年次と対象地域

(1) 都市計画マスタープランの目標年次

平成52年(2040年)

※なお、社会経済情勢の変化などを踏まえて、必要に応じてマスタープランの見直しを行います。

(2) 都市計画マスタープランの対象地域

都市計画マスタープランの対象地域は、鳥取市域内の「都市計画区域」とします。しかし、本計画では、市全域での望ましい都市構造を検討した上で、適切な土地利用の誘導や都市機能の配置を考えるため、また、今後の都市計画制度の適用範囲などの見直しも必要なことから、全体構想では市全域を対象として計画を策定します。

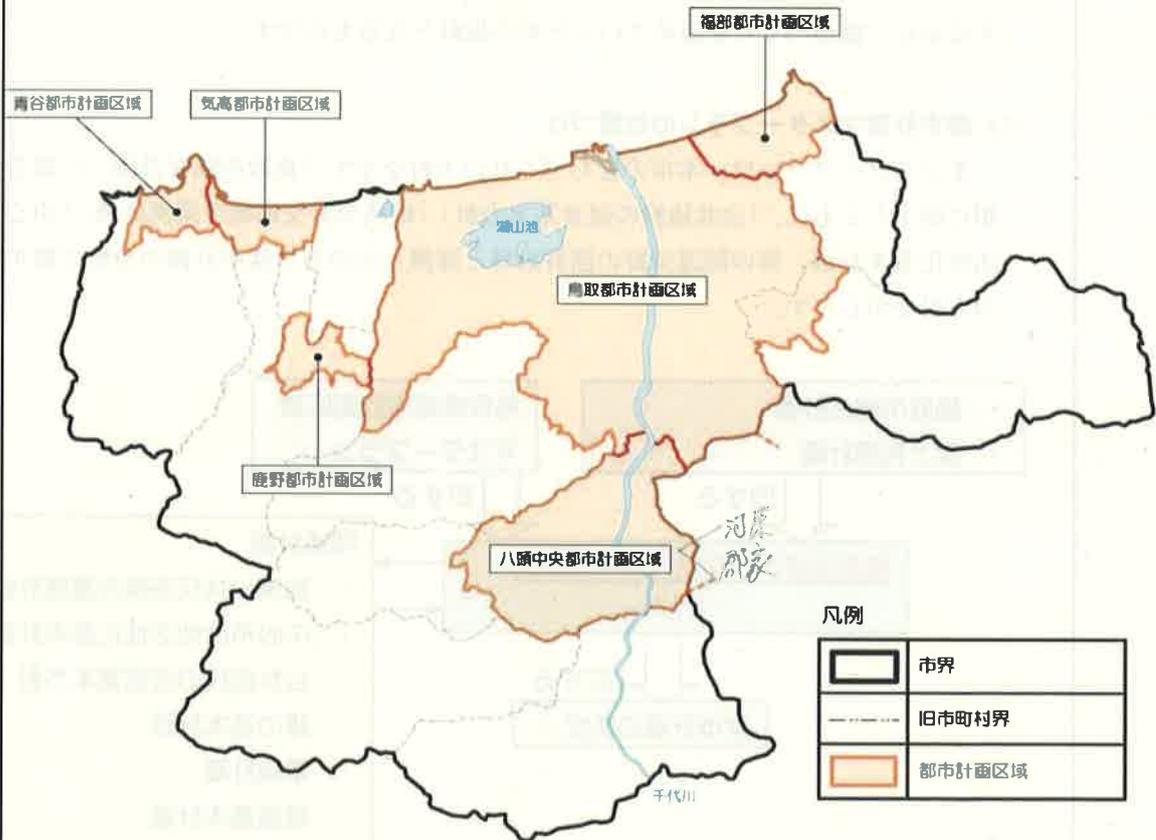


図 都市計画マスタープランの対象地域

第3節 都市計画マスタープラン見直しの背景

鳥取市では、平成18年5月に都市計画マスタープランを策定し、これに基づく都市づくりを着実に進めてきました。しかしながら、人口減少や超高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、災害リスクの高まりなど、都市を取り巻く社会経済情勢は近年大きく変化しており、これらに的確に対応した内容に都市計画マスタープランを更新していく必要があります。また、鳥取市が策定中である「第10次鳥取市総合計画」や鳥取県が策定中である「都市計画区域マスタープラン」等の上位・関連計画の内容を踏まえながら、都市計画マスタープランを更新していく必要があります。

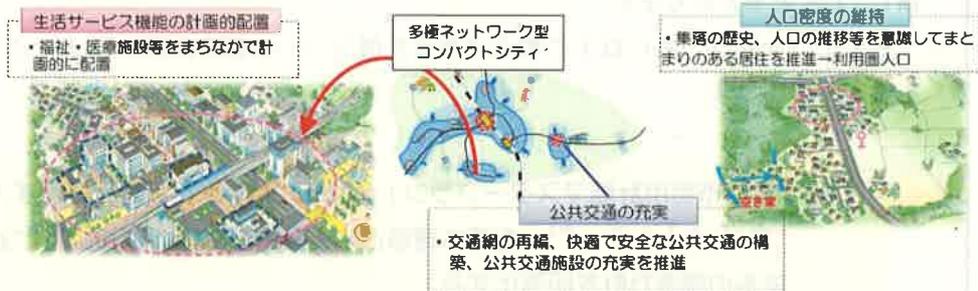
そこで、今回は、特に以下の視点に重点を置きつつ、都市計画マスタープランの見直しを進めていきます。

- (1) 「鳥取市都市計画マスタープラン」(平成18年5月策定)で示す「**多極型コンパクトシティ^{*1}**」を基本理念とし、各生活拠点の機能強化と公共交通体系の整備方針を明確化する。
- (2) 鳥取自動車道、山陰道、山陰近畿自動車道の供用開始等、**道路、交通環境の変化**を見据えた見直し。
- (3) 人口動向、土地利用、産業、都市機能、公共交通等の社会・経済等の現状、将来見通しを踏まえた見直し。
- (4) 「**立地適正化計画^{*2}**」に位置づける「**都市機能誘導区域**」「**居住誘導区域**」の適正な配置
- (5) 「公共施設白書」に基づく「**公共施設の経営基本方針**」との整合
- (6) 「**鳥取市地域公共交通総合連携計画**」に基づく公共交通ネットワークとの整合
- (7) 「**中心市街地活性化基本計画**」など、本市が策定する他の計画・方針における都市計画分野との整合

※1【多極ネットワーク型コンパクトシティ】とは

多極ネットワーク型コンパクトシティ

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す。



※2【立地適正化計画】とは

背景

・地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

改正法の概要(平成26年5月21日公布)

●立地適正化計画(市町村)

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な**マスタープラン**を作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり(多極ネットワーク型コンパクトシティ)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能(福祉・医療・商業等)の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 公的不動産・低未利用地の有効活用への支援
- 福祉・医療施設等の運営等のための容積率等の緩和も可能

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による勧告

◆歩いて暮らせるまちづくり

- ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による勧告
- ・歩行空間の整備支援

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

- ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度(例：低層住居専用区域への用途変更)
- ・区域外の公営住宅を除却し、公営住宅の区域外から内への建替え時の除却費の補助

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による勧告
- ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

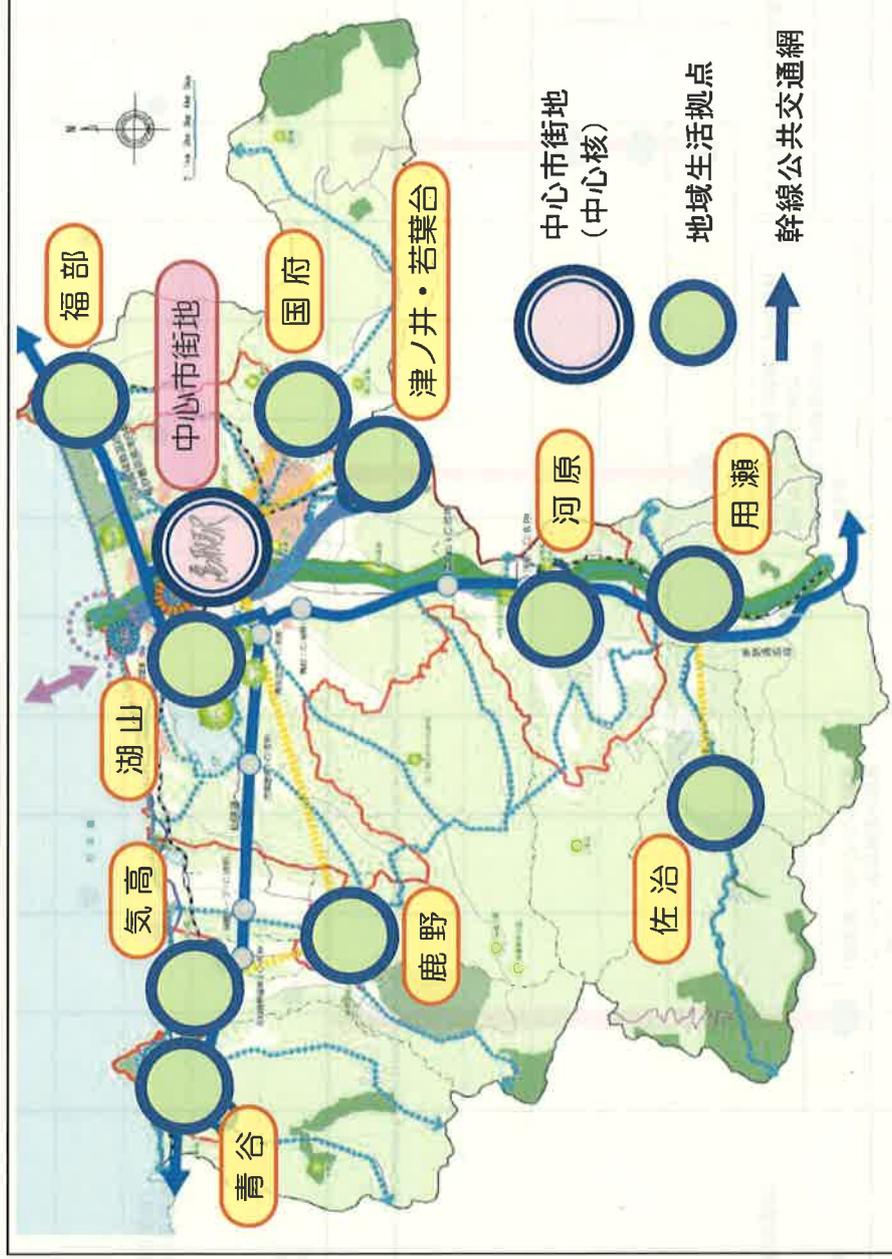
- ・管理が不適切な跡地への市町村による勧告
- ・都市再生推進法人等(NPO等)が跡地管理を行うための協定制度
- ・跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援



公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

- ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援
- ・誘導区域内外の公共交通に係る方針⇒地域公共交通網形成計画

鳥取市が目指す「多極型のコンパクトなまちづくり」



- A 中心市街地の再生
- B 地域生活拠点の再生
- C 公共交通基盤の充実・強化

中心市街地と地域生活拠点とを有機的に結ぶ！

【鳥取市都市計画マスタープラン】改定スケジュール

実施項目	平成26年度				平成27年度				平成28年度							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
次期マスタープラン策定																
(1)現況把握・アンケート集計等				●												
(2)都市づくりの課題整理、方向性検討																
(3)全体構想																
①将来都市構造の設定																
②分野別の方針																
(4)地域別構想																
(5)実現化方策																
検討委員会等																
(1)マスタープラン員直し研究会 (内部委員会)																
(2)戦略幹部会議																
(3)都市計画マスタープラン策定委員会 (外部委員会)																
(4)市議会(建設水道委員)																
(5)市議会(全員協議会)																
(6)地域振興会議																
(7)パブリックコメント																
(8)都市計画審議会																

～第1回～
・アンケート集計結果の概要
・関係課へのヒアリング調査

～第2回～
・都市構造上の課題の分析
・まちづくり方針の検討
・都市の構造骨格と誘導方針の検討

～第3回～
・全体構想(分野別)案の策定

～第4回～
・地域別構想のたたき台

～第5回～
・マスタープラン策定案

公表

地域振興会議

地域振興会議

募集

参考資料

概要版

鳥取市都市計画マスタープラン

「環境・文化・交流」拠点都市・とっとり

～個性ある新・生活交流都市(ハーモニシティ)をめざして～



平成 18 年 5 月
鳥 取 市

都市計画マスタープランとは・・・

鳥取市都市計画マスタープランは、およそ20年先の鳥取市を見据えて、まちづくりの方向性を示し、地域ごとの課題に取り組む姿勢を示すものと言えます。鳥取市の都市計画を進める上で基本的な考え方となるものです。

総合計画や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）などの上位計画に即して定めるもので、鳥取市の全体像（全体構想）と地域ごとの将来像（地域別構想）から構成されています。

土地利用や市街地整備の方針などについて、市民の理解を深めるとともに、市民の主体的なまちづくりの活動や取り組みの指標として、活用されることを期待しています。



マスタープランの役割は、

①具体的な都市の将来ビジョンを示します

都市づくりの具体的な“将来ビジョン”を確立し、地域別のあるべき市街地像や、まちの課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく示します。

②個別のまちづくり事業の相互調整を図ります

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発、都市環境等の個別のまちづくり事業について、相互の整合性を図ります。

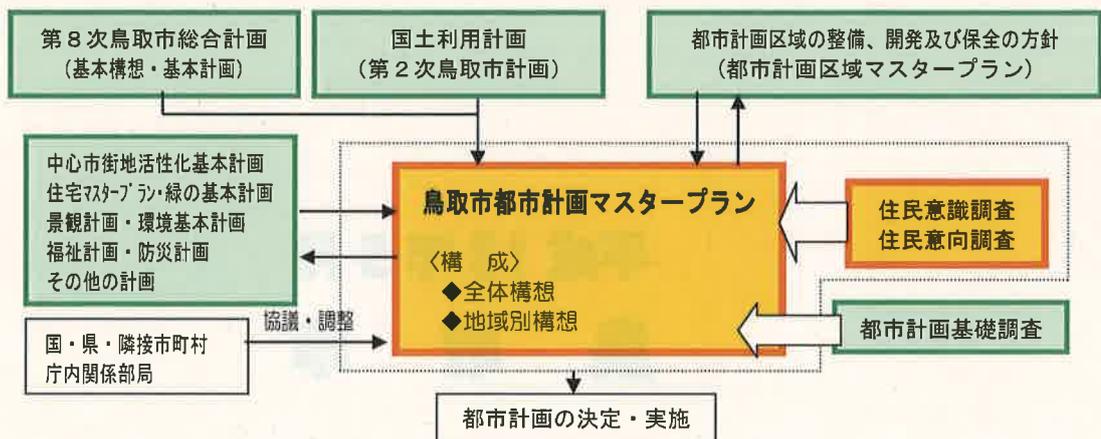
③個別の都市計画の決定・変更の指針となります

都市計画マスタープランは、個別の都市計画の根拠となるものです。都市計画マスタープランに示す将来像は、個別施設の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針としての役割を持ちます。

④市民によるまちづくり活動の方向を示します

住民の都市計画に対する理解の向上、まちづくりへの主体的な取り組みの参加を促すなど“まちづくり活動等の方向”を示します。

マスタープランの位置づけは



全体構想 都市づくりの理念・基本方針

都市づくりの理念

恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく、安心な生活環境づくりを進め、人・物・情報などの交流が盛んな「やすらぎと、あじわいと、にぎわいのあるまち（拠点形成）」をめざします。

都市の将来像

「環境・文化・交流」拠点都市・とっとり
～個性ある新・生活交流都市(ハーモニーシティ)をめざして～

1. にぎわいと活力ある都心の再生とうるおいのある生活空間の実現(市街地)

- 国際的・広域的な交流を視野に入れた都心づくりと地域間連携の強化
- 圏域や市域の人が集まる多彩な機能集積による活気ある都心空間づくり
- 効率的(コンパクト)な土地活用による求心力の高い中心市街地形成とうるおい空間の創出
- 個性と文化が香る都心居住の推進
- 歩いて楽しみ暮らせるヒューマンスケールの都市空間づくり

2. 自然と共生したゆとりのある田園生活空間の創造(田園地域)

- 地域特性を活かした個性的な生活拠点の形成
- 豊かな自然と調和した田園的居住環境づくり
- 地産地消や都心との交流によるふれあいの場の創造

3. 豊かな自然環境・景観、地域に根づいた伝統文化の保存・伝承と創造

- 市固有の自然・観光資源、歴史・文化資源の保存・伝承とネットワーク形成
- 広域間・地域間の交流による新たな文化の創造
- 水と緑が豊かで、「農」や「里山」を身近に感じる暮らしづくり
- 水や緑地を積極的に取り入れた「ガーデンタウン」づくり
- 自然・歴史的景観の保全・修復、美しい都市景観の形成

4. 地域産業の振興と交流・連携を促進する都市基盤づくり

- 地域を支える産業の振興と、地域を活性化する新たな産業の創出
- 交流を促進する高速交通網と、地域連携を深める交通基盤の整備
- 人と環境に優しく、快適に暮らし続けられる都市基盤づくり

5. 安全・安心でいきいきとした地域づくり

- 安全に安心して暮らせる防災・防犯機能の高いまちづくり
- 協働による市民活動の推進、コミュニティ活動の基盤づくり

都市構造の方針

★市街地では「コンパクトタウン」を目指します

市街地においては、これ以上の市街地機能の拡大・拡散を抑制し、効率的な中心部の市街地機能を強化して、環境保全に優れた品格と個性あるコンパクトな市街地（コンパクトタウン）へ転換することを目指します

★田園地域では「ガーデンタウン」を目指します

田園地域においては、農の持つ多面的な機能を活かし、豊かな自然を育みつつ、伝統ある産業と文化に新しい息吹を与え、職・住・憩いを通じ、市民が生きがいを持って快適な日々を営み、誇りと愛着の持てる魅力ある田園生活空間（ガーデンタウン）の創造を目指します。

【コンパクトタウンへの取組み】

- 土地の高度・複合利用による多様な都市機能の集積
- 城下町の街並みや歴史・文化的建造物の保存・景観再生
- 住環境整備による都心居住の推進
- 市街地におけるオープンスペース、公園・緑地、歩行者空間の確保
- 公共交通システムの充実、交通規制・誘導策の実施、駐車場・駐輪場の効率的整備
- 都市緑地の保全、未利用地・遊休地の有効活用
- 市街地内農地の多目的活用、良好な景観形成

【コンパクトタウンの効果】

- 多機能集積による都心の魅力向上・交流人口の増加
- 都市アメニティの向上、都心定住者の増加
- 歩行者・自転車の安全・快適空間の創出
- 都市防災機能の向上
- 公共交通利用の増加、交通渋滞緩和による環境負荷の低減
- 市街地内の自然の保全、自然とのふれあいの場、農ある暮らしの創出
- 市街地と田園・自然が調和した秩序ある景観形成

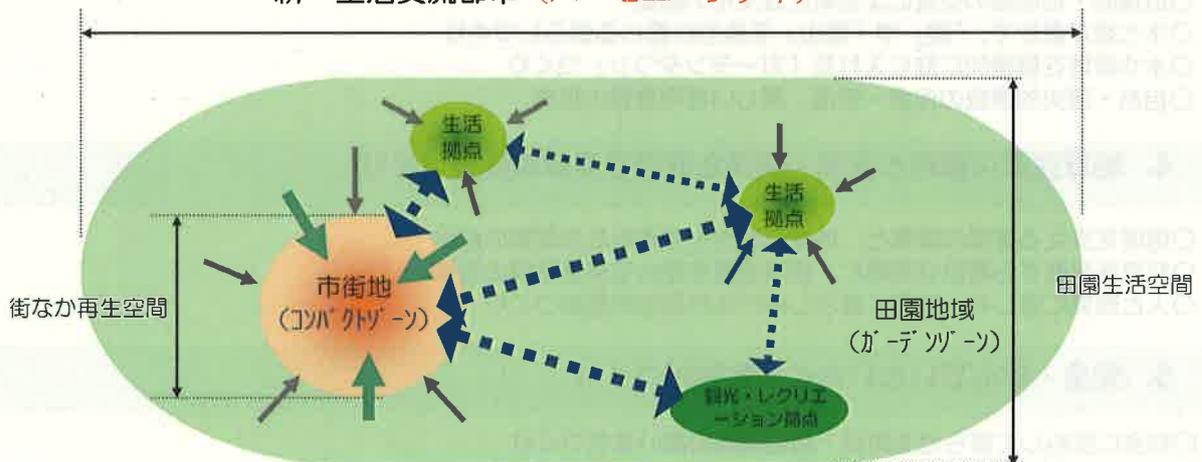
【ガーデンタウンへの取組み】

- 生活拠点・サービス拠点の形成
- 交流によるふれあいの場の創造
- 豊かな自然と調和した田園的居住環境づくり
- 良好な営農環境の形成
- 自然資源の保全・再生・活用
- 田園地域に適した都市緑地の保全、未利用地・遊休地の有効活用
- 市街地内農地の多目的活用、良好な景観形成

【ガーデンタウンの効果】

- 効果的な公共・公益サービスの享受
- 生活と就業の場の確保
- 魅力的な田園居住環境の形成による居住人口・地域コミュニティの維持
- 自然・田園と調和した景観の保全・再生
- 大気浄化(CO₂削減)・水環境と水資源の涵養
- 耕作放棄地の減少
- 農林業従事者の増加
- アウトドア・レクリエーション、体験学習、直売所によるふれあいの場、新鮮で安全な農水産物の供給

新・生活交流都市（ハーモニーシティ）



「市街地と田園地域の融合」の概念図

(田園地域形成)

- 生活拠点・サービス拠点の形成
- 都心との交流によるふれあいの場の創造
- 豊かな自然と調和した田園的居住環境づくり
- 良好な営農環境の形成
- 自然資源の保全・再生・活用
- 田園地域に適した土地利用の誘導



分野別の方針

(1) 土地利用の方針

【市街地機能の拡大・拡散を抑制、効率的かつ環境保全に優れたコンパクトな市街地への転換】

- 【住宅地】市街地や各地域の中心部は、土地を有効に活用し、「周辺環境と調和の取れた高密度な居住環境の形成」郊外では、「ゆとりと潤いにおもった低密度な居住環境の形成」、田園地域では、地区計画等を活用し、自然環境や営農環境との調和を図りつつ良好な居住環境の形成・維持を図ります。
- 【商業・業務】中心市街地を広域商業拠点として、鳥取の玄関口にふさわしい魅力ある商業空間の創出し、地域の生活を支える商業、福祉、業務が適正に機能するよう適切な規制や誘導方法を検討します。
- 【工業・流通集積地】利便性・機能性の維持、周辺環境との調和、適正な工業機能の配置・誘導・用途転換を図ります。
- 【農地・緑地・山林・海岸】積極的に保全します。

(2) 市街地・田園地域の整備方針

- 【市街地】安全で快適な居住環境の整備を促進することで都心居住を推進するとともに、商店街の魅力と集客力を増加させる総合的な施策の展開や、芸術・文化・教育・福祉施設などの整備を総合的かつ計画的に促進することにより、「魅力とにぎわい・活気ある市街地の再生」を図ります。
- 【市街地外縁部】市民体験農園の整備の推進など、「都市住民が農業へ参加できる環境の形成」を図ります。
- 【田園地域】魅力的な田園住宅地や営農環境の整備、ふれあいの場の創造を推進し、「既存集落の生活環境維持・活性化」、「良好な営農環境の形成」を図ります。
- 【主要なコミュニティ圏域】個性あるまちづくりを保全・創造し、生活・福祉・文化機能の充実を図ります。

市街地再生のイメージ (城下町の縮みや保存 改修 復元(景観再生))



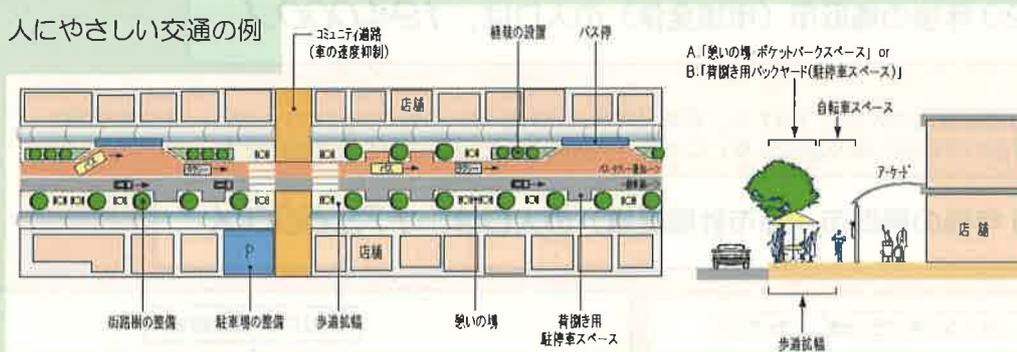
田園地域の整備イメージ



(3) 交通施設の整備方針

- 安全性・高速性に優れ、県都にふさわしい魅力的な道路網の形成
- 総合的サービスに優れた広域的な公共交通網の確立に努めます。
- 人と環境にやさしい交通施策を推進します。

人にやさしい交通の例



(4) 公園・緑地の整備方針

- 街区公園などの、歩いていける公園整備を推進するとともに、公園内の植栽面積の積極的増加に努めます。
- 千代川や袋川などの河川空間では、市民が自然とふれあう親水空間として、河川が有する自然資源を有効に活用しながら、「緑の潤い空間の創出と水辺のネットワーク形成」に努めます。
- 道路空間については、「都市間および地域間を結ぶ緑のネットワーク」として連続した緑化に努めます。

(5) 景観形成の方針

- 景観法の基本的な仕組みとなる「景観計画」や「景観形成指針」の策定
- 鳥取砂丘や千代川をはじめとする豊かな自然資源は、良好な景観を形成する要素として積極的な保全を図ります。
- 歴史的たたずまいのある旧城下町の街並みや、歴史的・文化的建造物の保全・再生を図ります。
- 市街地外縁部では、都市と自然環境・田園環境が調和した土地利用の誘導を図り、美しい農村景観の保全・形成を図ります。
- ゆとりある緑豊かな都市景観の形成を図ります。

(6) 都市環境の方針

- 湖山池などにおいては、水質浄化対策などの総合的な水環境改善施策を推進します。
- 歩行者空間等の生活空間におけるバリアフリー化を推進し、人と環境にやさしい快適な都市環境を形成します。
- 太陽光発電の設備設置やクリーンエネルギー自動車への転換など新エネルギーの普及を促進します。
- バイオマス利用やゼロ・エミッションなどの廃棄物減量化に向けた取り組みを推進します。

連携と協働のまちづくりに向けて

- 市民意見の積み上げ・反映を基本とし、市民はまちづくりへの責任ある参加・参画を、行政はまちづくりに関するさまざまな情報の提供、市民のまちづくりへの参加・参画の場を確保します。
- 協働によるまちづくり推進体制の構築に向けて、役割分担の整理や市民・行政の組織づくり、まちづくり支援システムの構築などを検討します。
- 市民自らが主体となり、開発と保全との調和のとれた土地利用について協議・実現するための土地利用条例（まちづくり条例）の策定に向けた検討を行います。



将来フレーム（将来の人口の見通し）

平成17年における本市の人口は約202,000人ですが、人口推計^{*1}によれば、市の人口は平成22年（2010年）の約203,000人をピークにゆるやかな減少傾向となり、20年後の平成37年（2025年）には約194,000人になるものと見込まれます。

◆20年後の鳥取市（市域全体）の人口は、**194,000人**

また、都市計画区域内の人口については、平成27年（2015年）の約178,200人をピークに減少傾向となり、20年後の平成37年（2025年）には約173,600人になるものと見込まれます。

◆20年後の鳥取市（都市計画区域）の人口は、**173,600人**

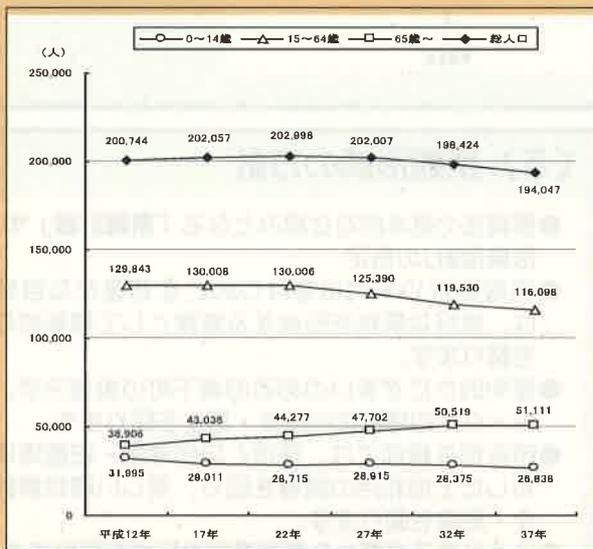


表) 年齢3階層別人口推計グラフ



表) 都市計画区域人口推計グラフ

コーホート要因法による人口推計

【参考】市街化区域（都心部）の収容可能人口の算出

現在の市街地内の未利用地（※市民農園や家庭菜園等を除く）が活用され、また用途区域に応じた土地利用により低密度市街地が解消された場合等の市街化区域（都心部）内の収容可能人口は、

180,000人

となります。

よって、現在以上に市街化区域を拡大・拡散しなくても、将来予測人口の範囲内で適正な人口密度の市街地を形成することができるといえます。

お問い合わせは

鳥取市都市整備部市街地整備室 〒680-8571 鳥取市尚徳町 116 番地

電話 0857-20-3276 鳥取市ウェブサイト URL / <http://www.city.tottori.tottori.jp>

公共施設経営の検討状況について

(1) はじめに

これまで公共施設は、人口が増加していく時代を中心に増加してきましたが、今後は人口減少という大きな社会情勢の変化への対応をふまえた公共施設の整備・利活用が求められます。

本市では、『公共施設白書』を公表し、『本市も全国の多くの自治体と同じく公共施設の更新問題を抱えている』という事実を市民のみなさまと共有しました。

これを受け、本市は、将来に過度な負担を先送りせず、更新問題に対応していくため、『新しい公共施設経営』を導入することとし、『公共施設の経営基本方針』を策定しました。

『新しい公共施設経営』は、これまで定着していた公共施設に関する既成概念を見直すものでもあり、ときとして、利便性などに影響を及ぼすことも考えられます。

しかし、社会情勢が変化する今こそが、変革の時期であり、公共サービスの新たな可能性を拓くチャンスです。『いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる鳥取市』に向けて、前向きに『新しい公共施設経営』を進めていきます。

その原動力は、市民のみなさまの関心、理解および参画です。一緒に知恵を出し合い、全市を挙げて着実に取り組んでいきましょう。

〈鳥取市公共施設の経営基本方針概要版（H27.3月） 市長あいさつを引用〉

(2) 鳥取市の取り組み経過

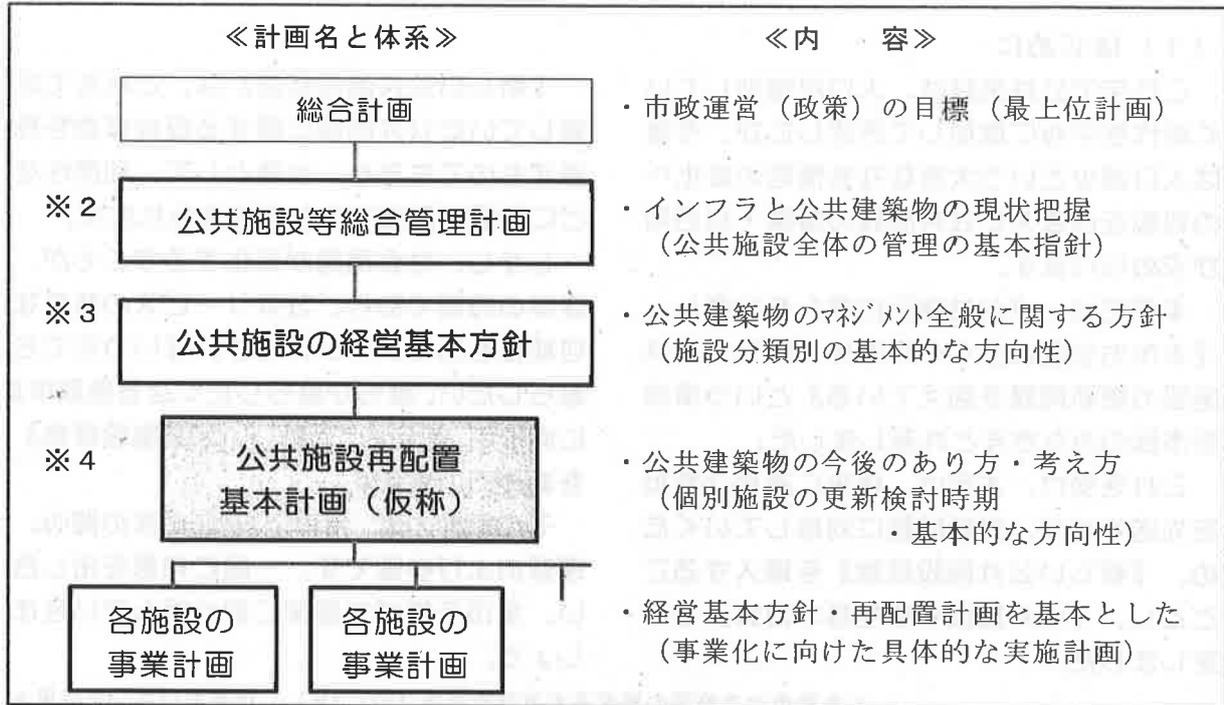
- | | |
|----------|---|
| 平成16年11月 | 1市6町2村で市町村合併 |
| 平成19年9月 | 「公共施設の整理・統廃合に関する取扱い方針」を策定
〈以降、集会所の地元譲渡等を実施〉 |
| 平成26年2月 | 「公共施設白書」※1を完成、公表 |
| 4月 | 総務省から公共建築物とインフラを対象とする「公共施設等総合管理計画」※2の作成要請を受ける（全国の自治体） |
| 8月 | 公共施設のあり方見直しに関する研究会（有識者検討会）の設置 |
| 9月 | 市民アンケートを実施（市民3,000人） |
| 12月 | 「公共施設の経営基本方針（案）」に対するパブリックコメントを実施 |
| 平成27年2月 | 「公共施設の経営基本方針」※3を完成、公表 |
| 3月 | 「 <u>公共施設再配置基本計画（仮称）</u> 」※4作成に着手 |
| 4月 | <u>地域振興会議（全体会）</u> で公共施設経営の概要報告 |
| 8月 | 公共施設経営推進委員会（各団体から選出）の設置 |

※10月 「公共施設等総合管理計画（案）」に対するパブリックコメントを実施

～現在、平成27年度中に「公共施設再配置基本計画（仮称）」を完成させるため、各施設ヒアリングや個別実態調査等を進めています。

(3) 計画の体系

※1 **施設白書**…公共建築物の現状と課題、将来に発生する更新経費の試算を公表



(4) 鳥取市公共施設再配置基本計画（仮称）について

本市では、公共施設の更新問題に対応するため、『新しい公共施設経営』に取り組んでいます。

平成26年度には、この「新しい公共施設経営」の基本的な考え方（取り組み指針）となる「鳥取市公共施設の経営基本方針」を策定し、「公共サービスの維持・向上」、「安全・安心な市民生活」並びに「次世代の負担軽減」の3点を公共施設経営の目的として掲げました。

これらの目的を達成するためには、公共施設経営をソフト面・ハード面の両方から考え、総合的かつ戦略的に取り組むことが必要となります。

そのため、本市では、「次世代の負担軽減」を前提とし、「公共サービスの維持・向上」に重点をおいた『鳥取市公共施設再配置基本計画（仮称）』（以下

「再配置計画」という。）を策定し、各施設における“公共サービス提供のあり方”や“今後の施設の方向性※”等についてまとめることとしました。



(5) 再配置計画に掲載する“今後の施設の方向性”について

現時点において、「当面維持」や「現状どおり活用」していくべき施設であっても、いずれは耐用年数(更新時期)を迎えます。

再配置計画では、施設の方向性を掲載する予定ですが、これは確定事項ではなく、更新(建替えや大規模改修等)や施設見直し(施設が不必要となる等)が必要となった場合、すなわち「将来的にどうするのか」という方向性について、現時点での基本的な考え方を示すものです。

併せて、更新時期を示すことで施設の方向性を検討するタイミング(第1期～第4期)を予め知っていただくために作成します。

実際に更新や施設見直しが必要となった場合には、この方向性をふまえて具体的な更新内容や手法等について関係者等と一緒に検討・調整し、事業化に向けた実施計画等を作成するなど、段階をふんで進めていきます。

なお、この方向性についても社会情勢の変化等をふまえ、“新しい公共施設経営”の目的達成に向けた最も適した事業が実現できるよう見直していくことが求められます。

(更新時期が到来していなくても、複合化の対象となった場合などは施設見直しのタイミングとなります。)

(6) 今後の取り組み(予定)

平成27年11月	個別施設の方向性について検討・協議 1000施設 (現状・課題を分析し、市としての考え方を整理)
12月	※鳥取市公共施設等総合管理計画の完成・公表
平成28年2月	再配置基本計画(たたき台)の公表 再配置基本計画(たたき台)に対する市民政策コメント (パブリックコメント)の募集
3月	調整、修正等 ※まとめることができれば、年度内に完成・公表
4月～	実施に向けた事業計画について検討 (地域からの意見を受ける仕組みを検討中)

※市の基本的な考え方を示すとともに、施設再配置の事例を紹介していきます。

公共施設経営の検討状況について

施設分類別の基本的な方向性(考え方)について

1 行政施設 ……2

- (1) 庁舎等
- (2) 総合支所
- (3) 防災関連施設

2 地区集会施設 ……3

- (1) 地区公民館
- (2) 老人憩の家
- (3) 集会所等

3 広域集会施設(ホール) ……5

4 社会教育施設 ……6

- (1) 中央(基幹)公民館
- (2) 人権福祉センター

5 文化学習施設 ……7

- (1) 博物館
- (2) 民俗資料館
- (3) 展示館等

6 生涯学習施設 ……8

- (1) 図書館
- (2) 文化センター

7 スポーツ施設 ……9

8 保育園(幼稚園) ……11

9 児童福祉施設 ……12

- (1) 児童館
- (2) 放課後児童クラブ
- (3) 子育て支援施設

10 高齢者支援施設 ……13

- (1) 入所型施設
- (2) 通所型施設

11 障がい者支援施設 ……15

12 保健・医療施設 ……16

- (1) 総合福祉センター
- (2) 保健センター
- (3) 医療施設

13 産業振興施設 ……17

- (1) 公設地方卸売市場
- (2) 特産品加工販売施設
- (3) 駐車場・駐輪場

14 農業振興施設 ……19

- (1) 農業振興施設
- (2) 農機具保管施設
・共同作業施設

15 観光・保養施設 ……21

- (1) 観光施設
- (2) 文化財
- (3) 宿泊施設
- (4) 日帰り温泉施設

16 公営住宅 ……24

17 学校関連施設 ……24

- (1) 小学校
- (2) 中学校
- (3) 学校給食センター

18 公園施設 ……26

19 環境関連施設 ……27

- (1) 浄水施設
- (2) 可燃物処理施設

20 その他施設 ……28

- (1) その他施設
- (2) 民間活用中の施設
- (3) 未活用施設

※更新時期について

施設の主な建物(部分)が耐用年数(財務省令基準)を迎える時期を更新時期として、計画期間40年を4期(10年単位:第1期~第4期)に分類して記載しています。(躯体部分の更新時期)

なお、この更新時期は、更新等(建替え・廃止等)を考える時期の参考(目安)となりますが、詳細な更新時期は実地で劣化度等を調査・確認する必要があります。

また、更新時期より早く大規模な改修や設備更新等が必要となる場合があります。

1 行政施設

(1) 庁舎等

◆位置付け

行政サービスの提供の場、全市的な防災の拠点として設置

◆サービス提供の方針

市民の安全・安心な暮らしを支え、行政サービスを提供していく拠点として維持します。現状維持に加えて、中核市への移行による更なる行政サービス充実を図ります。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①今後提供すべき行政サービスをふまえて、規模を検討します。 ②核になる施設として、更新時に分散する庁舎機能の集約を検討します。
配置の考え方	・市域に1施設の配置を基本とします。 ・新本庁舎建設に向けて詳細を検討しています。
特記事項	

(2) 総合支所

◆位置付け

行政サービスの提供の場、各地域の防災の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

各地域における「防災」「窓口サービス」「地域活性化」を担うため、サービスの提供を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。 ③拠点になる施設として、更新時に周辺の公共施設等との複合化を検討します。
配置の考え方	・現行のとおり旧自治体単位(合併地域)に配置します。 ・中長期的な視点から配置(統合)や施設機能の見直しを検討します。
特記事項	

(3) 防災関連施設

①ポンプ車格納庫

◆位置付け

消防団分団の消防・防災活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な市民生活を確保するため、現状維持を基本とし、必要に応じて充実を検討します。分団の体制等をふまえてあり方を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、1施設当たりの規模を最少限のものとします。 ②周辺の公共施設等との複合化を検討します。
配置の考え方	・消防団分団あたり1施設を基本に配置します。
特記事項	・地域防災の主要な施設であり、今後も必要な機能を維持します。

②水防倉庫

◆位置付け

水害を防ぐ資機材等を配備するため設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な市民生活を確保するため、現状維持を基本とし、必要に応じて充実を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①既存施設の活用や他の施設との複合化を検討します。
配置の考え方	②水防活動において効果的な場所に設置します。

2 地区集会施設

(1) 地区公民館

◆位置付け

社会教育法の規定に基づき、社会教育を振興し、住民の福祉を図るために設置協働のまちづくりを推進する上で、コミュニティの活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

社会情勢や人口動態等をふまえ、サービス内容や運営主体等について見直しを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①地域の拠点となる施設として、周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の削減目標をふまえ、規模を検討します。 ③他の既存施設の活用（移転）を検討します。 ・現行の地区（公民館）単位に1施設を配置します。（公民館事業の見直し等が無い場合） ・生涯学習及び地域コミュニティ（まちづくり）の拠点として維持します。
配置の考え方	・現行の地区（公民館）単位に1施設を配置します。（公民館事業の見直し等が無い場合） ・生涯学習及び地域コミュニティ（まちづくり）の拠点として維持します。
特記事項	

(2) 老人憩の家

◆位置付け

老人に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、老人の心身の健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

集会施設（類似施設）が多く存在し、行政として設置・保有する必要性が低くなったため、地元譲渡など、より自由度の高い施設となるよう検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません。
配置の考え方	ー
特記事項	・「公共施設の整理・統廃合に関する方針」に沿って、地元譲渡を検討します。 ・譲渡にあたっては、一定の修繕費を付します。 ・地元譲渡できない場合、転用や民間売却等を検討します。

(3) 集会所等

◆位置付け

地域活動の拠点や農林振興、地域活性化、地域住民の文化向上、福祉の増進など、各種目的に応じて設置

◆サービス提供の方針

実質的には貸館であり、地元管理で特定の地域のみ利用となっているほか、類似施設が多く存在します。行政として設置・保有する必要性は低いため、地元譲渡など、より自由度の高い施設となるよう検討します。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	行政による更新は行いません。
配置の考え方	—
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設の整理・統廃合に関する方針」に沿って、地元課渡を検討します。 ・課渡にあたっては、一定の修繕費を付します。 ・地元課渡できない場合、他団体による利活用（転用）や解体・民間売却等を検討します。 ・借地に設置している施設は、借地の解消を検討します。

3 広域集会施設（ホール）

◆ 位置付け

文化の向上と福祉の増進を図るため設置

◆ サービス提供の方針

文化や交流の拠点として、一定規模を確保する必要があると考えられます。一方で、県有施設や民間施設が隣接している状況もあり、提供すべきサービスを検討する必要があります。ホール・貸館については、他施設の利用状況や、整理します。スナージ機能を有する施設は、稼働率向上に向けた設備等の充実を検討します。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ① 周辺の公共施設との複合化を検討します。 ② 民間活力の導入による更新を検討します。 ③ 単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で配置を検討します。 ・県有施設もふくめて検討します。 ・年間の稼働率が3年連続で前年度実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合は統合等を検討します。 ・ホール機能については、県有施設や民間施設等の配置状況を勘案し、全市レベルで必要性と配置を再検討し、統合・整理を検討します。
特記事項	—

◆ 個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
市民会館			第1期
文化ホール			第2期
国府町中央公民館			第2期
さざんか会館			第3期
人権交流プラザ			第2期
福祉文化会館			第1期

4 社会教育施設

(1) 中央（基幹）公民館

◆ 位置付け

設置区域内における統一的な事業、設置区域内の地区公民館との連絡調整に関する事業を進めるため設置

◆ サービス提供の方針

サービス提供主体やサービス内容、提供方法などの見直しを検討します。（社会教育法に基づく中央（基幹）公民館からサービスの変更を検討します）

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	① 用途変更する施設分類に応じて検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・施設は用途変更します。

(2) 人権福祉センター

◆ 位置付け

地域における人権啓発及び福祉活動の拠点として、人権が尊重される社会の実現に寄与するため設置

◆ サービス提供の方針

地域課題の解決や各種窓口であり、今後ニーズが高まることも予想されることから、現状維持を基本とします。各地域の現状や年間の利用実態、人口の推移等をふまえて、適宜サービスの内容の見直し等を検討します。貸館機能については、他施設の設置状況を勘案し、統合・整理を検討します。

◆ 更新する場合の建物方針

更新時の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ① 更新時に周辺の公共施設との複合化を検討します。 ② 単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。 ③ 既存施設の活用（転用）等を検討します。
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の必要性や地域性をふまえて配置 ・補助制度を活用した事業展開を検討します。 ・将来的には統合を検討します。
特記事項	—

5 文化学習施設

(1) 博物館・資料館

- ◆位置付け
市民文化の向上及び発展のため設置

- ◆サービス提供の方針
機能維持する方向で検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
歴史博物館(やまびこ館)			第4期
因幡万葉歴史館			第3期

(2) 民俗資料館

- ◆位置付け
歴史資料、民俗資料等の保存及び活用を図り、市民文化の向上と学術の発展に資するため設置

◆サービス提供の方針

一定のサービスを維持する必要があると考えられ、サービスの提供方法を検討します。

◆更新する場合の建物方針

更新時の方向性	行政政において更新しません。
配置の考え方	—
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新時を待たずに、売却や転用等を検討します。

(3) 展示館等

- ◆位置付け
市民文化の向上と学術の発展に資するため設置

◆サービス提供の方針

一定のサービスを維持する必要があると考えられ、サービスの提供方法を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新時を待たずに、売却や転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
佐治和紙民芸館			第2期
菅谷上寺地運跡展示館			第4期
あおや郷土館			第3期
鳥取砂丘ジオパークセンター			第1期

6 生涯学習施設

(1) 図書館

- ◆位置付け
市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

市民の生涯学習を支える重要な機能であり、今後もサービス提供を維持します。
移動図書館車の活用や県立図書館との連携など、サービスの充実にもつたあり方を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①更新時に周辺の公共施設との複合化を検討します。
配置の考え方	②既存施設の活用を検討します。
特記事項	・市全体で配置を検討します。

(2) 文化センター

◆位置付け

市民の生涯学習の推進並びに学術及び地域文化の発展を図るため設置

◆サービス提供の方針

当初の設置目的とは異なる機能が多くなっていきます。
提供すべきサービスについて再度検討し、必要な施設機能を維持するため検討します。(生涯学習センター・視聴覚ライブラリー・子ども科学館・文化ホールで構成)

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。 ②更新時に周辺の公共施設との複合化を検討します。③既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。 ・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新時を待たずに、売却や転用等を検討します。 ・文化ホールの必要性は広域集会所として検討します。
特記事項	

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。 ②更新時に周辺の公共施設との複合化や多機能化を検討します。
配置の考え方	・地区公民館単位での配置ではなく、地区を超えて活用することを前提に配置を検討します。 ・県有施設の配置状況や学校体育館の開放状況等を動察し、統合・整理を検討します。 ・同規模の館が隣接している場合や同一の中学校区内に比較的多数の館が存在する場合は統廃合を検討します。
特記事項	・統廃合の際には、存続する施設機能の充実（利用者増への対応）を検討します。

(2) スポーツ施設

◆位置付け

市民の体育振興と健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

様々な種目の施設を提供しており、大規模な大会誘致等の要因にもなっています。当面は現状維持を基本としますが、利用状況・稼働率等をふまえてサービス提供のあり方を検討します。
年間の稼働率が3年連続で前年度実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合は統合・整理を検討します。
特に必要性が高い施設においては、機能・設備の充実などによって、利用者の拡大に向けた取り組みを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、現状の延床面積を上限とします。 ②更新時に周辺の公共施設との複合化を検討します。
配置の考え方	・県有施設や民間施設の配置等を動察し、県東部圏域または全市レベルで活用することを前提に統合・整理を検討します。
特記事項	

7 スポーツ施設

(1) 体育館

◆位置付け

市民の体育振興と健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

人口減少の推移（見込み）や施設の利用状況（稼働状況）等をふまえて、施設数を縮小する方向で検討します。
一方、利用率等が高い施設においては、機能・設備の充実などによって、広範囲からの利用に対応することを検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鳥取市武道館			第1期
農村勤労福祉センター（プール）			第1期
簡易プール（佐治）			第1期
河原町屋内ゲートボール場			第1期
気高町 B&G 海洋センター			第1期
福部町武道館			第1期
美保球戯場			第2期
安蔵公園（スキー場等）			第2期
高台町民グラウンド管理棟			第2期
千代子ニース場			第2期
鳥取クレー射撃場			第2期
用瀬運動公園			第3期
ほっとスイミングプール			第3期
鹿野 B&G プール			第3期
ハードスタジアム			第3期
佐治町屋内ゲートボール練習場			第3期
つづらをアーチェリー場			第4期
若菜台スポーツセンター			第4期
運動広場管理棟（鹿野）			第2期
鳥取市弓道場（矢取道棟）			第4期

8 保育園（幼保園）

◆位置付け

保育が必要な児童に保育を行うため設置

◆サービス提供の方針

待機児童ゼロに向けて、民間事業者等と連携して必要なサービスを提供するよう取り組みます。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①人口動態（幼児数の推移）等をふまえて規模を検討します。（場合によって用途変更に対応できる工法を検討します。） ②園児数に応じ、法定基準を満たす規模で更新します。 ③民間活力による更新等を検討します。
配置の考え方	・民間施設の配置等を勘案し、全市レベルで必要性と配置を再検討し、統合・整理を検討します。 ・園児数の推移や地域の実情をふまえ、統合などを検討します。
特記事項	・市立保育園民営化ガイドラインに沿って今後のあり方を検討中です。

9 児童福祉施設

(1) 児童館

◆位置付け

児童の健全育成に関する業務を行うため設置

◆サービス提供の方針

縮小することを前提としつつ、各地域の実情や利用状況をふまえて必要なサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません。 ②サービスの提供が必要な場合、他の既存施設の活用を検討します。 ③更新が必要な場合、複合化等を検討します。
配置の考え方	・年間の利用実態等を鑑みて、配置の考え方を検討します。
特記事項	・設置目的が終了した施設は、更新時を待たずに、譲渡や売却、転用等を検討します。

(2) 放課後児童クラブ

◆位置付け

放課後児童健全育成事業を実施するため設置

◆サービス提供の方針

行政として、必要なサービスを提供します。
今後のニーズ増加が見込まれる施設であり、サービスの拡充を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①学校や周辺の既存施設の活用を検討します。 ②二一スにあつた規模を確保します。
配置の考え方	・学校敷地内（周辺）への配置を基本として検討します。
特記事項	・学校と利用時間帯を分けて学校施設を共用し、既存施設の有効活用を図ります。

(3) 子育て支援施設

①児童発達支援センター（若草学園）

◆位置付け

発達支援を必要とする児童を日々保護者の下から通わせて、児童の健やかな成長と将来地域社会で自立した生活が送れるよう療育等の支援をするため設置

- ◆サービス提供の方針
ニーズに基づき、今後もサービス・機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①療育等事業の実施状況と利用者の推移等をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

②鳥取市母子生活支援施設

◆位置付け

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援するため設置

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、今後もサービス・機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移等をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

10 高齢者支援施設

(1) 入所型施設

◆位置付け

なごみ苑（養護老人ホーム）は、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高齢者の福祉を図るため設置
やすらぎ（介護老人保健施設）は、市民の老後の健康を守り、老人福祉の増進を図るため設置（要介護状態又は要支援状態と認定された者に対して事業を行う）

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、必要なサービスを提供するため民間活力の活用をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	②民間による設置を検討します。 ・市全体で配置を検討します。
特記事項	・現在の施設について民間譲渡を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
なごみ苑			第3期
老人保健施設 やすらぎ			第3期
高齢者生活福祉センターやすらぎ			第3期

(2) 通所型施設

①高齢者福祉センター

◆位置付け

市民生活における福祉活動の拠点として、市民ボランティア活動等、健康づくり及び高齢者福祉の充実を図るため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容や利用実態をふまえて見直しを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ③転用した場合、転用した施設の方向性にあわせて検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・利用状況をふまえ、転用・複合化・売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
老人福祉センター（雷安）			第2期
高齢者いきいき交流センター（用瀬）			第4期

②老人福祉センター（佐治、鹿野）

◆位置付け

高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに健康の増進及び共用の向上等の便宜を総合的に供与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容や利用実態をふまえて見直しを検討します。

12 保健・医療施設

- (1) 総合福祉センター（さざんか会館） ※老人福祉センター除く
◆位置付け

市民生活における福祉活動の拠点として、市民のボランティア活動等、健康づくり及び老人福祉の充実を図るための設置

◆サービス提供の方針

現状維持を基本として、必要なサービス提供にむけて検討します。
ホール機能については、広域集会所として稼働率の向上を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

(2) 保健センター

◆位置付け

市民の健康づくりの推進及び自主的な保健活動の振興に資するため設置

◆サービス提供の方針

さらなる保健サービスの充実をめざし、今後のサービス内容等について検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。 ・旧自治体の単位をこえた配置を検討します。
特記事項	・利用実態やサービスの提供の手法等をふまえ、転用や売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	今後の活用（更新時期まで）	更新時	
国府地区保健センター			第4期
用瀬地区保健センター			第4期
佐治町保健センター			第1期
気高地区保健センター			第4期
鹿野地区保健センター			第3期
青谷地区保健センター			第4期

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。		
配置の考え方	②転用する施設にあわせて検討します。		
特記事項	①利用状況をふまえ、転用を検討します。		

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
佐治町老人福祉センター			第3期
鹿野町老人福祉センター			第3期

11 障がい者支援施設

◆位置付け

障がい者福祉の充実を図るため、障がい者福祉活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

利用者のニーズに基づき、必要なサービスを提供するため民間活力の活用をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。 ②他の施設との複合化等を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・利用者のニーズに基づき、今後もサービス・機能を確認します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
さわやか会館			第4期

(2) 特産品加工販売施設

◆位置付け

地場産業の振興、特産加工品の研究開発、加工品の製造販売及び地域間の交流により農業・農村の活性化を図るため設置

◆サービス提供の方針

行政が直接的に設置・保有する必要性は低くなくなった施設については、より自由度の高い施設となるような活用等を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・利用状況等をふまえて、更新時期より早く、転用・譲渡・売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面の活用（更新時期まで）	更新時	
鹿野おもしろ市場			第3期
青谷ようこそ館			第3期
あおや和紙工房			第3期
和紙生産 伝承施設（かみんぐさじ）			第3期

(3) 駐車場・駐輪場

①駐車場

◆位置付け

市民の移動を円滑にするため設置

◆サービス提供の方針

当面は現状を維持しますが、民間事業者におけるサービス提供等をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①民間事業者の設置状況をふまえて検討します。 ②民間事業者による設置を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

(3) 医療施設

◆位置付け

市民の療養環境の向上を図るため設置

◆サービス提供の方針

民間医療の空白地帯を解消するため、現状維持を基本とします。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえて規模を検討します。 ②他の既存施設の活用を検討します。 ③単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・借地の解消を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	今後の活用（更新時期まで）	更新時	
佐治町歯科診療所			第3期
佐治町内科診療所			第3期

13 産業振興施設

(1) 公設地方卸売市場

◆位置付け

生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資するため設置

◆サービス提供の方針

代替機能を有する施設がなく、行政がサービス提供する必要があると考えられ、今後も一定の施設機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①施設の現状等をふまえて、必要となる規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆ 個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
片原駐車場			—
駅南駐車場			第3期

② 駐輪場

- ◆ 位置付け
市民の移動を円滑にするため設置

◆ サービス提供の方針

当面は現状を維持しますが、民間事業者におけるサービス提供等をふまえて検討します。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	① 利用者の推移（見込み）をふまえて規模を検討します。 ② 民間事業者による設置を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆ 個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鳥取駅高架下第1自転車駐車場			第2期
鳥取駅高架下第2自転車駐車場			第4期

14 農業振興施設

(1) 農業振興施設

① 新規就農者技術習得支援施設

◆ 位置付け

新たに就農しようとする者に対し農業に必要な技術及び知識の付与とその他の支援を行うことにより、本市における農業の担い手の育成及び確保を図るため設置

◆ サービス提供の方針

適宜サービスの必要性を検討します。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	① 利用推移（見込み）をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

② 農業振興施設

◆ 位置付け

中山間地域の活性化及びうおいと活力のある地域農業の振興を図るため設置

◆ サービス提供の方針

行政によるサービス提供の必要性が低くなっていくと考えられ、サービスの必要性を検討します。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	① 行政による更新は行いません。
配置の考え方	—
特記事項	・「公共施設の整理・統廃合に関する方針」に沿って、「可能な限り早期に地元への移管を進めます」 ・ 地元へ移管できない場合、転用等を検討します。

(2) 農機具保管施設・共同作業施設

◆ 位置付け

農業の振興を図るため設置

◆ サービス提供の方針

利用者が限定的かつ営利目的の施設であることから、行政によるサービス提供は縮小します。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	① 行政による更新は行いません。
配置の考え方	—
特記事項	・「公共施設の整理・統廃合に関する方針」に沿って、「可能な限り早期に地元への移管を進めます」 ・ 地元へ移管できない場合、解体・売却等を検討します。

15 観光・保養施設

(1) 観光施設

◆ 位置付け

観光振興及び地域の活性化を図るため設置

◆ サービス提供の方針

観光施策を推進するため当面は現状維持しますが、年間の利用者（来場者）が3年連続で前年実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合はサービス提供の根本的な見直し（廃止）を前提とし検討します。
ただし見直しにあたっては、観光振興、地域活性化等も踏まえ、地元・関係者等と十分協議しながら進めます。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をひまふ、規模を検討します。 ②利用者が多い施設は充実し、利用者が少ない施設は縮小を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・設置目的が終了した施設や稼働率（利用率）が低い施設においては、更新時期を待たずに、譲渡や売却、転用等を検討します。

◆ 個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
鳥取世界おもちゃ館			第3期
お城山展望台			第3期
流しひなの館			第2期
用瀬観光物産センター			第2期
鹿野往來交流館			第4期
さじアストロパーク（天文台）			第3期
さじアストロパーク（観測所）			第2期
さじアストロパーク（レストハウス）			第2期
道の駅「清流茶屋かわはら」			第4期
因幡万葉歴史館			第3期
サンドバルとっとり			第4期
食文化体験施設万葉の館			第3期
そば道場			第3期
気高町遊漁センター			第2期
気高町観光センター			第3期
佐治町木工体験学習施設			第2期

(2) 文化財

◆ 位置付け

文化の向上と福祉の増進を図るため設置

◆ サービス提供の方針

保存すべき施設であり、現状維持を基本とします。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	①現存のとおり維持する方向で検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆ 個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
仁風閣			—
城下町とっとり交流館			—

(3) 宿泊施設

◆ 位置付け

市民の保養と観光の振興に寄与するため設置

◆ サービス提供の方針

サービス内容が民間事業者と統合している施設については、サービス提供は縮小または廃止する方向で検討します。
利用が少ない施設については、サービスの根本的な見直しを前提に、観光振興、地域活性化の観点を持ち、関係者等と協議しながら検討します。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	①更新時期には、行政による更新を行わないことを前提として存廃について検討します。 ②民間活力の活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・設置目的が終了した施設や民間と統合する施設は、更新時を待たずに、譲渡や売却、転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
柳糸屋キャンプ場 （ハーベキュー棟）			第3期
山王谷キャンプ場			第2期
安威森林体験交流施設			第3期
サイクリングターミナル砂丘の家			第1期
宿泊研修施設コスモスの館			第2期
たんぼり荘			第1期
かわはら三滝荘			第2期
山紫苑			第3期

(4) 日帰り温泉施設

- ◆位置付け
市民の保養と観光の振興に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容が民間事業者と競合しており、行政としてのサービス提供は縮小または廃止する方向で検討します。
利用が少ない施設については、サービスの根本的な見直しを前提に、観光振興、地域活性化の観点を持ち、関係者等と協議しながら検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	(1)基本的に行政による更新は行いません。
配置の考え方	
特記事項	・民間と競合することから、更新時を待たずに、譲渡や売却、転用等を検討します。 ・建物耐用年数に加え、設備の耐用年数をふまえて更新時期等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
ふれあい会館			第3期
湯谷荘			第2期
温泉館ホットピア麗輝			第3期
浜村温泉館			第2期

16 公営住宅

- ◆位置付け
市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため設置
- ◆サービス提供の方針
県有施設や民間施設とのサービス内容や提供量を比較し、本市が直接提供するサービスの縮小を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②掘り上げ型公営住宅への転換を検討します。 ③民間と連携した住宅供給を検討します。
配置の考え方	・県有施設や民間施設の配置等を勘案し、統合・整理を検討します。
特記事項	・詳細は、鳥取市営住宅長寿命化計画で検討します。

17 学校関連施設

(1) 小学校

- ◆位置付け
心身の発達に際して、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すため設置
- ◆サービス提供の方針
全ての児童に適切なサービス（教育・発育の場）を提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①中長期的に維持することが考えられる施設（校区審議会において統廃合を検討していない学校）については、文部科学省の方針に基づき、長寿命化の対策を施します。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。 ③単独で更新する場合、児童数の推移（見込み）をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・校区審議会での議論等を基に配置を検討します。
特記事項	・空きスペースの活用や長期休業期間の利活用等を検討します。 ・規模の適正化や機能の複合化など、これまでの本市の方針及び文部科学省の方針に基づき施設のあり方を検討します。

(2) 中学校

◆位置付け

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すため設置

◆サービス提供の方針

全ての生徒に適切なサービス（教育・養育の場）を提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①中長期的に維持することが考えられる施設（校区審議会において統合を検討していない学校）については、文部科学省の方針に基づき、長寿命化の対策を施します。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。 ③単独で更新する場合、生徒数の推移（見込み）をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・校区審議会での議論等を基に配置を検討します。
特記事項	・空きスペースの活用や長期休業期間の活用等を検討します。 ・規模の適正化や機能の複合化など、これまでの本市の方針及び文部科学省の方針に基づき施設のあり方を検討します。

(3) 学校給食センター

◆位置付け

学校給食を共同調理するため設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な給食を継続的かつ安定して提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①必要な規模を確保します。 ②民間活力を活用した更新を検討します。
配置の考え方	・提供員数の推移（見込み）や移動条件（給食配送）等をふまえ、可能な限り統合を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
第一学校給食センター			第3期
第二学校給食センター			第3期
湖東学校給食センター			第3期
国府学校給食センター			第4期
河原学校給食センター			第4期
気高学校給食センター			第3期
鹿野学校給食センター			第3期
青谷学校給食センター			第3期

18 公園施設

◆位置付け

住民の健康及び福祉の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

公園利用者が安心して公園を利用できるように現状維持を基本とし、必要なサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①必要な規模で更新します。
配置の考え方	—
特記事項	※詳細は鳥取市公園施設長寿命化計画で検討します。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
樽鈴公園（梅鯉層）			第1期
行徳緑地（行徳苑）			第1期

19 環境関連施設

(1) 浄水施設

- ◆位置付け
地域の福祉の増進及び環境衛生の向上のため設置

- ◆サービス提供の方針
市民生活を守る上で必要な機能として継続してサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①必要な規模で更新します。
配置の考え方	-
特記事項	・今後も行政による整備・更新を行います。 ・水道局への移管を予定しています。

◆個別の建物（施設）方針

今後、施設を水道局へ移管し、公営企業会計の基で更新等が検討されますので、本計画では掲載しません。

(2) 可燃物処理施設

- ◆位置付け
地域の福祉の増進及び環境衛生の向上のため設置

- ◆サービス提供の方針
必要な機能として継続して機能を維持します。環境に配慮した設備設置を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①人口推移等をふまえた必要な規模で更新します。
配置の考え方	-
特記事項	・今後も行政による整備・更新を行います。 ・建物耐用年数に加え、設備の耐用年数をふまえて更新時期等を検討します。

◆個別の建物（施設）方針

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方に沿って取り組みを進めます。なお、施設の性質上、設備の老朽化（劣化）をふまえて更新時期を検討する必要があります。

対象施設：神台清掃工場、国府町クリーンセンター、レインボーふくべ、ながおクリーンステーション

20 その他施設

(1) その他施設

- ①埋蔵文化財調査センター
- ◆位置付け
文化財を発掘・調査するために設置

- ◆サービス提供の方針
出土品（遺物）等を保管するほか、調査するためサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設（民間施設含む）の活用を検討します。 ②コンテナ倉庫等の活用などを検討します。
配置の考え方	-
特記事項	・主として収蔵等を担っており、必要性を検討し、適宜見直しを図ります。

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	当面（更新時期まで）	更新時	
埋蔵文化財調査センター			第1期

②国際交流プラザ

- ◆位置付け
市民と外国人との相互国際理解及び国際交流を促進し、鳥取市の国際化の推進に資するため設置

◆サービス提供の方針

国際交流の促進、国際化が進む中での在住外国人支援の拠点として、必要な機能の拡充などサービスの内容を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	-
特記事項	

◆個別の建物（施設）方針

施設名	建物（施設）の方向性		更新時期
	今後の活用（更新時期まで）	更新時	
国際交流プラザ			第4期

(2) 民間活用中の施設

◆位置付け

③リサイクルドリームハウス
省資源活動を推進し、市民にふれあいの場を提供するため設置

◆サービス提供の方針

建築物の有効活用として、活用できる状況であれば現状どおり貸付等を行います。安全性等に問題がある場合はサービスの廃止や解体等を検討します。
サービス継続にあたっては、利用者との協議をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①基本的に行政による更新は行いません。
配置の考え方	-
特記事項	・可能な限り利用者等への譲渡を行い、利用者にとって自由度の高い施設とします。 ・サービス継続が必要な場合、他の既存施設の活用など幅広く検討します。

◆個別の建物(施設)方針

施設名	建物(施設)の方向性		更新時期
	当面(更新時期まで)	更新時	
鹿野地区コミュニティ施設(屋内運動場)			第1期
旧大冢小学校			第1期
国府中学校(寄宿舎)			第1期
旧成器小学校			第1期
いざいき成器保育園			第1期
旧鹿野幼稚園			第1期
旧福部幼稚園			第3期
旧河原幼稚園			第1期
旧河内へさち保育所			第1期
旧日置谷小学校			第1期
旧佐治学校給食センター			第2期
下曳田大型共同作業場			第3期
湖南中学校			第2期
青年会館(用瀬)			第1期
緑の郷			第1期
旧勝谷幼稚園			第1期
旧小鷺河幼稚園			第1期
旧八上保育園			第1期
栃本簡易郵便局			第2期
職員会館白砂			第1期
尾鷲光案内所			第3期

③リサイクルドリームハウス

◆位置付け

省資源活動を推進し、市民にふれあいの場を提供するため設置

◆サービス提供の方針

行政として設置・保有する必要性は低いため、用途転用等によってより自由度の高い施設となるよう検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新は行いません
配置の考え方	-
特記事項	・更新時を待たずに、売却や転用等を検討します。

◆個別の建物(施設)方針

施設名	建物(施設)の方向性		更新時期
	当面(更新時期まで)	更新時	
リサイクルドリームハウス			第2期

④鳥取テレテレビア(有線テレビジョン放送施設)

◆位置付け

地域間における情報格差を解消するため設置

◆サービス提供の方針

機器の保管、情報発信の拠点としてサービスを維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①更新時に他の公共施設との複合化を検討します。 ②既存施設(民間施設含む)の活用を検討します。
配置の考え方	-
特記事項	

◆個別の建物(施設)方針

施設名	建物(施設)の方向性		更新時期
	当面(更新時期まで)	更新時	
有線テレビジョン放送施設			第4期

一般住宅(宝木)		第3期
佐治大型共同作業場		第3期
旧佐治中学校		第1期
旧佐治中学校(体育館)		第1期
谷山共同浴場		第1期
さじ植木園		—
ふたば作業所貸付建物		第3期
麻生屋内児童遊園		第1期
鳥取市お試し定住体験専用施設		第2期
佐治町郷土文化保存伝習施設		第2期
焼き物工房		第2期
旧気高第1分団ポンプ車格納庫		第1期
旧下佐賀共同作業所		第1期
旧麻生農機具格納庫		第1期
旧莫々谷共同作業所		第1期
旧下曳田共同作業所		第1期
旧下味野共同作業所		第1期
旧上町屋共同作業所		第1期
旧上町屋農機具保管庫		第1期
旧南広西共同作業所		第1期
旧山ヶ鼻農機具保管庫		第1期
旧西品治共同作業所第2		第1期

(3) 未活用施設

◆位置付け

行政として設置目的を終え、現在は活用されていない施設(一時的に倉庫となっているものを含む)

◆サービス提供の方針

建物の状態が良好な場合は、利活用や譲渡等を検討しますが、安全性等の問題がある場合は解体等を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①更新しません。
配置の考え方	—
特記事項	・可能な限り早期に活用を検討します。(支出を伴わない手法) ・活用等が困難な場合、譲渡・売却・解体等を検討します。

◆個別の建物(施設)方針

施設名	建物(施設)の方向性		更新時期
	今後の活用(更新時期まで)	更新時	
旧大正保育園			第1期
旧ひまわり保育園			第1期
旧ふたば保育園			第2期
下佐賀大型共同作業場			第3期
園芸用ガラスハウス			第3期
青谷中央公民館			第1期
旧末恒地区公民館			第1期
佐治町豪雪山村開発総合センター			第1期
リバーフレンド鳥取			第3期
旧国府町総合支所			第1期
旧日置地区公民館			第1期
旧勝部地区公民館			第1期
旧下佐賀共同作業所			第2期
旧麻生農機具保管庫			第1期
旧西品治共同作業所第2			第1期
旧美郷児童館			第1期
用瀬学校給食センター			第2期
旧湖山地区公民館			第1期

連番	住所	施設分類 (小分類)	建物名称	用途	建年	延床面積	構造	所管課	備考
1	河原町北村	保養施設	かわはら三滝荘	事務所	1983	305.00	鉄骨造	林務水産課	
2	河原町北村	保養施設	かわはら三滝荘	事務所	1994	15.45	鉄骨造	林務水産課	
3	河原町北村	保養施設	かわはら三滝荘(バンガロー)	寮舎・宿舎	1989	25.00	木造	林務水産課	
4	河原町北村	保養施設	かわはら三滝荘(バンガロー)	寮舎・宿舎	1994	39.69	木造	林務水産課	
5	河原町北村	保養施設	かわはら三滝荘(バンガロー)	寮舎・宿舎	1994	39.69	木造	林務水産課	
6	河原町北村	保養施設	かわはら三滝荘(バンガロー)	寮舎・宿舎	1994	39.69	木造	林務水産課	
7	河原町北村	保養施設	かわはら三滝荘(バーベキューハウス)	洗場・水飲場	1991	164.00	木造	林務水産課	
8	河原町北村	保養施設	かわはら三滝荘(休養施設)	寮舎・宿舎	1993	191.05	木造	林務水産課	
9	河原町北村	保養施設	かわはら三滝荘(しゃくなげ館)	浴場・風呂場	1993	23.00	木造	林務水産課	
10	河原町北村	保養施設	かわはら三滝荘(便所)	便所	1994	9.00	木造	林務水産課	
11	河原町片山	環境関連施設	し尿中継所ポンプ小屋	ポンプ室	1994	4.80	コンクリートブロック造	生活環境課	
12	河原町湯谷	保養施設	湯谷荘(旧老人憩の家)	集会場・会議室	1980	312.00	鉄筋コンクリート造	高齢社会課	
13	河原町湯谷	保養施設	湯谷荘(旧デイサービス)	集会場・会議室	1976	335.16	鉄骨造	高齢社会課	
14	河原町渡一木	文化学習施設	河原歴史民俗資料館	陳列所・展示室	1975	128.30	木造	文化財課	
15	河原町渡一木	文化学習施設	河原歴史民俗資料館	倉庫・物置	1975	26.25	鉄筋コンクリート造	文化財課	
16	河原町渡一木	行政関連施設	第2駐車場車庫	車庫	1989	88.37	鉄筋コンクリート造	河原町総合支所地域振興課	
17	河原町渡一木	行政関連施設	第2駐車場車庫	車庫	1989	379.24	鉄骨鉄筋コンクリート造	河原町総合支所地域振興課	
18	河原町渡一木	行政関連施設	第2駐車場車庫	車庫	1989	70.20	鉄骨鉄筋コンクリート造	河原町総合支所地域振興課	
19	河原町渡一木	未活用施設	旧河原幼稚園	校舎・園舎	1980	642.31	鉄骨造	教育総務課	
20	河原町渡一木	未活用施設	旧河原幼稚園	校舎・園舎	1980	42.00	鉄骨造	教育総務課	
21	河原町渡一木	行政関連施設	河原町総合支所自転車置場	自転車置場・置場	1992	9.01	鉄骨造	河原町総合支所地域振興課	
22	河原町渡一木	行政関連施設	除雪ドームザ格納庫	車庫	1983	101.90	木造	道路課	
23	河原町渡一木	庁舎等	河原町総合支所庁舎・第2庁舎	庁舎	1968	1,680.32	鉄筋コンクリート造	河原町総合支所地域振興課	
24	河原町渡一木	庁舎等	河原町総合支所庁舎・第2庁舎	庁舎	1983	294.52	鉄骨造	河原町総合支所地域振興課	
25	河原町渡一木	庁舎等	河原町総合支所庁舎・第2庁舎	庁舎	1991	1,362.60	鉄筋コンクリート造	河原町総合支所地域振興課	
26	河原町渡一木	庁舎等	河原町総合支所庁舎・第2庁舎	庁舎	1997	211.86	鉄筋コンクリート造	河原町総合支所地域振興課	
27	河原町渡一木	小学校	河原第一小学校	校舎・園舎	1975	3,190.37	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
28	河原町渡一木	小学校	河原第一小学校	体育館	1975	1,056.00	鉄骨造	教育総務課	
29	河原町渡一木	小学校	河原第一小学校	廊下・渡廊下	1975	33.60	鉄骨造	教育総務課	
30	河原町渡一木	小学校	河原第一小学校	倉庫・物置	1983	18.09	鉄骨造	教育総務課	
31	河原町渡一木	中央公民館	河原町中央公民館	公民館	1978	1,667.40	鉄筋コンクリート造	生涯学習・スポーツ課	
32	河原町渡一木	文化学習施設	陶芸窯	処理場・加工場	1990	9.60	鉄骨造	生涯学習・スポーツ課	
33	河原町天神原	農業振興施設	中井二畜産団地	小屋・畜舎	1987	969.52	鉄骨造	農業振興課	
34	河原町天神原	農業振興施設	中井二畜産団地	小屋・畜舎	1986	969.52	鉄骨造	農業振興課	
35	河原町天神原	農業振興施設	中井二畜産団地	車庫	1988	130.50	鉄骨造	農業振興課	
36	河原町天神原	農業振興施設	中井二畜産団地	事務所	1987	34.61	木造	農業振興課	
37	河原町天神原	農業振興施設	中井二畜産団地	小屋・畜舎	1987	144.00	木造	農業振興課	
38	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 51-2	住宅	1977	166.41	鉄骨造	建築住宅課	
39	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 52-2	住宅	1977	166.41	鉄骨造	建築住宅課	
40	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 53-2	住宅	1978	166.41	鉄骨造	建築住宅課	
41	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 55-2	住宅	1980	221.88	鉄骨造	建築住宅課	
42	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 58-2	住宅	1983	114.48	鉄骨造	建築住宅課	
43	河原町長瀬	防災関連施設	河原消防車庫(第1号車)	車庫	1996	65.47	鉄骨造	危機管理課	
44	河原町長瀬	地区集会施設	河原地区公民館	公民館	1983	348.37	鉄骨造	協働推進課	
45	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 51-1	住宅	1977	166.41	鉄骨造	建築住宅課	
46	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 物置1	倉庫・物置	1977	20.40	鉄骨造	建築住宅課	
47	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 52-1	住宅	1977	166.41	鉄骨造	建築住宅課	
48	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 物置2	倉庫・物置	1977	20.40	鉄骨造	建築住宅課	
49	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 53-1	住宅	1978	166.41	鉄骨造	建築住宅課	
50	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 57	住宅	1982	286.26	鉄骨造	建築住宅課	
51	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 物置6	倉庫・物置	1982	20.40	鉄骨造	建築住宅課	
52	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 58-1	住宅	1983	286.26	鉄骨造	建築住宅課	
53	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地集会所	集会場・会議室	1983	69.00	鉄骨造	建築住宅課	
54	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 物置3	倉庫・物置	1978	20.40	鉄骨造	建築住宅課	
55	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 54	住宅	1980	277.34	鉄骨造	建築住宅課	
56	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 物置4	倉庫・物置	1980	20.40	鉄骨造	建築住宅課	
57	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 55-1	住宅	1980	166.41	鉄骨造	建築住宅課	
58	河原町長瀬	公営住宅等施設	長瀬団地 物置5	倉庫・物置	1980	20.40	鉄骨造	建築住宅課	

連番	住所	施設分類 (小分類)	備考	延床面積	構造	所管課	備考	建年	延床面積	構造	所管課	備考
59	河原町長瀬	保育・子育て支援施設	鳥取市立河原あゆっこ園	1,564.00	木造	児童家庭課	校舎・園舎	2010	1,564.00	木造	児童家庭課	
60	河原町中井	公営住宅等施設	中井二団地 ②1棟、2戸	143.60	コンクリートブロック造	建築住宅課	住宅	1977	143.60	コンクリートブロック造	建築住宅課	
61	河原町中井	公営住宅等施設	中井二団地 ①1棟、2戸	143.60	コンクリートブロック造	建築住宅課	住宅	1977	143.60	コンクリートブロック造	建築住宅課	
62	河原町中井	農業振興施設	豆腐加工施設			河原町総合支所地域振興課	(要確認)				河原町総合支所地域振興課	
63	河原町中井	防災関連施設	河原消防車庫(第2号車)	19.83	コンクリートブロック造	危機管理課	車庫	1961	19.83	コンクリートブロック造	危機管理課	
64	河原町中井	防災関連施設	中井二消防格納庫	11.20	コンクリートブロック造	危機管理課	車庫	1977	11.20	コンクリートブロック造	危機管理課	
65	河原町中井	地区集会施設	中井二集会所	119.24	木造	人権推進課	集会場・会議室	1971	119.24	木造	人権推進課	
66	河原町中井	地区集会施設	西郷地区公民館	542.82	鉄骨造	協働推進課	公民館	1962	542.82	鉄骨造	協働推進課	
67	河原町中井	地区集会施設	老人憩の家(中井二)	117.00	鉄骨造	高齢社会課	集会場・会議室	1987	117.00	鉄骨造	高齢社会課	
68	河原町中井	保育・子育て支援施設	中井二小規模児童館	126.37	鉄骨造	児童家庭課	保育室・育児室	1980	126.37	鉄骨造	児童家庭課	
69	河原町中井	農業振興施設	中井二共同作業場	143.80	鉄骨造	農業振興課	処理場・加工場	1979	143.80	鉄骨造	農業振興課	
70	河原町中井	農業振興施設	中井二農機具保管庫	112.00	鉄骨造	農業振興課	車庫	1975	112.00	鉄骨造	農業振興課	
71	河原町中井	農業振興施設	中井二共同畜舎堆肥舎	450.00	鉄骨造	農業振興課	小屋・畜舎	1995	450.00	鉄骨造	農業振興課	
72	河原町中井	農業振興施設	中井二しいたけ施設	96.06	鉄骨造	農業振興課	処理場・加工場	1984	96.06	鉄骨造	農業振興課	
73	河原町中井	農業振興施設	中井二しいたけ施設	6.20	鉄骨造	農業振興課	ポンプ室	1984	6.20	鉄骨造	農業振興課	
74	河原町中井	農業振興施設	旧北辰寮	34.02	木造	河原町総合支所地域振興課	(要確認)	1976	34.02	木造	河原町総合支所地域振興課	
75	河原町谷一木	観光施設	お城山展望台(河原城)	794.44	鉄筋コンクリート造	観光戦略課	陳列所・展示室	1994	794.44	鉄筋コンクリート造	観光戦略課	
76	河原町谷一木	観光施設	お城山展望台(河原城)	24.80	木造	観光戦略課	便所	1994	24.80	木造	観光戦略課	
77	河原町谷一木	公園施設	河原町中央公園 便所	11.52	コンクリートブロック造	都市環境課	便所	1993	11.52	コンクリートブロック造	都市環境課	
78	河原町小畑	地区集会施設	小畑交流館	143.80	木造	農業振興課	集会場・会議室	2003	143.80	木造	農業振興課	
79	河原町山手	地区集会施設	国英地区公民館	480.00	木造	協働推進課	集会場・会議室	2012	480.00	木造	協働推進課	
80	河原町山手	防災関連施設	上山手地区消防格納庫	10.08	コンクリートブロック造	危機管理課	車庫	1978	10.08	コンクリートブロック造	危機管理課	
81	河原町山手	地区集会施設	上山手地区会館	120.77	鉄骨造	人権推進課	集会場・会議室	1978	120.77	鉄骨造	人権推進課	
82	河原町山手	保育・子育て支援施設	上山手地区児童館	93.70	木造	児童家庭課	保育室・育児室	1995	93.70	木造	児童家庭課	
83	河原町山手	農業振興施設	上山手共同作業場	51.66	木造	農業振興課	処理場・加工場	1971	51.66	木造	農業振興課	
84	河原町山手	農業振興施設	上山手共同作業所	97.44	鉄骨造	農業振興課	処理場・加工場	1982	97.44	鉄骨造	農業振興課	
85	河原町山手	農業振興施設	上山手農機具保管庫	48.00	鉄骨造	農業振興課	車庫	1974	48.00	鉄骨造	農業振興課	
86	河原町山手	未活用施設	旧河原町総合運動場	36.80	木造	生涯学習・スポーツ課	案内所	1990	36.80	木造	生涯学習・スポーツ課	
87	河原町山手	未活用施設	旧河原町総合運動場	76.83	木造	生涯学習・スポーツ課	案内所	1992	76.83	木造	生涯学習・スポーツ課	
88	河原町山手	未活用施設	旧河原町総合運動場	12.83	木造	生涯学習・スポーツ課	車庫	1993	12.83	木造	生涯学習・スポーツ課	
89	河原町佐貫	未活用施設	下佐貫大型共同作業場	410.83	鉄骨造	河原町総合支所地域振興課	鉄骨造	1987	410.83	鉄骨造	河原町総合支所地域振興課	
90	河原町佐貫	未活用施設	下佐貫大型共同作業場	11.56	鉄骨造	河原町総合支所地域振興課	ボイラー室	1987	11.56	鉄骨造	河原町総合支所地域振興課	
91	河原町佐貫	未活用施設	下佐貫大型共同作業場	20.37	鉄骨造	河原町総合支所地域振興課	自転車置場・置場	1987	20.37	鉄骨造	河原町総合支所地域振興課	
92	河原町佐貫	その他施設	旧下佐貫共同作業所	104.67	木造	農業振興課	作業所・工作物	1987	104.67	木造	農業振興課	地元へ無償貸付
93	河原町佐貫	行政関連施設	散岐倉庫	539.25	鉄骨造	河原町総合支所地域振興課	倉庫・物置	1963	539.25	鉄骨造	河原町総合支所地域振興課	
94	河原町佐貫	スポーツ施設	河原町屋内ゲートボール場	678.23	鉄骨造	生涯学習・スポーツ課	体育館	1970	678.23	鉄骨造	生涯学習・スポーツ課	
95	河原町佐貫	防災関連施設	河原消防車庫(第3号車)	63.00	鉄骨造	危機管理課	車庫	1994	63.00	鉄骨造	危機管理課	
96	河原町佐貫	防災関連施設	下佐貫消防格納庫	17.44	鉄骨造	危機管理課	車庫	1984	17.44	鉄骨造	危機管理課	
97	河原町佐貫	防災関連施設	下佐貫消防格納庫	23.60	木造	危機管理課	車庫	1978	23.60	木造	危機管理課	
98	河原町佐貫	防災関連施設	大智谷格納庫(消防)	11.20	コンクリートブロック造	危機管理課	車庫	1975	11.20	コンクリートブロック造	危機管理課	
99	河原町佐貫	防災関連施設	下佐貫地区消防格納庫	17.44	木造	危機管理課	車庫	1984	17.44	木造	危機管理課	
100	河原町佐貫	地区集会施設	下佐貫集会所	252.00	鉄骨造	人権推進課	集会場・会議室	1977	252.00	鉄骨造	人権推進課	
101	河原町佐貫	地区集会施設	散岐地区公民館	342.00	鉄骨造	協働推進課	公民館	1986	342.00	鉄骨造	協働推進課	
102	河原町佐貫	地区集会施設	老人憩の家(下佐貫)	132.00	鉄骨造	高齢社会課	集会場・会議室	1985	132.00	鉄骨造	高齢社会課	
103	河原町佐貫	保育・子育て支援施設	散岐保育園	434.90	鉄骨造	児童家庭課	校舎・園舎	1987	434.90	鉄骨造	児童家庭課	
104	河原町佐貫	保育・子育て支援施設	散岐保育園	30.30	鉄骨造	児童家庭課	校舎・園舎	2000	30.30	鉄骨造	児童家庭課	
105	河原町佐貫	保育・子育て支援施設	下佐貫児童館	197.20	鉄骨造	児童家庭課	保育室・育児室	1980	197.20	鉄骨造	児童家庭課	
106	河原町佐貫	農業振興施設	下佐貫作業所(ライスセンター)	221.10	鉄骨造	農業振興課	処理場・加工場	1978	221.10	鉄骨造	農業振興課	
107	河原町佐貫	農業振興施設	先城地区農機具保管施設	236.95	鉄骨造	農業振興課	車庫	1990	236.95	鉄骨造	農業振興課	
108	河原町佐貫	農業振興施設	先城地区農機具保管施設	10.22	コンクリートブロック造	農業振興課	倉庫・物置	1990	10.22	コンクリートブロック造	農業振興課	
109	河原町佐貫	農業振興施設	先城地区農機具保管施設	34.57	木造	農業振興課	小屋・畜舎	1990	34.57	木造	農業振興課	
110	河原町佐貫	公営住宅等施設	下佐貫団地 3棟、11戸	792.49	コンクリートブロック造	建築住宅課	住宅	1982	792.49	コンクリートブロック造	建築住宅課	
111	河原町佐貫	小学校	散岐小学校	2,743.37	鉄筋コンクリート造	教育総務課	校舎・園舎	2000	2,743.37	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
112	河原町佐貫	小学校	散岐小学校	816.45	鉄骨造	教育総務課	体育館	1993	816.45	鉄骨造	教育総務課	
113	河原町高福	観光施設	道の駅「清流茶屋かわはら」	1,151.00	木造	観光戦略課	食堂・調理室	2006	1,151.00	木造	観光戦略課	
114	河原町高福	観光施設	道の駅「清流茶屋かわはら」	111.00	木造	観光戦略課	食堂・調理室	2006	111.00	木造	観光戦略課	
115	河原町高福	観光施設	道の駅「清流茶屋かわはら」	168.00	鉄骨造	観光戦略課	食堂・調理室	2006	168.00	鉄骨造	観光戦略課	
116	河原町牛戸	保育・子育て支援施設	西郷保育園	435.91	鉄骨造	児童家庭課	校舎・園舎	1991	435.91	鉄骨造	児童家庭課	
117	河原町牛戸	小学校	西郷小学校	1,949.40	鉄筋コンクリート造	教育総務課	校舎・園舎	1972	1,949.40	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
118	河原町牛戸	小学校	西郷小学校	493.66	鉄骨造	教育総務課	体育館	1972	493.66	鉄骨造	教育総務課	
119	河原町牛戸	小学校	西郷小学校	40.65	木造	教育総務課	倉庫・物置	1972	40.65	木造	教育総務課	
120	河原町牛戸	小学校	西郷小学校	27.80	鉄骨造	教育総務課	廊下・渡廊下	1972	27.80	鉄骨造	教育総務課	
121	河原町弓河内	農業振興施設	弓河内地区多目的共同施設	113.71	木造	農業振興課	集会場・会議室	1997	113.71	木造	農業振興課	

連番	住所	施設分類 (小分類)		用途	建年	延床面積	構造	所管課	備考
122	河原町曳田	農業振興施設	曳田しいたけ菌床培養室	処理場・加工場	1991	366.57	鉄骨造	農業振興課	
123	河原町曳田	その他施設	下曳田大型共同作業場	処理場・加工場	1988	444.68	鉄骨造	河原町総合支所地域振興課	民間事業者へ貸付
124	河原町曳田	その他施設	下曳田大型共同作業場	自転車置場・置場	1988	22.08	鉄骨造	河原町総合支所地域振興課	
125	河原町曳田	防災関連施設	正法寺格納庫(消防)	車庫	1975	11.20	コンクリートブロック造	危機管理課	
126	河原町曳田	防災関連施設	下曳田格納庫(消防)	車庫	1976	11.20	コンクリートブロック造	危機管理課	
127	河原町曳田	社会福祉施設	河原人権福祉センター	集会場・会議室	1976	312.58	鉄筋コンクリート造	人権推進課	
128	河原町曳田	社会福祉施設	河原人権福祉センター	倉庫・物置	1976	24.00	鉄骨造	人権推進課	
129	河原町曳田	社会福祉施設	河原人権福祉センター	自転車置場・置場	1976	9.00	鉄骨造	人権推進課	
130	河原町曳田	地区集会施設	下曳田地区会館	集会場・会議室	1996	240.73	鉄骨造	人権推進課	
131	河原町曳田	行政関連施設	河原人権福祉センター(車庫)	車庫	1977	29.70	鉄骨造	人権推進課	
132	河原町曳田	地区集会施設	八上地区公民館	公民館	1980	221.88	鉄骨造	協働推進課	
133	河原町曳田	地区集会施設	老人憩の家(下曳田)	集会場・会議室	1980	96.00	鉄骨造	高齢社会課	
134	河原町曳田	保育・子育て支援施設	曳田(正法寺)児童館	保育室・育児室	1986	91.09	木造	児童家庭課	
135	河原町曳田	その他施設	旧八上保育園	校舎・園舎	1980	276.00	鉄骨造	児童家庭課	
136	河原町曳田	農業振興施設	正法寺共同作業場	車庫	1976	93.59	鉄骨造	農業振興課	
137	河原町曳田	農業振興施設	下曳田しいたけ施設	処理場・加工場	1983	773.92	鉄骨造	農業振興課	
138	河原町曳田	農業振興施設	下曳田しいたけ施設	処理場・加工場	1983	712.06	鉄骨造	農業振興課	
139	河原町曳田	公園施設	桜づつみ河川公園(河原)	便所	1991	24.00	木造	都市環境課	
140	河原町曳田	公園施設	桜づつみ河川公園(河原)	倉庫・物置	1997	9.93	木造	都市環境課	
141	河原町曳田	公営住宅等施設	下曳田団地 1棟、6戸	住宅	1978	430.80	コンクリートブロック造	建築住宅課	
142	河原町曳田	その他施設	八上地区オートボール場トイレ	便所	1990	6.00	木造	河原町総合支所産業建設課	
143	河原町曳田	体育館	河原町総合町民体育館	体育館	1984	3,213.70	鉄骨造	生涯学習・スポーツ課	
144	河原町曳田	体育館	河原町勤労者体育館	体育館	1981	838.00	鉄骨造	生涯学習・スポーツ課	
145	河原町曳田	教育関連施設	河原学校給食センター	食堂・調理室	1997	497.00	鉄骨造	学校保健給食課	
146	河原町曳田	農業振興施設	下曳田農機具保管庫	車庫	1978	128.00	鉄骨造	農業振興課	
147	河原町曳田	中学校	河原中学校	校舎・園舎	2011	2,026.41	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
148	河原町曳田	中学校	河原中学校	校舎・園舎	2011	1,886.27	鉄筋コンクリート造	教育総務課	
149	河原町曳田	中学校	河原中学校(体育館)	体育館	2013	1,137.86	鉄骨造	教育総務課	
150	河原町稲常	農業振興施設	稲常共同作業場	処理場・加工場	2002	58.50	鉄骨造	農業振興課	
151	河原町鮎ヶ丘	地区集会施設	鮎ヶ丘集会所	集会場・会議室	1998	153.87	木造	建築住宅課	

公共施設経営に関する 取り組み事例

(鳥取市で講演した自治体)

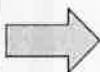
事例1(浜松市)

民間貸付

◆廃校

- ・市民協働センターへの転用、民間事業者による地域活動拠点や森林組合の事務所兼作業所、地域集会場などに貸付

★地域で簡易郵便局・診療所を誘致★



地元へ無償貸付⇒自治会館、郵便局、診療所、体育館での展示イベント



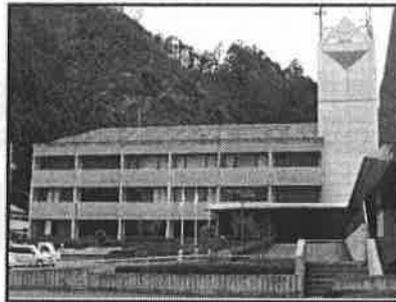
事例2(浜松市)

機能集約(施設統合)と民間貸付

- ・金融機関
- ・郵便局
- ・国出先機関
- ・民間保険会社等
- ・NPO団体

(貸付)

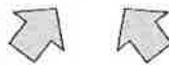
【佐久間協働センター】
※旧佐久間町役場・ホール



☆貸付により
890万円/年の収入



【さくま郷土遺産保存館:統合・廃止】
解体・借地の返還



【佐久間就業改善センター:統合・管変】

事例3(秦野市)

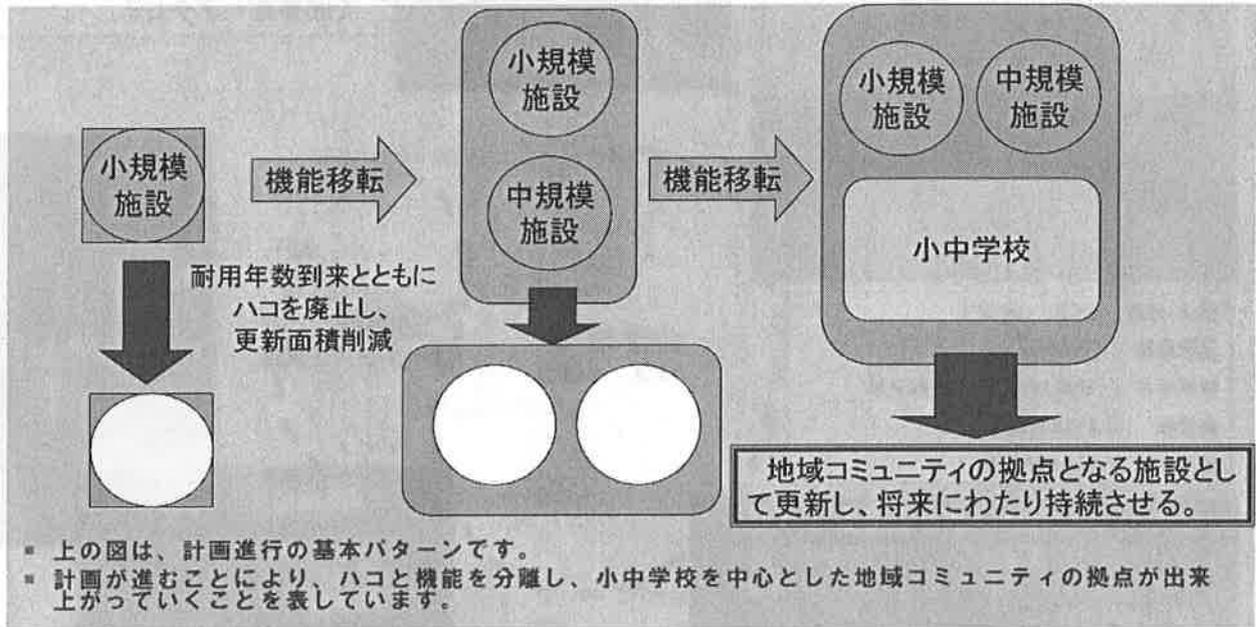
公民連携による公共施設マネジメント

- 秦野市役所の敷地内には、コンビニが建っています。(独立店舗が敷地内に建っているのは、全国で唯一(現在愛媛県新居浜市が挑戦中)。24時間営業を担保)。建設に当たり、税は投入していない(事業用定期借地で出店者が建設)。総額〇.〇億円の賃料収入は、庁舎の維持補修に充当
- この店では、図書館の図書返却受付、市刊行物や文化会館公演チケットの販売、住民票の受取サービスなどを24時間年中無休で実施
- これも立派な「公民連携(PPP)による公共施設のマネジメント」



事例4(秦野市)

学校を中心とした地域コミュニティ拠点

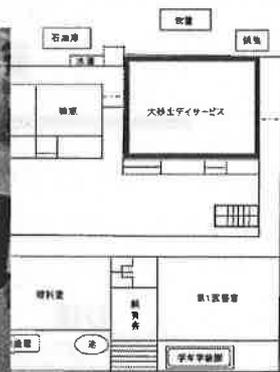


事例5(さいたま市)

◎泰平小と大砂土デイサービスセンター

学校の活用

三橋小学校と三橋公民館の複合
(公民館の調理実習室と小学校の家庭科室が連結)



余裕教室を活用した放課後児童クラブ



稼働率の低い教室の有効活用

事例6(佐倉市)

図書館と学校との複合化

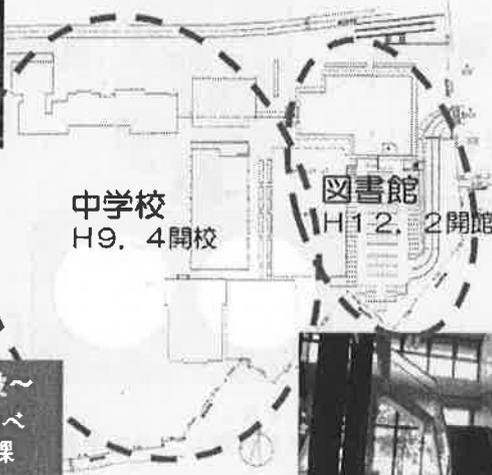
市立図書館の新築工事



構造・規模：RC造 2階建て
 延床面積：1,462 m²
 建築年月：平成12年(2000年)2月
 蔵書数：約20万冊
 貸出者数：延12万人/年



生徒は、校舎より連絡通路にて図書館へアクセス

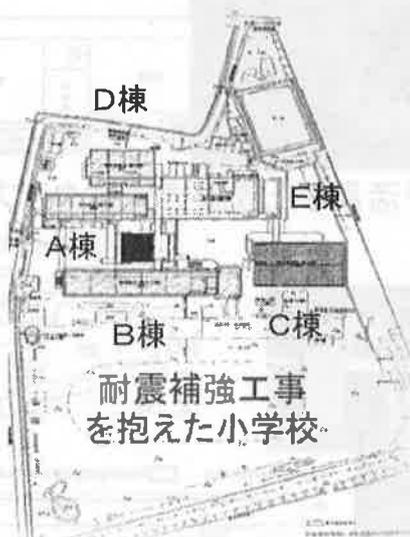


～新設中学校隣地に市立図書館を併設～
 学校内には図書室はなく、市立図書館を調べ学習として授業で利用する他、昼休み、放課後も利用可能。

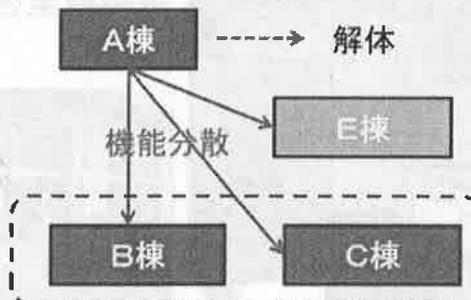
人口減少を見据えた複合化

事例7(佐倉市)

耐震化と合わせた統合(集中化)



【与条件】
 D・E棟 ⇒ 新耐震校舎
 A・B・C棟 ⇒ 旧耐震校舎
 耐震補強順位 A→C→B
 保有面積－基準面積≒450m²



B・C棟を集中して補強

総量縮減(約450m²)＋予算縮減(約6,000万円)

目 次

基本計画 第1章

1 官民の連携推進 第1章

1 民間の活用推進 第2章

1 民間の活用推進 1

2 民間の活用推進の推進 2

2 民間の活用推進の推進 2

第10次鳥取市総合計画

8 鳥取市の概要 第3章

8 人口 1

8 人口 2

8 鳥取市の概要 2

【平成28年度～平成37年度】

7 人口 第4章

7 人口 1

7 人口 2

8 人口 2

8 人口 4

9 人口 2

9 人口 2

10 人口 7

10 人口 8

10 人口 9

11 人口 10

11 人口 10

11 人口 10

(素案)

8 人口 第5章

8 人口 第6章

4 人口 第7章

4 人口 第8章

4 人口 第9章

4 人口 第10章

4 人口 第11章

2 人口 第12章

目 次

第1編 基本構想

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第2章 計画の役割、構成と期間等.....	1
1 計画の役割.....	1
2 計画の構成と期間.....	2
3 計画の進行管理.....	2
第3章 人口と財政の長期的な見通し.....	3
1 人口・世帯数の見通し.....	3
2 年齢階層別人口の見通し.....	3
3 財政の見通し.....	5
第4章 時代の潮流とまちづくりの課題.....	7
1 人口減少時代の到来.....	7
2 多様な価値観や多彩なライフスタイルへの対応.....	7
3 地域経済の再生.....	8
4 グローバル化の進展と交流人口の拡大.....	8
5 自然災害をはじめさまざまな危機に対する安全意識の高まり.....	9
6 環境・エネルギー問題への対応.....	9
7 情報通信技術の進化.....	10
8 自立した自治体経営の実現.....	10
9 地方創生の推進.....	10
10 市民アンケート調査結果.....	11
(1) 鳥取市がめざすべき将来の都市像について.....	11
(2) 優先すべき施策について.....	12
第5章 まちづくりの方向.....	13
第1節 基本的な考え方.....	13
第2節 まちづくりの理念.....	14
第3節 めざす将来像.....	14
第4節 まちづくりの目標.....	14
1 安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち.....	14
政策1 豊かな心をもった、たくましいひとづくり.....	14
政策2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり.....	15

政策3	住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり.....	15
政策4	互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり.....	15
2	新しいにぎわいのあるまち.....	15
政策1	地域経済の再生と産業の底上げ.....	15
政策2	地域資源を生かしたまちづくり.....	15
3	地域に活気があるまち.....	15
政策1	協働のまちづくり.....	15
政策2	交流の拠点となるまちづくり.....	16
政策3	魅力ある鳥取文化づくり.....	16
4	安全・安心なまち.....	16
政策1	暮らしの安全を守るまちづくり.....	16
政策2	快適でゆとりある生活環境づくり.....	16
5	まちづくりを支える自立した自治体運営.....	16
方針1	中核市移行による地方分権の推進と開かれた市政の運営.....	16
方針2	自治体間の広域的な連携の推進.....	17
方針3	財政基盤の強化.....	17
方針4	情報通信技術・ビッグデータの活用.....	17
方針5	ファシリティマネジメントの推進.....	17
第5節	第10次鳥取市総合計画の体系.....	18
第6節	第10次鳥取市総合計画と鳥取市創生総合戦略.....	19
第6章	都市のすがた.....	20
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

第2編 基本計画

第1章 鳥取市創生総合戦略～郷土愛を育み 人がつながる まちむら創生～の位置づけ..	22
1 次世代の鳥取市を担う‘ひとづくり’	23
2 誰もが活躍できる‘しごとづくり’	24
3 にぎわいにあふれ安心して暮らせる‘まちづくり’	26
第2章 施策等の展開.....	28
まちづくりの目標1 安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち	
政策1 豊かな心をもった、たくましいひとづくり	
施策1 生涯学習の推進	30
施策2 教育の充実・郷土愛の醸成	32
施策3 スポーツ・レクリエーションの振興	35
政策2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり	
施策1 結婚・出産・子育て支援	37
政策3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり	
施策1 健康づくり、疾病予防の推進	40
施策2 地域包括ケアの推進	42
施策3 障がいのある人の自立支援	44
施策4 安心できる社会保障制度の運営	45
政策4 互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり	
施策1 人権意識の醸成	47
施策2 男女共同参画社会の形成	49
まちづくりの目標2 新しいにぎわいのあるまち	
政策1 地域経済の再生と産業の底上げ	
施策1 雇用の創造・人材の確保	51
施策2 工業の振興	54
施策3 商業・サービス業の振興	56
施策4 農林水産業の振興	58
政策2 地域資源を生かしたまちづくり	
施策1 滞在型観光の推進	62
施策2 シティセールスの推進	66

まちづくりの目標3 地域に活気があるまち

政策1 協働のまちづくり

施策1 協働のまちづくりの推進	67
-----------------	----

政策2 交流の拠点となるまちづくり

施策1 ふるさと・いなか回帰の促進	69
施策2 魅力ある中山間地域の振興	71
施策3 中心市街地の活性化	73
施策4 世界に開かれたまちづくり	75
施策5 公共交通の確保	77

政策3 魅力ある鳥取文化づくり

施策1 文化芸術の振興	79
施策2 文化財の整備・保存・活用	81

まちづくりの目標4 安全・安心なまち

政策1 暮らしの安全を守るまちづくり

施策1 地域防災力の向上	83
施策2 防犯・交通安全対策の充実	85
施策3 安全な消費生活の確保	87

政策2 快適でゆとりある生活環境づくり

施策1 生活基盤の充実	89
施策2 循環型社会の形成	92
施策3 環境保全活動の推進	94

まちづくりの目標5 まちづくりを支える自立した自治体経営

方針1 中核市移行による地方分権の推進と開かれた市政の運営	96
方針2 自治体間の広域的な連携の推進	97
方針3 財政基盤の強化	99
方針4 情報通信技術・ビッグデータの活用	100
方針5 ファシリティマネジメントの推進	102

1 第1編 基本構想

2 第1章 基本構想の概要

3 第2章 基本構想の展開

4 第3章 基本構想のまとめ

第1編

基本構想

(素案)

1 基本構想の概要

2 基本構想の展開

3 基本構想のまとめ

4 基本構想のまとめ

5 基本構想のまとめ

6 基本構想のまとめ

7 基本構想のまとめ

8 第1章 基本構想の概要

9 第2章 基本構想の展開

10 第3章 基本構想のまとめ

11 第4章 基本構想のまとめ

12 第5章 基本構想のまとめ

第1編 基本構想

第1章 計画策定の趣旨

本市は、平成16年11月、近隣8町村と合併し、山陰地方初の20万都市・鳥取市として歩みはじめ、市域の一体的発展と各地域の個性や魅力を生かした特色あるまちづくりの実現に取り組んできました。

さらに平成22年3月に鳥取県東部1市4町により、「鳥取・因幡定住自立圏¹」を形成し、平成24年3月に兵庫県新温泉町も参画し、圏域としての魅力を高め、鳥取・因幡圏域の中核都市としての基盤を確固たるものにしました。

合併から11年を経る間、時代の潮流は、人口減少や急速な少子高齢化の進展による社会構造の変化、平成20年以降の世界的な金融・経済危機の影響による経済・雇用状況の低迷、東日本大震災の発生を契機とした防災意識の高まりなど、大きな転換期を迎えています。

また、東京圏へ集中している人の流れを変えるとともに、活力ある地域をつくる「地方創生」の取組を、地方はもとより国を挙げて進めています。

本市が将来にわたって持続可能な発展を続けていくためには、自立性の高い自治体として市民サービスを充実し、市民と行政はもとより、まちを構成するさまざまな主体がそれぞれの役割を担い、参画と協働を一層高めながら、山陰東部圏域全体で未来へと発展するまちづくりを進めていくことが重要です。

これらの状況を踏まえ、多くの市民から建設的な意見・提言をいただきながら、地方創生の時代、そして、平成30年4月の中核市²への移行を見据え「第10次鳥取市総合計画」を策定します。

第2章 計画の役割、構成と期間等

1 計画の役割

この計画は、「新市まちづくり計画」や「第9次鳥取市総合計画」、「新市域振興ビジョン」を踏まえ、平成37年度までの長期展望にたって、市勢振興の基本的方向を示すとともに、本市のめざす将来像を明らかにするものであり、具体的には次のような役割を担うものです。

- (1) 市民等³においては、市民が主役となるまちづくりの方向性を明らかにしたものです。

¹鳥取・因幡定住自立圏：鳥取県東部1市4町、兵庫県新温泉町で形成する圏域。圏域に必要な生活機能を確認し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図る。

²中核市：都市の人口規模によって定められた日本の都市制度の1つ。市に都道府県の事務権限を移譲する制度で、中核市には、政令指定都市に準じた事務が移譲される。

³市民等：市内に在住する人、市内で働きまたは学ぶ人、市内において事業または活動を行う団体。

(2) 行政においては、長期的な市政運営のめざす目標を明らかにし、市民と共に主体的かつ計画的にまちづくりに取り組む上での指針となるものです。

(3) 国、県等に対しては、計画の実現に向けた連携やそれぞれの役割を明確にする上で、本市の施策を明らかにするものです。

2 計画の構成と期間

この計画は、次のとおり「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

(1) 基本構想・・・10年間（平成28年度～37年度）

基本構想は、本市のめざす将来像とその実現に向けた「まちづくりの目標」を明らかにしたものです。また、主な指標として、人口と財政の長期的な見通しを示します。

(2) 基本計画・・・5年間（平成28年度～32年度）

基本計画は、基本構想を推進するために取り組む施策を明らかにしたものです。

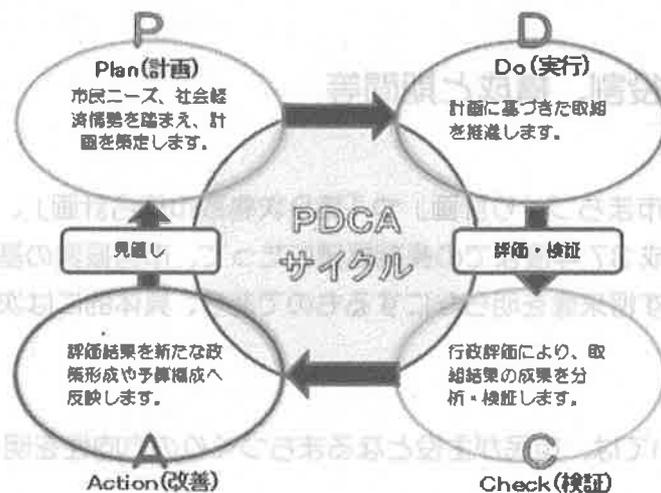
なお、まち・ひと・しごと創生法に基づき平成27年9月に策定した「鳥取市創生総合戦略（戦略期間：平成27年度～31年度）」は、総合計画の「重点施策」として位置づけます。

(3) 実施計画・・・前期（平成28年度～30年度）後期（平成30年度～32年度）

実施計画は、基本計画で示された施策に基づき、平成32年度までの毎年度実施する具体的な事業を3年間の前期実施計画と後期実施計画に区分して明らかにします。後期実施計画は、前期実施計画の成果を踏まえて策定します。

3 計画の進行管理

「まちづくりの目標」の実現に向け、戦略的に施策等を展開するため、行政評価や予算編成等と連動させ、PDCAサイクル⁴により成果を重視した進行管理を行います。



⁴PDCAサイクル：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（検証）、ACTION（改善）の4つのステップを一つのプロセスとしてとらえ組織を運営していくことで、継続的な改善を図るマネジメントの考え方。

第3章 人口と財政の長期的な見通し

平成37年までの10年間における本市の人口と財政に関する見通しは次のとおりです。

1 人口・世帯数の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計⁵によると、我が国の人口は、平成22年をピークに減少傾向に転じており、平成60年には1億人を割り、平成72年には8,674万人にまで減少すると見込まれています。

本市の人口もまた、少子化や生産年齢人口（15歳～64歳）の転出超過等から、平成17年の国勢調査人口201,740人をピークに減少傾向にとなっています。

本市の将来的な人口減少対策の指針として目標人口を定めた「鳥取市人口ビジョン」⁶では、平成32年には187,800人、平成37年には182,400人に減少すると推計しています。

また、世帯数は、過去の推移から平成37年には72,300世帯、1世帯あたりの世帯人員は2.52人程度になると予測され、今後もさらに核家族化が進み、単独世帯の増加が続くと見込まれます。



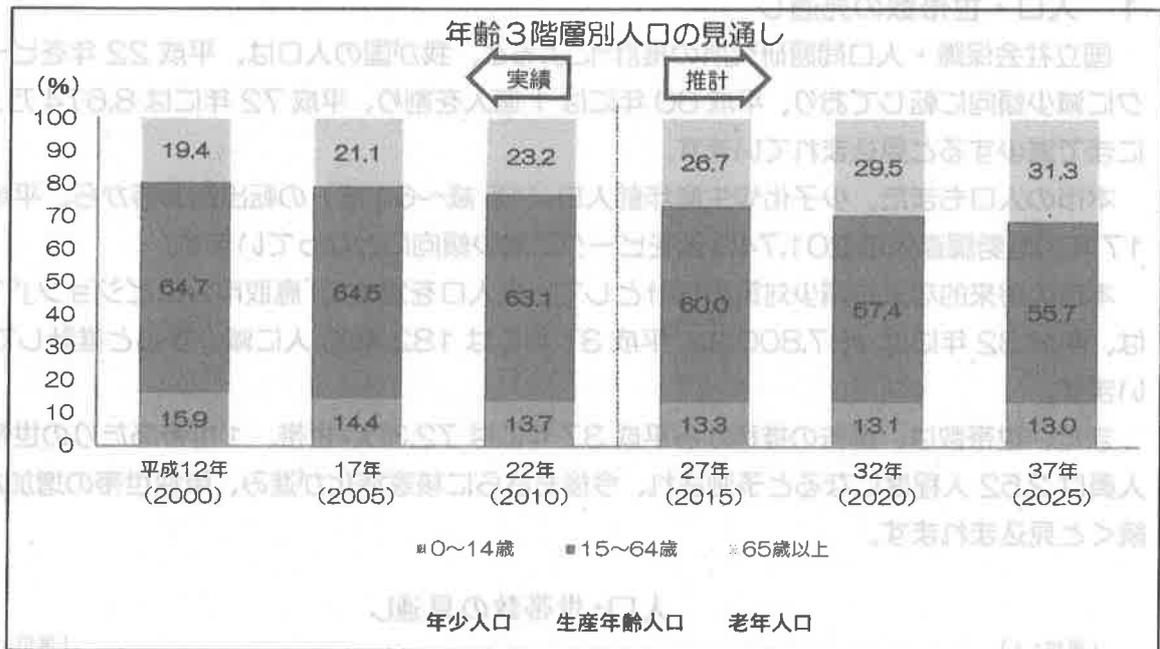
2 年齢階層別人口の見通し

年齢階層別の人口では、平成22年に23.2%であった本市の老年人口（65歳以上）の割合は、平成37年には8.1%上がり31.3%となり、高齢化が一層進展すると予測さ

⁵国立社会保障・人口問題研究所の推計：人口や世帯の動向、社会保障政策や制度の研究を行っている、厚生労働省に所属する国立の研究機関が示した日本の将来推計人口（平成25年3月推計）出生中位、死亡中位推計。

⁶鳥取市人口ビジョン：本市の人口の現状を分析し、めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。（平成27年9月策定）

れます。一方、平成22年に13.7%であった本市の年少人口（0歳～14歳）の割合は平成37年には0.7%下がり13.0%となると予測され、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は、平成22年に63.1%であったものが、平成37年に7.4%下がり55.7%となり、働く世代の人口構成に占める割合が減少することが見込まれます。



年代	平成12年		平成17年		平成22年	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
0～14歳	31,995	15.9	28,948	14.4	27,249	13.7
15歳～64歳	129,843	64.7	130,141	64.5	124,525	63.1
65歳以上	38,906	19.4	42,651	21.1	45,675	23.2
総数	200,744	100.0	201,740	100.0	197,449	100.0

年代	平成27年		平成32年		平成37年	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
0～14歳	25,500	13.3	24,600	13.1	23,700	13.0
15歳～64歳	115,400	60.0	107,800	57.4	101,600	55.7
65歳以上	51,400	26.7	55,400	29.5	57,100	31.3
総数	192,300	100.0	187,800	100.0	182,400	100.0

資料：国勢調査 平成12年～平成22年（平成12年は合併前の9市町村合計）

平成27年は、現時点で年齢3階層別人口が公表されていないため、推計値を掲載しています。

3 財政の見通し

本市は、市町村合併以降、“国と地方財政の三位一体改革⁷”や“リーマンショックに端を発した世界的金融危機⁸”等を通じて、選択と集中による財政運営の実践に努め、将来にわたる強固な財政基盤の確立をめざしてきました。この取組の成果は、各種財政指標の向上という形で表れています。

こうした中、今後10年間の歳入については、市税において、これまで積極的に進めてきた企業誘致等による増収が見込まれるものの、人口減少や地価の下落等の影響により、全体的には減少すると見込んでいます。また、地方交付税⁹については、中核市への移行に伴う事務・事業の増加、高齢化の進展による社会保障関連経費の増大等の影響から、緩やかな増加を見込んでいます。

歳出のうち、扶助費¹⁰については、生活保護費や障がい福祉サービス給付費など社会保障関連経費の増加傾向が続く見通しです。また、普通建設事業費¹¹は、市役所新本庁舎、工業団地、可燃物処理施設の整備等で、一時的な事業費の増加を見込んでいます。人件費は、中核市への移行や退職金の増減等を除き、横ばいで推移するものと見込んでいます。公債費¹²は、臨時財政対策債¹³の償還分も含まれるため、年度間で増減があるように見えますが、臨時財政対策債を除く返済額は逡減となります。

総合的には、前半の5年間に於いて、これまで計画的に留保または積み増ししてきた基金を取り崩しながらの財政運営となりますが、後半には財政調整基金¹⁴への積み増しも行えるようになり、平成37年度末には、目標としている減債基金¹⁵との合計残高50億円も達成できる見通しです。

100.01	110.11	121.11	132.11	143.11	154.11	165.11	176.11	187.11	198.11	209.11	220.11	231.11	242.11	253.11	264.11	275.11	286.11	297.11	308.11	319.11	330.11	341.11	352.11	363.11	374.11	385.11	396.11	407.11	418.11	429.11	440.11	451.11	462.11	473.11	484.11	495.11	506.11
100.01	110.11	121.11	132.11	143.11	154.11	165.11	176.11	187.11	198.11	209.11	220.11	231.11	242.11	253.11	264.11	275.11	286.11	297.11	308.11	319.11	330.11	341.11	352.11	363.11	374.11	385.11	396.11	407.11	418.11	429.11	440.11	451.11	462.11	473.11	484.11	495.11	506.11

（注）1. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。2. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。3. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。4. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。5. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。6. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。7. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。8. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。9. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。10. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。11. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。12. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。13. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。14. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。15. 本表は、平成27年度末時点の推定値を示している。



⁷三位一体改革：2004年度から2006年度にかけて行われた国と地方公共団体の行財政システムに関する「国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の見直し」の一体的な改革。
⁸世界的金融危機：サブプライムローン（アメリカの低所得者層や信用度の低い個人を対象にした住宅融資）問題をきっかけに、2007年のアメリカの住宅バブル崩壊による一連の国際的な金融危機。
⁹地方交付税：地方公共団体間の税源の不均衡を調整し、一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、国税のうち、所得税、酒税、消費税等の一定の割合を、国が地方公共団体に対して交付する税をいう。
¹⁰扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して、その生活を維持するために行うさまざまな支援に要する経費。
¹¹普通建設事業費：道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新増設等の建設事業に要する経費。
¹²公債費：地方公共団体が借入れた地方債の元利償還金など。
¹³臨時財政対策債：国の地方財政対策の制度改革により平成13年度から新たに設けられた特例地方債で、国から地方公共団体に分配する地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として借入するもの。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、後年度の地方交付税に算入されることとなっている。
¹⁴財政調整基金：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金。
¹⁵減債基金：地方債の償還を計画的に行うために設けられる基金。

歳入の見通し

(単位：百万円)

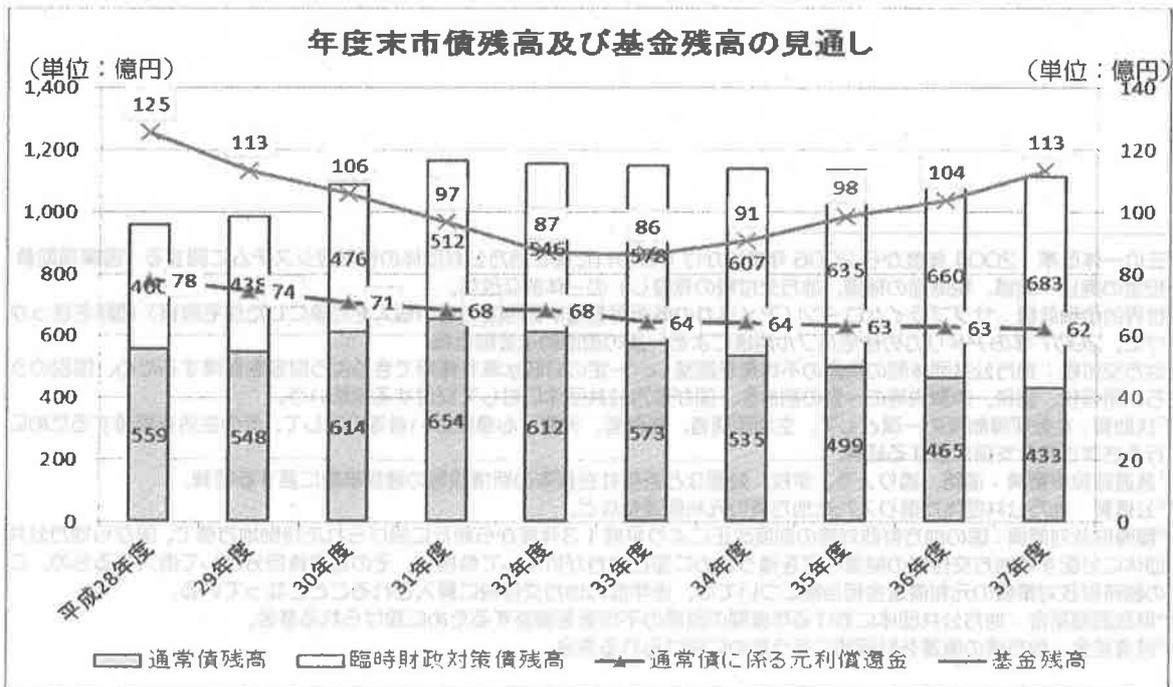
項目	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
市税	23,225	23,350	22,682	22,702	22,824	22,202	22,218	22,336	21,733	21,754
地方譲与税・交付金	4,595	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565	5,565
地方交付税	23,293	22,231	23,413	23,346	23,438	24,228	24,486	24,556	25,122	25,222
国・県支出金	20,338	18,844	19,535	19,318	19,544	19,763	20,000	20,242	20,490	20,744
市債	8,267	11,493	18,902	16,038	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
繰入金	1,576	1,573	1,153	1,320	1,370	496	496	496	496	496
その他	13,542	13,542	13,542	13,042	13,042	13,042	13,042	13,042	13,042	13,042
歳入計	94,837	96,598	104,791	101,332	93,583	93,095	93,607	94,037	94,248	94,622

歳出の見通し

(単位：百万円)

項目	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
人件費	11,930	12,097	12,825	12,542	12,847	12,629	12,280	12,193	12,476	12,215
物件費	10,875	10,889	11,970	11,850	11,731	11,614	11,498	11,383	11,269	11,156
維持補修費	1,325	934	934	934	934	934	934	934	934	934
扶助費	18,486	18,856	19,233	19,617	20,010	20,410	20,818	21,235	21,659	22,092
補助金・負担金等	11,425	10,825	10,025	10,025	10,025	9,725	9,725	9,725	9,725	9,725
普通建設事業費	10,837	13,250	20,460	17,636	9,188	9,188	9,188	9,188	9,188	9,188
公債費	9,970	9,833	9,504	9,500	9,732	9,569	9,724	9,713	9,700	9,674
積立金	320	360	400	400	400	421	944	1,278	1,016	1,463
繰出金	11,494	11,379	11,265	11,153	11,041	10,931	10,821	10,713	10,606	10,500
その他	8,175	8,175	8,175	7,675	7,675	7,675	7,675	7,675	7,675	7,675
歳出計	94,837	96,598	104,791	101,332	93,583	93,095	93,607	94,037	94,248	94,622

※市債は、臨時財政対策債の仕組みが継続されることを前提とし、各年度に38億円を発行した場合を想定しています。
 ※市債、繰入金及び普通建設事業費が平成29から31年度にかけて増えている要因は、新本庁舎建設、河原インター山手工業団地整備、新布袋工業団地整備、東部広域可燃物処理場整備に係る経費等の大規模プロジェクトによるものです。



第4章 時代の潮流とまちづくりの課題

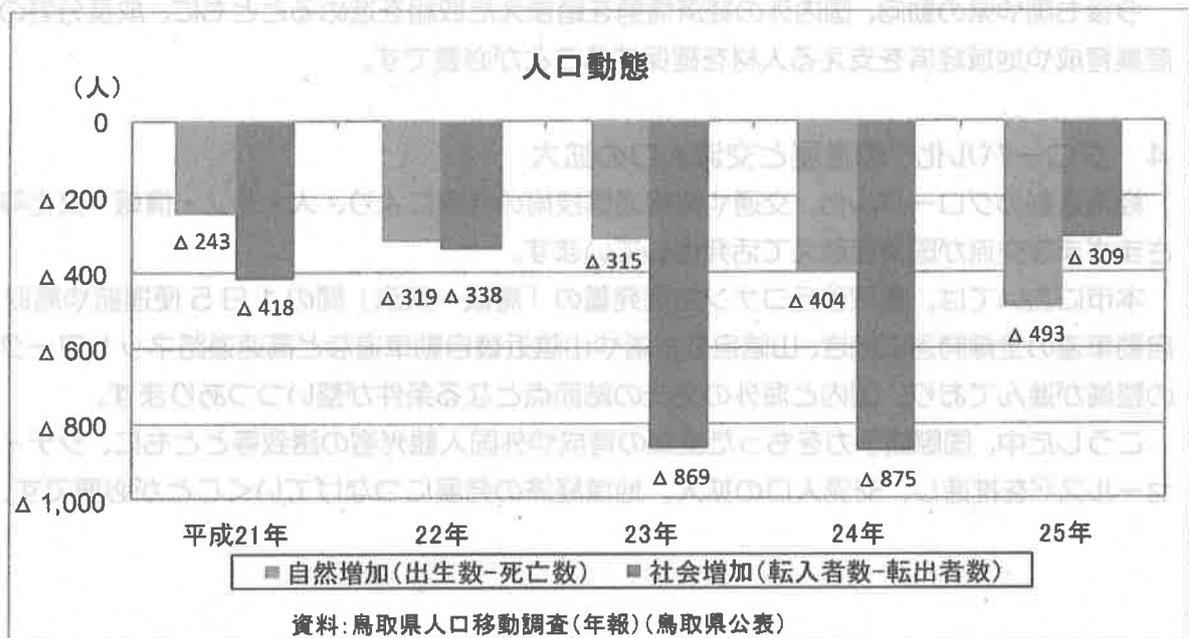
わたしたちを取り巻く時代の潮流で本市に関わりがあるもの、そして総合計画策定の背景として認識すべきものとしては、次のようなことが考えられます。

1 人口減少時代の到来

我が国の人口は、減少基調が続いており人口構成も大きく変化しています。結婚に対する意識の変化に伴う晩婚化や未婚率の上昇により、次代を担う子どもたちの出生が低迷している一方で、健康寿命¹⁶の延伸等により高齢者の割合は高くなっています。また、東京圏への人口の一極集中と地方の空洞化が一層進展しています。

こうした状況が続けば、若い世代を中心とする転出超過、中山間地の過疎化や中心市街地の空洞化、地域コミュニティ¹⁷機能の低下、国内消費の減少、社会保障費の増大など社会の活力低下をもたらすことが懸念されます。

これらを踏まえ、若者が「住み続けたい」、「住んでみたい」と思う魅力あるまちづくりや子どもを安心して産み育てやすい環境づくり、また、高齢者や女性など幅広い人材が活躍できるまちづくりなど、人口が減少しても持続的で活力のある、すべてのひとが住みやすいまちをつくっていくことが必要です。



2 多様な価値観や多彩なライフスタイルへの対応

社会の成熟化や情報通信技術の進化等に伴い、新たな価値観やライフスタイルが生まれています。人々の意識は「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」に変化し、それとともに、

¹⁶健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

¹⁷地域コミュニティ：地域または共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うもの。

便利で快適な都市的生活を求める一方で、農山漁村の豊かな自然や伝統文化と共生する暮らしを求める動き等も進んでいます。

こうした中、豊かな自然とまちが共存する本市の利点を生かし、自然によりもたらされるゆとりやうるおいと、都市としての利便性の双方を市内外の人々に提供できるまちづくりが求められています。

また、市民一人ひとりが多様な価値観を認め合い、世代や性別を問わず、就職、結婚、子育て、介護など、年齢に伴って変化するライフステージ¹⁸に合わせ、誰もが自己実現できるまちづくりが必要です。

3 地域経済の再生

我が国の経済は、平成20年に発生したリーマンショック後の景気後退や東日本大震災等の影響による厳しい状況から、国の経済対策の効果等により、緩やかな回復基調にあります。しかしながら、地方への経済波及は遅れており、効果が現れるにはまだ時間が必要です。

こうした中、本市においては、国や県の施策を有効に活用しながら、企業誘致や地場産業の振興、6次産業化¹⁹や農商工連携²⁰による高付加価値化に向けた新たな取組等を進め、地域経済の再生、雇用状況の改善を図っています。

今後も国や県の動向、国内外の経済情勢を踏まえた取組を進めるとともに、成長分野の産業育成や地域経済を支える人材を確保することが必要です。

4 グローバル化²¹の進展と交流人口の拡大

経済活動のグローバル化、交通や情報通信技術の発展により、人・モノ・情報・文化等さまざまな交流が国境を越えて活発化しています。

本市においては、鳥取砂丘コナン空港発着の「鳥取—東京」間の1日5便運航や鳥取自動車道の全線開通に続き、山陰自動車道や山陰近畿自動車道など高速道路ネットワークの整備が進んでおり、国内と海外の交流の結節点となる条件が整いつつあります。

こうした中、国際競争力をもった産業の育成や外国人観光客の誘致等とともに、シティセールス²²を推進し、交流人口の拡大、地域経済の発展につなげていくことが必要です。

¹⁸ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期、老年期等のそれぞれの段階。
¹⁹6次産業化：地域の1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組のこと。
²⁰農商工連携：農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を越えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと。
²¹グローバル化：これまでの国の枠を越えて、生活や経済活動における相互関係が世界的規模で広がっていくこと。
²²シティセールス：まちがもつさまざまな魅力を対外的に、より効果的にアピールし、都市の活性化を図る活動のこと。



出典：観光白書 観光庁

5 自然災害をはじめさまざまな危機に対する安全意識の高まり

近年、東日本大震災をはじめ、短時間の集中豪雨による洪水や土砂災害、竜巻など、局地的な自然災害がこれまでの想定を上回る規模で発生し、大きな被害をもたらしています。

また、新たな感染症の流行、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネット犯罪、子どもが犠牲となる犯罪など、安全・安心な市民生活を脅かす事件・事象が発生しています。

本市では、「自らの身は自ら守る（自助）」、「私たちのまちはみんなで守る（共助）」の共通認識のもと、市民や地域、各関係機関が連携して、災害や犯罪から自らの生命と財産を守る地域づくりを進めるとともに、災害防止や犯罪、交通事故の未然防止に重点を置いた都市機能の充実を図っています。

これらの取組を一層強化し、さまざまな危機事象に機敏に対応できる、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりが必要です。

6 環境・エネルギー問題への対応

地球温暖化の深刻度が増していることから、二酸化炭素の排出量が少ない「低炭素社会」への取組が国際的な課題となっています。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、さまざまなエネルギー源の活用と供給体制の確立が求められています。

本市においても、省エネルギーの取組、再生可能エネルギー²³の利用拡大、エネルギーの地産地消等を推進しています。

自然環境の保全と活用を図りながら、ごみの減量・再資源化等を通じて、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けた取組を進め、豊かな自然と人が共生する環境を次代に継承していくことが必要です。

²³再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、エネルギー源として永続的に利用できると認められるもの。

7 情報通信技術の進化

情報通信技術（ICT²⁴）の進化と普及により、地球規模の情報通信網が形成され、ICTを駆使した新たな産業活動が大きな広がりをみせています。

我が国のインターネットの利用者は1億人を突破し、従来のパソコンの形態に加え、携帯電話端末を進化させたスマートフォンやタブレット端末の出現やSNS²⁵の普及により「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」インターネット上に展開する多種多様なサービスの利用が可能となり、私たちの生活を便利なものにしていきます。一方で、プライバシーの保護や情報セキュリティの確保、ネット依存症やネット犯罪防止、情報格差への対策も必要となっています。

本市においても、自治体運営の効率化を通じ、行政手続きにおける利便性の向上を図るため、社会保障・税番号制度²⁶の導入などICTの活用を進めており、安全で使いやすいサービスを構築していくことが必要です。

8 自立した自治体経営の実現

国から地方へ権限や財源を移譲する地方分権改革が進められ、地方自治体は住民に最も身近な行政主体として、自主性と自立性を高めていくことが求められています。

一方、地方の財政状況は、生産年齢人口の減少に伴う税収入等の減少や高齢化の進展による社会保障経費の増大など、厳しさを増すことが予想されます。

また、高度経済成長期以降に整備された道路や橋りょうをはじめ、上下水道、その他の公共施設等の多くは老朽化が進んでおり、今後、改修や更新等が集中する時期を迎えることから、段階的な都市機能や社会基盤の集約化や公共施設等の更新問題への対応が必要となっています。

本市においては、平成30年4月の中核市移行により、多様化する行政事務の効率化を図り、近隣自治体との広域的な連携を進めていくとともに、行財政改革を積極的に推進し、財源の安定的な確保を図りながら自治体経営を実現していくことが必要です。

9 地方創生の推進

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

まち・ひと・しごと創生の推進にあたっては、国と地方自治体が相互に連携・協力しながら、「国民一人ひとりが夢や希望をもち、うるおいのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「地域

²⁴ICT：情報・通信に関連する技術の総称。

²⁵SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。Facebook（フェイスブック）やLINE（ライン）など、社会的ネットワークが構築できるサービスやウェブサイト。

²⁶社会保障・税番号制度：複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）。

における魅力ある多様な就業の機会の創出」等に関する施策を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

このため、本市では平成27年9月末に策定した、鳥取市創生総合戦略に基づき、本市の強みを生かした地方創生に取り組み、多様なライフスタイルがかなうまちづくりを進める必要があります。

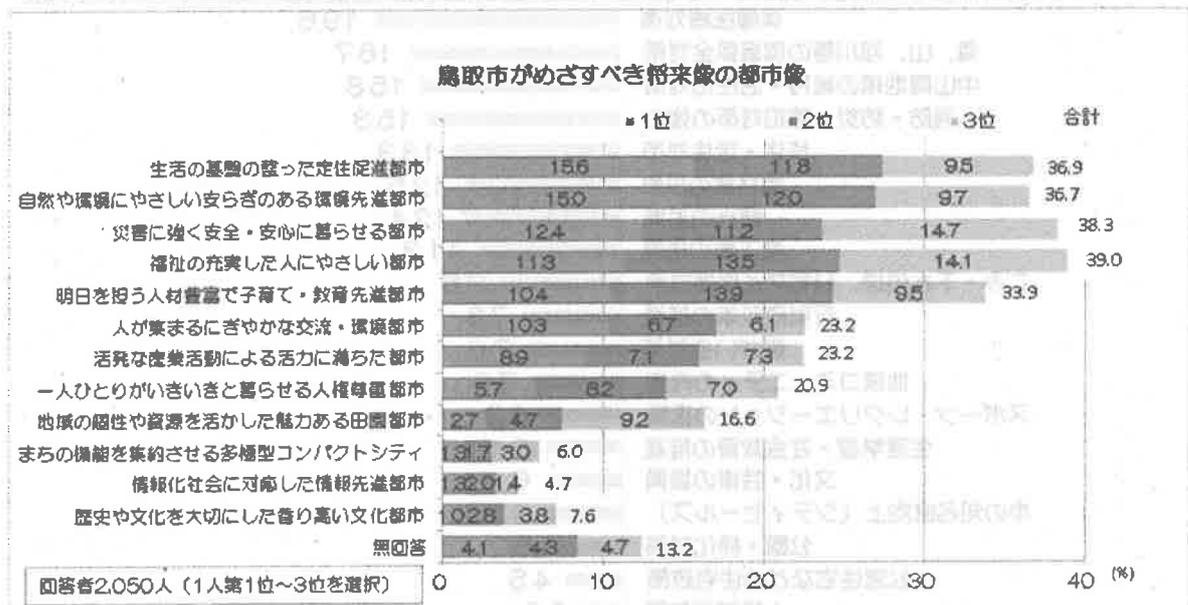
10 市民アンケート調査結果

平成26年度に「鳥取市民アンケート調査²⁷」を行いました。市民意識からみた「鳥取市がめざすべき将来の都市像」、「優先すべき施策」は次のとおりとなっています。

(1) 鳥取市がめざすべき将来の都市像について

「鳥取市がめざすべき将来の都市像」の上位3項目は、以下のとおりです。

第1位	生活基盤の整った定住促進都市	15.6%	(前回第2位 16.6%)
第2位	自然や環境にやさしい安らぎのある環境先進都市	15.0%	(前回第1位 18.4%)
第3位	災害に強く安全・安心に暮らせる都市	12.4%	(前回第6位 9.5%)



「鳥取市がめざすべき将来像」第1位から第3位を合計した上位3項目は、以下のとおりです。

平成21年度に実施した鳥取市民アンケート調査の結果と比較すると、「災害に強く安全・安心に暮らせる都市」をめざすべきと考える人の割合が増加しています。

第1位	福祉の充実した人にやさしい都市	39.0%	(前回第1位 45.3%)
第2位	災害に強く安全・安心に暮らせる都市	38.3%	(前回第4位 34.9%)
第3位	生活基盤の整った定住促進都市	36.9%	(前回第3位 39.4%)

²⁷鳥取市民アンケート調査：本市の住民登録者の中から無作為抽出した15歳以上の男女4,000人を対象に郵送で実施。有効回収数は2,050件、有効回収率は51.3%。

(2) 優先すべき施策について

「優先すべき施策」の上位3項目は、以下のとおりです。

第1位 雇用・勤労福祉対策	39.9%	(前回第1位 47.0%)
第2位 高齢化対策	37.4%	(前回第2位 42.6%)
第3位 若者定住対策	33.4%	(前回 — 新規項目)



第5章 まちづくりの方向

第1節 基本的な考え方

まちづくりを進めるにあたって、基本的な考え方を次のように定めます。

1 「ひと」を大切にすまちづくり

まちは、市民が生活し活動する空間です。まちづくりの目標は、そこに住み、活動する市民一人ひとりにとって、豊かで、うるおいや活気があり、安全で、住み良いまちをつくることにあります。

本市においては、これまでも「ひと」を原点に据えたまちづくりを進めてきましたが、人口が減少しても活力あるまちづくりを進めていくためには、これまで以上に「ひと」を大切にすまちづくりが重要となります。

このため、子育て、教育、福祉、文化・芸術等の施策の充実を図ることはもとより、産業振興や都市基盤の整備等あらゆる分野において、「ひと」を大切にすまちづくりを進め、誰もがいきいきと暮らせる環境をつくりあげることが重要です。

2 「鳥取市らしさ」を大切にすまちづくり

本市は、鳥取砂丘や世界に認められた山陰海岸ジオパークをはじめとする「豊かな自然」、その豊かな自然が育んだ「多彩な四季の味覚」、多くの先人が築き上げてきた「歴史・伝統・文化」、心豊かな暮らしを実現できる「ゆとりある生活環境」など、他にはない魅力ある地域資源をもったまちです。

これらの資源は市民全体の誇りであり、自立した地域づくりを進める中で、さらに市民が夢と希望をもてる魅力的なまちをつくるためにも、磨き上げていかなければならないものです。

このため、これらの資源を大切にすこと、すなわち「鳥取市らしさ」を大切にすし、本市で暮らす人にとっても、また本市を訪れる人にとっても魅力的なまちとしていくことが重要です。

3 「市民一人ひとり」によるまちづくり

まちづくりの原点が市民であるのと同じように、まちづくりの主役は市民一人ひとりです。市民と行政の適切な役割分担のもと、連携・協力し、市民一人ひとりの郷土を愛する心と市民相互の思いやりに支えられた参画と協働のまちづくりを進めることが重要です。

第2節 まちづくりの理念

先に述べたまちづくりに対する基本的な考え方を踏まえ、まちづくりの理念を次のように定めます。

「鳥取市を飛躍させる、発展させる」

産業、文化、教育、福祉、環境等の各分野において、鳥取県東部圏域の中核都市として明るい未来へ飛躍させる、水と緑に恵まれた豊かな自然・歴史・文化や地域の発展を支えてきた産業を次の世代に継承していくため、これまでに取り組んできた自然・歴史・文化と共生するまちづくりをさらに発展させるまちづくりを進めます。

第3節 めざす将来像

まちづくりの理念に基づいて、本市がめざす将来像を次のように定めます。

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、

自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」

豊かな自然とまちが共存する多彩な地域で、多様なライフスタイルをかなえることができ、安全で安心な暮らしの中で自信と誇り・夢と希望に満ちた生活を送れるまちをめざします。

第4節 まちづくりの目標

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」を実現するため、「まちづくりの目標」を次のとおり定めます。

1 安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち

政策1：豊かな心をもった、たくましいひとづくり

人間性豊かで思いやりがあり、郷土を大切にする、次代を担うたくましい人材を育成します。

政策2：安心して子どもを産み育てられるまちづくり

安心して子どもを産み育てたいという意識が高まるよう、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目ない支援を行い、子育てしやすいまちづくりを進めます。

政策3：住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で、誰もが支え助け合いながら、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

政策4：互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり

一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合う心を醸成し、協力しながら暮らすことができる心豊かな社会をつくりま

2 新しいにぎわいのあるまち

政策1：地域経済の再生と産業の底上げ

地元企業への支援や積極的な企業誘致により、地域産業の競争力の強化と雇用創造による地域経済の活性化を図ります。また、人材の育成・確保の推進、新規創業・就農等の充実を図り、地域資源を生かした産業の底上げを進めます。

政策2：地域資源を生かしたまちづくり

地域資源の魅力を最大限に生かし、国内外への知名度を高め、観光客をはじめ多くの方が訪れるまちづくりを進めます。

3 地域に活気があるまち

政策1：協働のまちづくり

市民と市が、まちづくりの担い手として、それぞれの役割を分担し、地域課題の解決に向けた取組や地域に愛着と誇りをもてるまちづくりを進めます。

政策2：交流の拠点となるまちづくり

若者や移住希望者、外国人が住んでみたいと思えるまちづくりを進めます。また、都市機能が集積した中心市街地の活性化と、生活拠点を中心とした魅力ある中山間地域の振興を図ります。

政策3：魅力ある鳥取文化づくり

市民が文化芸術を身近に親しみ、伝統芸能や伝統文化を保存・継承し、文化芸術の発展と創造、また、郷土の誇りである文化財の保護と活用により魅力ある鳥取文化を次代に継承します。

4 安全・安心なまち

政策1：暮らしの安全を守るまちづくり

市民が互いに協力し合い、防災・防犯対策や安全な消費生活の確保など暮らしの安全を守る取組を進めます。

政策2：快適でゆとりある生活環境づくり

公園、住宅、道路、上下水道等の生活基盤が整い、快適で利便性の高い住み良い生活空間を実現します。

5 まちづくりを支える自立した自治体運営

方針1：中核市移行による地方分権の推進と開かれた市政の運営

国の法律改正や制度改正の動きを注視しながら、中核市移行による地方公共団体の自主性、自立性を高める地方分権を推進するとともに、基礎自治体としての機能強化に向けた取組や国・県との連携による地域課題の解決に取り組めます。

また、情報公開制度等の適正な実施と広報手段の活用により、行政情報を市民にわかりやすく伝えるとともに、さまざまな広聴活動を通じ、市民の意見を聞くなど、透明性の高い開かれた市政を推進します。

方針 2：自治体間の広域的な連携の推進

中核市移行による「連携中枢都市圏²⁸」の取組を進め、誰もが住みたいと思う山陰東部圏域をめざし、圏域の多様な主体が協働し、互いに補完し合いながら、魅力ある圏域づくりを進めます。また、整備された情報、高速道路ネットワークを活用して、地理的、歴史的ゆかりのある各都市と連携し、地域の発展につながる取組を展開します。

方針 3：財政基盤の強化

安定した財政基盤を確立するため、限られた財源による事業の「選択と集中」を一層強化するとともに、第6次鳥取市行財政改革大綱²⁹に基づくさまざまな取組を推進します。

方針 4：情報通信技術・ビッグデータ³⁰の活用

情報セキュリティを強化し、行政内部の情報システムを安定的に運用するとともに、情報通信技術の進展に対応した行政サービスの向上や二次利用可能な行政情報の提供等を行います。

また、地域経済分析システム「RESAS（リーサス）」³¹をはじめとするビッグデータを有効に活用し、戦略的に施策を展開します。

方針 5：ファシリティマネジメント³²の推進

市有施設の管理・更新・利活用を効果的に行うため、ファシリティマネジメントの考えに基づく手法を用いた施設経営の取組を推進します。

²⁸連携中枢都市圏：人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する圏域。

²⁹第6次鳥取市行財政改革大綱：平成27年度～31年度の5年間を構想期間とした本市の行財政改革の指針となるもの。

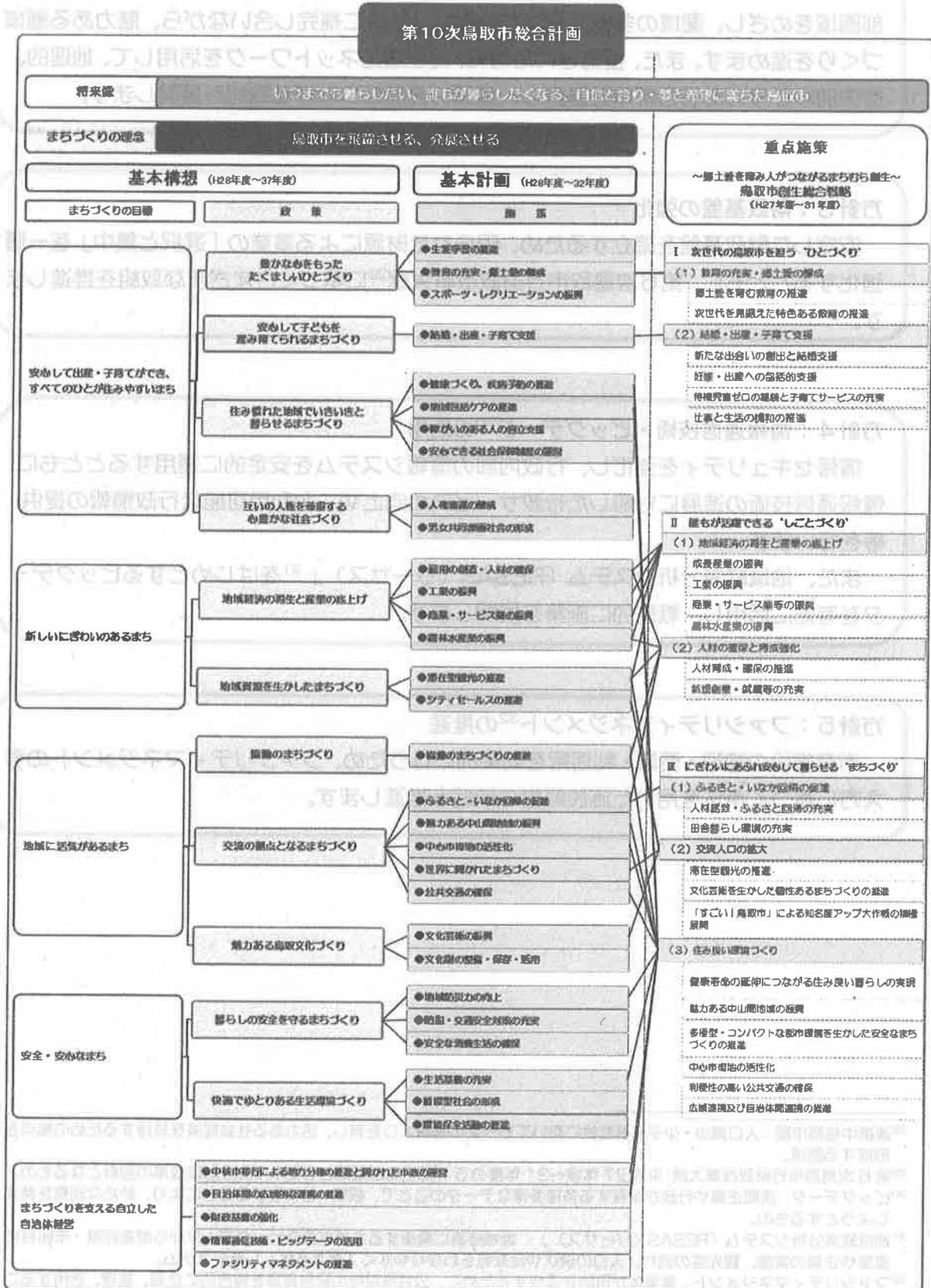
³⁰ビッグデータ：民間企業や行政が保有する多種多様なデータのこと、収集・分析をすることにより、新たな知見を発見しようとするもの。

³¹地域経済分析システム「RESAS（リーサス）」：地域経済に関連するさまざまなビッグデータから都道府県・市町村の産業や企業の実態、観光客の流れ、人口の現状や将来等をわかりやすく「見える化」したシステム。

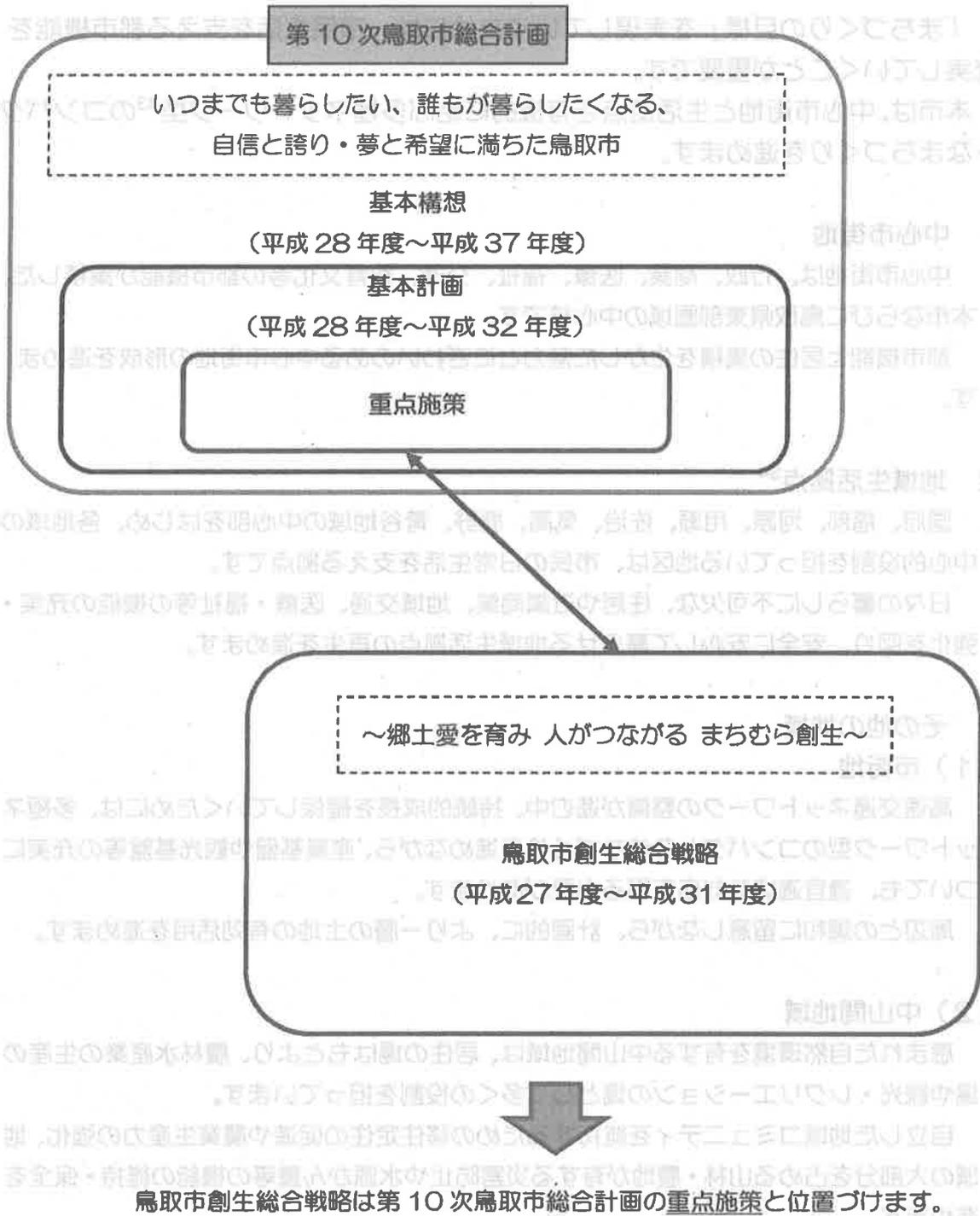
³²ファシリティマネジメント：事業者が目的を達成するために、公共施設等の経営資源を総合的に企画、管理、活用すること。

第5節 第10次鳥取市総合計画の体系

基本構想に掲げる「まちづくりの目標」や「政策」、基本計画に掲げる「施策」、重点施策として取り組む「鳥取市創生総合戦略」の全体像を示すものです。



第6節 第10次鳥取市総合計画と鳥取市創生総合戦略



第6章 都市のすがた

「まちづくりの目標」を実現していくためには、市民生活を支える都市機能を充実していくことが重要です。

本市は、中心市街地と生活拠点を有機的に結び多極ネットワーク型³³のコンパクトなまちづくりを進めます。

1 中心市街地

中心市街地は、行政、商業、医療、福祉、交通、教育文化等の都市機能が集積した、本市ならびに鳥取県東部圏域の中心核です。

都市機能と居住の集積を生かした魅力とにぎわいのある中心市街地の形成を進めます。

2 地域生活拠点³⁴

国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷地域の中心部をはじめ、各地域の中心的役割を担っている地区は、市民の日常生活を支える拠点です。

日々の暮らしに不可欠な、住居や近隣商業、地域交通、医療・福祉等の機能の充実・強化を図り、安全に安心して暮らせる地域生活拠点の再生を進めます。

3 その他の地域

(1) 市街地

高速交通ネットワークの整備が進む中、持続的成長を確保していくためには、多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを進めながら、産業基盤や観光基盤等の充実についても、適宜適切な対応を図る必要があります。

周辺との調和に留意しながら、計画的に、より一層の土地の有効活用を進めます。

(2) 中山間地域

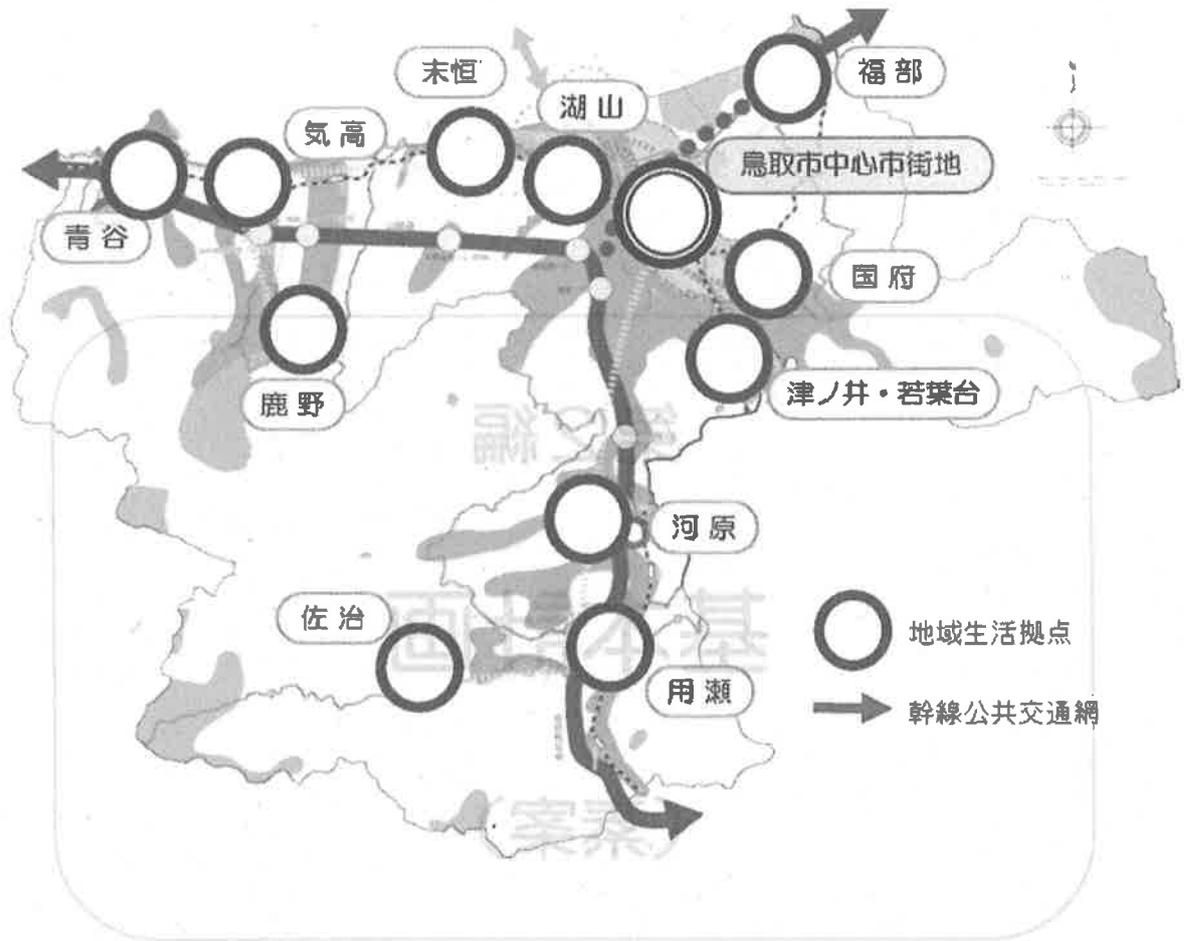
恵まれた自然環境を有する中山間地域は、居住の場はもとより、農林水産業の生産の場や観光・レクリエーションの場として多くの役割を担っています。

自立した地域コミュニティを維持するための移住定住の促進や農業生産力の強化、地域の大部分を占める山林・農地が有する災害防止や水源かん養等の機能の維持・保全を進めます。

³³多極ネットワーク型：いわゆる一極集中型の都市構造ではなく、中心市街地や複数の生活拠点において、医療・福祉施設、商業施設の各施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、ネットワーク化された公共交通により各施設に容易にアクセスできるなど、日常生活に必要な各種サービスが住まい等の身近に存在する都市形態。

³⁴地域生活拠点：駅や総合支所周辺など、地域の中心的役割を担う地区として、行政支所機能、診療所、食品スーパー等の日常生活に不可欠な生活サービス施設等が集積する地区。

多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりのイメージ



4 面積及び土地利用状況

本市の面積は、山陰地方の主要都市で最も広く、その約7割は林野となっています。

<鳥取市の面積及び土地利用>

宅地	32.60k㎡
農用地	99.37k㎡
林野	545.55k㎡
その他	87.79k㎡
面積	765.31k㎡

(平成27年4月1日現在)

資料：鳥取市



第2編

基本計画

(素案)

本市の面積は、山梨県の主要市町村を合わせた面積の約1.3倍に達している。このうち、市域の約1.3倍に達している。このうち、市域の約1.3倍に達している。



＜山梨県市町村別の面積＞

市町村	面積 (千㎡)
山梨	35,600
山梨県	99,370
森林	54,520
その他	87,790
総面積	107,310

(平成27年4月1日現在) 資料：国土院

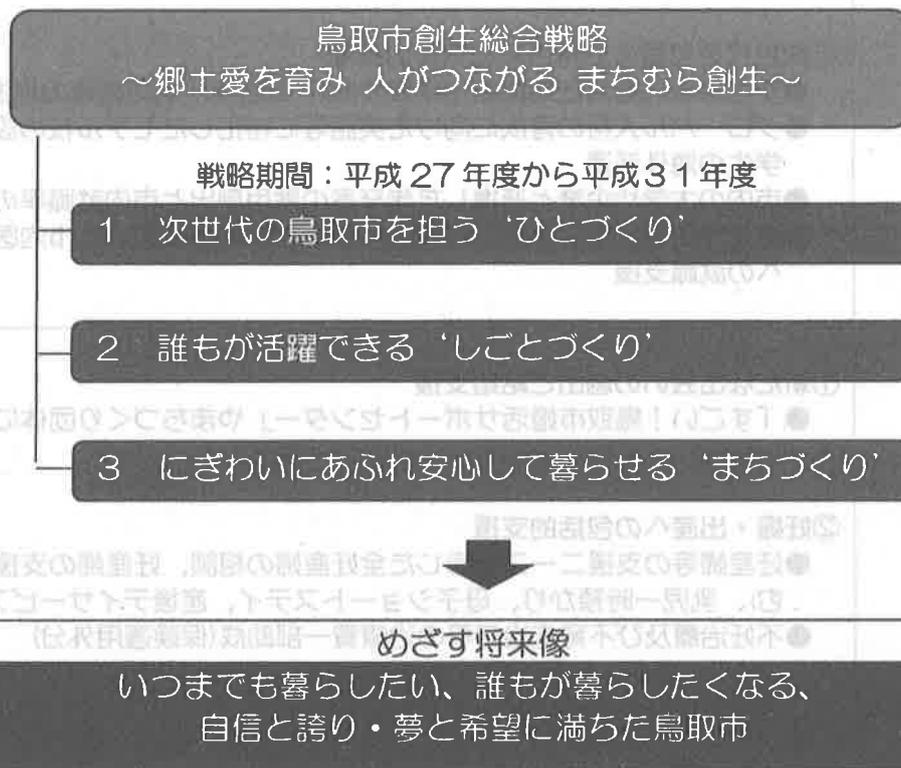
第2編 基本計画

第1章 「鳥取市創生総合戦略～郷土愛を育み 人がつながる まちむら創生～」の位置づけ

基本計画では、めざす将来像を「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」とし、まちづくりの理念とまちづくりの目標を掲げ、その実現に向けて展開する諸施策等を個別に掲げています。

また本市は、人口減少の克服に向け、若者を中心とした定住や雇用・就業環境の確保、まちなぎわいづくりといった課題の克服や「鳥取市の強み」を生かしたまちづくりを強力に推進するため、平成27年9月に「鳥取市創生総合戦略」を策定しました。

この総合戦略の諸施策については、「郷土愛を育み 人がつながる まちむら創生」として基本計画の「重点施策」に位置づけ、総合的、一体的な推進を図り、将来像の実現に向け取り組みます。





次世代の鳥取市を担う「ひとづくり」

【施策に関する基本的方向】

- ◇人間性豊かで思いやりがあり、郷土を大切にする子どもの育成を図ります。
- ◇次世代の人材確保を見据えた特色ある教育を推進します。
- ◇出会い・結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目ない支援を行います。
- ◇仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

重点施策	具体的な施策と内容
<p>教育の充実・郷土愛の醸成</p>	<p>①郷土愛を育む教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり協議会等のコミュニティ活動を通じた「協働」の取組による人材の育成 ●結婚や家族をもつことの素晴らしさを学ぶ妊娠・出産・子育てに対する教育の実践 ●鳥取市モデルの小中学校兼務教員の配置による「ふるさとを思い、志をもつ子」の育成を目指した特色ある中学校区の創造に向けた取組 ●小中学校、地区公民館等における山陰海岸ジオパークを生かした出前講座、学習会等の支援 <p>②次世代を見据えた特色ある教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次世代を見据えた地域創造学校やICTの活用、英語教育の推進 ●グローバル人材の育成に向けた英語等に特化したモデル校の設置及び中学生の海外派遣 ●市内の大学や企業と連携した学卒者の雇用創出と市内就職率の向上 ●看護学生を対象とした支援制度の創設等による看護師の市内医療機関等への就職支援
<p>結婚・出産・子育て支援</p>	<p>①新たな出会いの創出と結婚支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「すごい！鳥取市婚活サポートセンター」やまちづくり団体による出会い創出から結婚に至るトータルサポートの実施 <p>②妊娠・出産への包括的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦等の支援ニーズに応じた全妊産婦の相談、妊産婦の支援（訪問含む）、乳児一時預かり、母子ショートステイ、産後デイサービスの開設 ●不妊治療及び不育症治療等の治療費一部助成（保険適用外分） <p>③待機児童ゼロの継続と子育てサービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●駅南庁舎への保健所設置を踏まえた保健医療、健康子育て機能と連携した総合支援拠点の整備 ●待機児童ゼロの継続を見据えた民間参入による地域型保育園の開園 ●放課後児童クラブ・放課後子ども教室による児童の健全な発達の促進 ●病児・病後児保育、保護者疾病時等の児童の生活支援及び保護者の勤務に対応した保育の実施 ●子育て世帯の保育料の軽減 ●小児特別医療の高校卒業時までの実施 <p>④仕事と生活の調和の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再就職支援のための職場復帰・キャリアアップ研修の開催 ●ワーク・ライフ・マネジメントセミナーの開催と広報啓発によるさらなる考え方の普及促進



誰もが活躍できる 'しごとづくり'

【施策に関する基本的方向】

- ◇市民の所得向上に向け、バランスのとれた産業の構築・拡大や就業率の向上をめざすとともに、正規雇用の拡大・賃金引上げを進めます。
- ◇地元企業の新事業への展開支援及び企業誘致等により雇用の創出を図る一方、企業が求める人材の確保に努めます。
- ◇地域経済分析システム「RESAS」による産業・企業等の動向分析を生かすなど、戦略的な企業誘致を推進します。
- ◇6次産業化・農商工連携等による地域資源を活用した産業の底上げを図ります。
- ◇成長産業の新たな事業展開や創業・就農等を促進・支援し、産業の活性化を進めます。

重点施策	具体的な施策と内容
地域経済の再生と産業の底上げ	<p>①成長産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電力の開発支援及び小売を实践する市出資会社の設立等によるエネルギーの地産地消の推進 ●特産品のブランド化・高付加価値化の推進と新たな加工食品の開発など食品加工産業の育成 ●環日本海諸国の友好都市と地元企業との貿易相談、海外企業とのマッチング等の支援及び留学生の就職支援、高度外国人人材の定着化 <p>②工業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産業構造の高度化及び雇用の拡大につながる企業誘致等の推進 ●誘致企業とのビジネスマッチングによる地元製造業の成長分野の新規参入及び受注拡大の推進 <p>③商業・サービス業等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業者等による販売促進、新商品開発、ニーズ調査及び環境整備等の支援 ●中小企業等の製品の販路拡大及び技術競争力の向上に向けた各種展示会への参加促進 ●新たな道の駅整備と既存道の駅の拠点化、特産品開発・販売、観光周遊の強化による雇用創出 <p>④農林水産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●6次産業化の取組及び農商工連携による高付加価値加工品の開発・販売と海外輸出の推進 ●鳥取地どり、地域冠米など推進品目の生産拡大と品質向上及び販路拡大・新商品開発 ●鳥取市国際経済発展協議会と連携した高値販売の輸出ルートの確保、輸出専門の農業法人の設立支援、県外からの輸出企業の受入支援 ●農産物を活用し商品開発・確保を行う企業と大規模農家・JA等とのマッチングの実現 ●有害鳥獣の適切な個体数管理やジビエ肉の利活用体制の強化 ●バイオマス燃料等に活用できる木材素材搬出量の増加と雇用の創出
人材の確保と育成強化	<p>①人材育成・確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取商工会議所等と連携した起業家に対する基金制度の創設 ●進学者等の市内就職情報を配信するサポート制度の構築 ●市内企業への就職希望者に対する奨励金等の支給 ●伝統工芸技術の伝承を目的とした後継者の受入を行う事業者と研修者への支援

<p>人材の確保と育成強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大学生の地区公民館配置など、若い感性を取り入れた市民参画活動の積極的な推進 ●鳥取市シルバー人材センターの運営支援による高齢者の就業機会の確保と雇用の拡大 ●IT関連をはじめとする事業者向けセミナー、求職者向け人材育成研修の実施による「鳥取みらい雇用創造ぷらん」の推進 <p>②新規創業・就農等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●クラウドファンディング、創業チャレンジサポートなど起業のまち「鳥取」創造プロジェクトの推進 ●とっとりふるさと就農舎等を通じた新規就農者の育成確保と就農定住に対する支援 ●生活支援や農地賃借料・家賃の助成 ●機械施設等の整備支援
-------------------	--

<p>（以下、表本文は非常に小さく読み取れず、主に表の構造と一部の文字列を記載します）</p>	<p>（以下、表本文は非常に小さく読み取れず、主に表の構造と一部の文字列を記載します）</p>
<p>（以下、表本文は非常に小さく読み取れず、主に表の構造と一部の文字列を記載します）</p>	<p>（以下、表本文は非常に小さく読み取れず、主に表の構造と一部の文字列を記載します）</p>



にぎわいにあふれ安心して暮らせる 'まちづくり'

【施策に関する基本的方向】

- ◇個性を生かした中山間地域、中心市街地の活性化を進め、快適で安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ◇ふるさと・いなか回帰の促進に向け、情報発信、マッチング支援を戦略的に行うとともに、受入体制の充実を図ります。
- ◇地域経済分析システム「RESAS」による観光人口の分析に基づき、独自ブランドを生かした交流人口の拡大と戦略的なシティセールスを一体的に展開します。
- ◇健康で住み良い暮らしの実現をめざします。
- ◇広域連携及び自治体間連携の推進を図ります。

重点施策	具体的な施策と内容
ふるさと・いなか回帰の促進	<p>①人材誘致・ふるさと回帰の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定住促進・Uターン相談窓口及び移住定住相談員による相談体制、情報提供の充実など ●半農半Xなど里山における多様なライフスタイルの提案 ●とっとり若者インターンシップ等による求職者と事業者のマッチング支援 ●Uターン支援登録制度を活用したふるさと回帰希望者への定期的な情報提供 ●ふるさと鳥取市・回帰戦略連絡会を通じた官民の情報共有と協働によるふるさと回帰体制の推進 ●県及び周辺自治体と連携した関西圏の大学への就業案内・田舎暮らしのPR ●移住定住相談員と連携した県外在住者への情報発信及び市内大学等への企業PR <p>②田舎暮らし環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●空き家活用の広報・募集による登録件数の確保 ●空き家情報の収集、的確な管理による定住の促進 ●自然の中で田舎暮らしが体験できる施設の充実 ●移住希望者等の交流拠点となる移住・交流情報ガーデンの開設 ●就業・子育て・不動産情報や生きがいづくり等を支援する移住定住コンシェルジュの配置
交流人口の拡大	<p>①滞在型観光の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取砂丘砂の美術館における砂像の制作及び集客イベント、各種環境整備の推進 ●山陰海岸ジオパークを生かしたジオツーリズムの推進及び各ジオサイトの魅力発信、保護・保全活動の推進、観光拠点の整備 ●外国人観光客の受入体制の整備、広報・誘客活動による国際観光の推進 ●教育旅行、各ツーリズムに対応した情報発信、環境整備と新たな観光商品開発、販路開拓支援 ●官民で組織する鳥取版 DMO の育成強化による観光振興 <p>②文化芸術を生かした個性あるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化施設等と連携した文化芸術環境の創出及びことり舎、鳥の劇場など民間団体の活動支援 ●手仕事の作家の移住促進による工芸村の開設

<p>交流人口の拡大</p>	<p>③「すごい!鳥取市」による知名度アップ大作戦の積極展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●Web・TV等を活用した移住定住、観光など鳥取市の魅力の情報発信及びWi-Fiなど環境整備
	<p>①健康寿命の延伸につながる住み良い暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護・医療分野の企業と連携したサービス付きのバリアフリー構造住宅の新設促進 ●地域包括ケアシステム構築に向けた、生涯にわたり住み慣れた地域で生活が送れるための、医療・介護・生活支援サービスが提供できる体制づくりの推進 ●駅南庁舎への保健所設置を踏まえた保健医療、健康子育て機能と連携した総合支援拠点の整備（再掲）
<p>住み良い環境づくり</p>	<p>②魅力ある中山間地域の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●買い物支援の取組を開始する者の起業・運営等の支援 ●空き店舗・校舎・倉庫等を活用した地域振興への取組の支援 ●とっとりふるさと元気塾による地域課題の解決や商品開発及びリーダーの養成など ●豊かな自然や農山漁村の魅力を生かしたグリーンツーリズム、エコツーリズムの推進 <p>③多極型・コンパクトな都市環境を生かした安全なまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治会による地域力向上に向けた活動の支援とコミュニティの充実強化 ●地域生活拠点における地域の利便性向上に向けた施策の推進 ●市街地の都市機能・居住誘導施策の構築 ●拠点間をつなぐ幹線道路ネットワークの整備推進 ●自主防災会の活動支援及び防災体制の整備 ●消防団活動の充実強化 ●公園や園庭、校庭等の芝生化や緑化の推進 <p>④中心市街地の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住まいの総合相談窓口の設置や各種支援制度による街なか居住の推進 ●にぎわいの創出等を目的とした民間イベント等の開催支援 ●鳥取駅周辺の回遊性の向上とにぎわい空間の創出 ●リノベーション手法を用いた遊休不動産の再生・活用によるまちの魅力向上 <p>⑤利便性の高い公共交通の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●バス路線の再編及び鉄道・タクシー・自転車など他の交通手段との連携の構築 ●鳥取砂丘コナンの空港の利用促進に向けた官民連携組織によるプロモーション活動等の実施 <p>⑥広域連携及び自治体間連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取・因幡定住自立圏域での交通、観光、医療等の連携及び連携中枢都市圏の形成 ●鳥取県東部圏域をはじめとする近隣自治体等との連携による広域観光及び移住定住等の推進

第2章 施策等の展開

<施策等の展開の見方>

まちづくりの目標1~4

- (1) 現状と課題
社会経済情勢、市民ニーズなどから現状と課題を明らかにします。また、現状などを表す図表などを示します。
- (2) 施策の基本的方向
課題の解決に向けて展開する施策の方向性を明らかにします。
- (3) 施策の主な内容
展開する施策の主な内容を明らかにします。鳥取市創生総合戦略に掲げる施策に該当するものは☆を明示するとともに、該当箇所に二重下線を引いています。
- (4) 評価指標
施策の評価を客観的に測るために設定しています。この評価指標は、毎年度（市民満足度など一部の指標は除く）実績を把握し、公表します。
※市民満足度は平成31年度実施予定の市民アンケート調査の結果を指標とします。

まちづくりの目標5

- (1) 基本的な考え方
まちづくりを支える自立した自治体経営の進め方や目的を明らかにします。
- (2) 具体的な取組
まちづくりを支える自立した自治体経営を推進する具体的な取組を明らかにします。
- (3) 管理指標
まちづくりを支える自立した自治体経営の取組状況を客観的に測るために設定しています。（適切な指標が設定できないものを除く。）この数値は、毎年度実績を把握し、公表します。

まちづくりの目標1 安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち

政策1 豊かな心をもった、たくましいひとづくり

- 施策1 生涯学習の推進
- 施策2 教育の充実・郷土愛の醸成
- 施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

政策2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

- 施策1 結婚・出産・子育て支援

政策3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

- 施策1 健康づくり、疾病予防の推進
- 施策2 地域包括ケアの推進
- 施策3 障がいのある人の自立支援
- 施策4 安心できる社会保障制度の運営

政策4 互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり

- 施策1 人権意識の醸成
- 施策2 男女共同参画社会の形成

まちづくりの目標2 新しいにぎわいのあるまち

政策1 地域経済の再生と産業の底上げ

- 施策1 雇用の創造・人材の確保
- 施策2 工業の振興
- 施策3 商業・サービス業の振興
- 施策4 農林水産業の振興

政策2 地域資源を生かしたまちづくり

- 施策1 滞在型観光の推進
- 施策2 シティセールスの推進

まちづくりの目標3 地域に活気があるまち

政策1 協働のまちづくり

- 施策1 協働のまちづくりの推進

政策2 交流の拠点となるまちづくり

- 施策1 ふるさと・いなか回帰の促進
- 施策2 魅力ある中山間地域の振興
- 施策3 中心市街地の活性化
- 施策4 世界に開かれたまちづくり
- 施策5 公共交通の確保

政策3 魅力ある鳥取文化づくり

- 施策1 文化芸術の振興
- 施策2 文化財の整備・保存・活用

まちづくりの目標4 安全・安心なまち

政策1 暮らしの安全を守るまちづくり

- 施策1 地域防災力の向上
- 施策2 防犯・交通安全対策の充実
- 施策3 安全な消費生活の確保

政策2 快適でゆとりある生活環境づくり

- 施策1 生活基盤の充実
- 施策2 循環型社会の形成
- 施策3 環境保全活動の推進

まちづくりの目標5 まちづくりを支える自立した自治体経営

- 方針1 中核市移行による地方分権の推進と開かれた市政の運営
- 方針2 自治体間の広域的な連携の推進
- 方針3 財政基盤の強化
- 方針4 情報通信技術・ビッグデータの活用
- 方針5 ファシリティマネジメントの推進

まちづくりの目標1

安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち

一政策1 豊かな心をもった、たくましいひとづくり

施策1 生涯学習の推進

(1) 現状と課題

- 社会の成熟化により、「心の豊かさやゆとりある生活」が重視され、「いつでも どこでも 誰でも 誰とでも 何でも いつまでも」学習できる環境づくりが求められています。
- 社会の複雑化や情報通信技術の発達等により、学習ニーズは高度化・多様化しています。
- 学習により習得した知識・技術等を地域に還元し、「絆」をつなぎ、さまざまな課題に対応できるコミュニティづくりが求められています。
- 学習で得た知識・技能等の成果を生かした活動や交流は、地域への愛着や生きがいのある充実した暮らしにつながります。
- 「尚徳大学」や「鳥取市民大学」、「子育て親育ち講座」をはじめ、各地区公民館や市立図書館等において生涯学習活動が積極的に行われています。
- 読書環境の充実を図るため、市立図書館3館や中央公民館図書室、移動図書館車により市内全域への図書館サービスを行うとともに、鳥取県立図書館をはじめ県内の各図書館とも連携しています。

(2) 施策の基本的方向

市民が自発的に、生涯にわたって自由に学習機会を選択して学び、学習の成果を生かすことで、自己実現のできる社会をめざします。

(3) 施策の主な内容

- ① 生涯にわたって学ぶことのできる機会の充実
 - ・ 高度化・多様化する個人の学習ニーズに対応するため、生涯にわたって学ぶことのできる学習機会を充実するとともに、誰もが取り組める多様な学習形態や情報提供を充実します。
 - ・ 市民の自主的な生涯学習活動を推進するため、各地区公民館、市立図書館等の施設の充実を図ります。
- ② 学習成果を生かす仕組みづくりと人材育成
 - ・ 現代的・社会的課題に対応できる自立した個人とコミュニティの形成が求められる中、学習により身につけた知識・技能・経験を発表・実践・活用できる仕組みづくりに取り組みます。
 - ・ 学習活動で培った成果を地域に還元できるよう、指導者やボランティアの人材育成に取り組みます。

施策2 教育の充実・郷土愛の醸成

(1) 現状と課題

- 少子化による児童・生徒数の減少は、地域・家庭の教育力に大きく影響し、これまで以上に学校・家庭・地域が連携した学校運営の取組が必要となっています。
- 全国学力・学習状況調査等の結果から、本市の児童・生徒の学力は、全国水準をやや上回っていますが、主体的に学習に向かう授業づくりと学習意欲の向上が必要となっています。
- 不登校児童・生徒数は小中学校とも増加傾向となっています。不登校、その他問題行動等を含む学校不適應³⁶対策の充実が求められています。
- 特別な支援を必要とする子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、社会の中でいきいきと暮らしていくため、一人ひとりのニーズに応じた教育の充実が必要となっています。
- 本市の重要な教育活動として児童・生徒がふるさと鳥取の自然や文化に直接ふれる体験活動に取り組んでいます。
- 小中学校施設の耐震化は着実に進んでいますが、施設・設備の老朽化への対応や温暖化の影響による猛暑対策など、教室の環境改善も必要となっています。
- 児童・生徒の安全確保のため、事故や災害の発生に備えた対策の充実・強化が必要となっています。
- 次代を見据えた優秀な人材の育成・確保のため、高等教育機関における教育機会のさらなる充実が必要となっています。

(2) 施策の基本的方向

「ふるさとを思い 志をもつ子」を育て、「夢と希望に満ちた次代」の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

① ふるさと愛を育む教育の推進



- ・ 本市のもつ豊かな自然、産業、歴史、芸術、文化財等の地域資源を活用し、ふるさとに対する理解を深め、「ふるさとを思い 志をもつ子」を育てます。
- ・ 地域の協力を得て、子どもに地域資源を生かした多様な体験・交流活動への参画を促し、達成感を味わわせ、未来に向けてたくましく生き抜く力を育てる社会教育をめざします。
- ・ さまざまな学びや体験を通して、自分を取り巻く人々への感謝や敬愛、命の大切さや善悪の判断など豊かな心を育むとともに、人を大切にする人権教育の充実を図ります。

³⁶学校不適應：児童・生徒が学校環境に適應できないこと、または学校環境が児童・生徒に合わないこと。

- ・「まちづくり協議会³⁷」をはじめ、子どもから大人まで多くの市民が参加、参画できる「協働」の取組を促進し、地域のリーダーとなる人材を育成します。
- ・小中学校、地区公民館等における山陰海岸ジオパークを生かした出前講座、学習会等の支援に取り組みます。

如願の塾・塾・実力の育焼 S 業師

② 社会を生き抜く力を育む特色ある教育の推進

- ・鳥取市だからこそできるきめ細やかな教育を推進し、将来に対する夢や希望をもつ次代を担う人材の育成に取り組みます。
- ・ICTの活用、グローバル化に対応した英語教育、アクティブ・ラーニング³⁸等を取り入れた授業改革を通して、教師の指導力向上、キャリア教育の充実を図り、子ども一人ひとりの主体的な学びの実現をめざします。
- ・子どもたちが自己の能力と可能性を最大限に高め、さまざまな人々と協調・協働しながら自己実現を図り、社会の一員としての役割と責任を果たすために必要な力を育みます。
- ・結婚や家族をもつことの素晴らしさを学校で教育し、妊娠・出産・子育てに対する正しい理解が得られる教育の実践を図ります。
- ・健康と命の大切さについて学び、自らの健康を保持・増進するための教育を推進します。
- ・公立鳥取環境大学に対する施設整備等を進め、教育環境の充実を図ります。また、公立鳥取環境大学や鳥取大学など、市内高等教育機関の特色を生かした教育や地域連携活動等を支援・活用することにより地域人材の育成を図るとともに、産業界と連携して雇用創出を進め、市内への就職を促進します。
- ・鳥取市医療看護専門学校生など、地域医療を支える医療従事者の育成・確保を進めます。また、看護学生を対象とした支援制度を創設します。

③ 学校・家庭・地域の連携による教育支援

- ・学級や学校の自治力を高めるとともに、各中学校区の特色を生かした一貫教育³⁹を推進し、地域に開かれた教育の実現をめざします。
- ・幼児期から学齢期の切れ目ない指導・支援の充実を図り、放課後児童対策等さまざまな機会を通して、子どもの健全な育成を図る地域との連携・協働体制の確立をめざします。
- ・特別な支援を必要とする子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、社会の中でいきいきと暮らしていくため、一人ひとりのニーズに応じた教育の充実をめざします。
- ・不登校など学校不適応児童・生徒の減少に向けた取組を充実します。

④ 信頼される教育環境の充実

- ・老朽化した学校施設・設備の機能改善を図りつつ、快適な学習環境を確保するため、教育環境の充実を図ります。
- ・学校と地域が一体となって校区のあり方を検討することで、地域の実情に応じた活力ある学校づくりをめざします。
- ・教職員の多忙化を解消し教育の質の向上をめざすと同時に、学校運営システムを充実させ、学校事務の効率化と学校間の事務の共同化を図ります。
- ・さまざまな災害や事故等の発生に備え、児童・生徒の安全を確保する施策の充実に取り組みます。

⑤ 安全な学校給食の推進

- ・食物アレルギー対策の実施など、安全な学校給食の供給を図ります。

³⁷まちづくり協議会：平成20年度の「協働のまちづくり元年」を契機として発足し、地域固有のまちづくりに主体的に取り組んでいる地区公民館を単位とするコミュニティ組織（61の全地区に設置されている）。

³⁸アクティブ・ラーニング：一方向的な講義形式の教育とは異なり、グループ・ディスカッション、グループ・ワークなど児童・生徒が能動的に学ぶための教授・学習法。

³⁹一貫教育：小中学校が共通の目標に向けて、9年間を見通した連続（とぎれない）・一貫（ぶれない）指導を行うことで、教育効果を高める取組。

施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

（1）現状と課題

- 子どもの体力の低下が顕著であることや積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることから、幼児期から運動やスポーツ活動を行うことが重要になっています。
- 体力の向上、ストレス発散など市民の健康づくりに対するニーズの高まりや自由時間の増加等から、誰もがいつでもどこでも気軽に参加できる生涯スポーツやレクリエーションへの関心が高まっています。
- 本市独自の「市民体育祭⁴⁰」や、各小学校区単位で運動会が実施されるなど、地域において市民が主体となった活動が展開されています。
- 市民の主体的な活動を支援し、子どもから高齢者まで、世代や興味、関心に応じて、生涯にわたりスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりが必要です。
- 「2020年東京オリンピック・パラリンピック」の開催に向けて、スポーツ振興の機運が高まっており、交流人口の拡大などスポーツを通じた地方の活性化に期待が寄せられています。

（2）施策の基本的方向

誰もがいつでもスポーツを楽しむ機会やレクリエーション活動を実践できる環境を整え、スポーツやレクリエーション活動を通じて、健康で豊かな人生を送ることができるようまちづくりを進めます。

（3）施策の主な内容

① スポーツ運動の推進

- ・ 幼児への運動やスポーツを行う機会の提供や、児童期以降の学校体育・社会体育の充実を図ります。
- ・ 鳥取市体育協会を中心とした各種スポーツ団体との連携により、青少年のスポーツへの関心を高め、健全育成や競技人口の増加を図ります。
- ・ 市民体育祭やスポーツレクリエーション祭⁴¹など、市民が気軽に参加できる行事の開催を推進します。
- ・ スポーツやレクリエーション活動を行う環境の充実を図ります。

② 地域活力の創出に向けたスポーツ振興

- ・ 各地域の体育会やスポーツ推進委員など、地域スポーツを支える各種団体や人材を育成し、市民のスポーツ活動を支える体制を強化します。

⁴⁰市民体育祭：「市民の体育の向上と体力の増進、健康で明るい生活づくり」を目的に、昭和33年から開催。すべての市民が参加できる小学校区対抗形式の大会。

⁴¹スポーツレクリエーション祭：子どもから高齢者まで生涯を通じて市民が気軽にニュースポーツやレクリエーションを楽しみながら健康づくりと交流を深めることを目的に、平成2年度から開催してきたスポーツイベント。

- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック」に向けたキャンプ地誘致活動、Jリーグ等のプロスポーツの試合開催、鳥取マラソンの開催、姉妹都市との交流大会等により、交流人口の拡大、地域スポーツのレベルアップを図ります。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
市民体育祭	23,713人 (H27年度)	25,000人 (H32年度)	市民体育祭の延べ参加者総数。
スポーツレクリエーション祭	926人 (H27年度)	1,200人 (H32年度)	スポーツレクリエーション祭の参加者総数。
鳥取マラソン大会	3,394人 (H26年度)	5,000人 (H32年度)	鳥取マラソンへのエントリー者数。

関連する個別計画等：鳥取市スポーツ推進計画（仮称）、鳥取市若者定住戦略方針

向次の本基の業態 (S)

本基の業態は、主に「スポーツ施設」・「スポーツイベント」・「スポーツ用品」・「スポーツ関連サービス」を中核とし、これらに関連する「スポーツ施設」・「スポーツイベント」・「スポーツ用品」・「スポーツ関連サービス」を展開する。また、本基の業態は、主に「スポーツ施設」・「スポーツイベント」・「スポーツ用品」・「スポーツ関連サービス」を展開する。

管内が主の業態 (S)

- ★ 財源確保の観点から、管内の「スポーツ施設」・「スポーツイベント」・「スポーツ用品」・「スポーツ関連サービス」を展開する。
- 管内の「スポーツ施設」・「スポーツイベント」・「スポーツ用品」・「スポーツ関連サービス」を展開する。
- 管内の「スポーツ施設」・「スポーツイベント」・「スポーツ用品」・「スポーツ関連サービス」を展開する。
- 管内の「スポーツ施設」・「スポーツイベント」・「スポーツ用品」・「スポーツ関連サービス」を展開する。

まちづくりの目標1

安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち

—政策2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

施策1 結婚・出産・子育て支援

(1) 現状と課題

- 本市の出生数は減少傾向にあり少子化が進展しています。少子化の一因と考えられる未婚者の増加を抑制するとともに、安心して妊娠、出産、子育てができる支援体制の充実を図っていくことが大切です。
- 核家族化の進展、ひとり親家庭や共働き世帯の増加、親同士のコミュニケーションの不足、育児における孤立感や不安感等から、子育てを取り巻くさまざまな問題が発生しています。
- 基本的な生活習慣が身につけていない子ども、戸外での遊びなど運動経験の少ない子どもが増加する傾向にあります。
- 病気や障がいのある子ども、発達に困難感を抱える子どもへの発達支援は、家庭、保育園・幼稚園、小学校と生活の場が変化しても途切れることなく継続することが望まれています。
- 仕事等により、保護者が放課後に保育できない児童を対象とした放課後児童クラブへの入級児童数が増加しています。
- 子育ては家庭や親だけが担うのではなく、家庭、地域、企業、NPO⁴²など社会全体で応援していくことが重要です。

(2) 施策の基本的方向

結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援を行います。
また、保健、医療、福祉、教育が連携した健康・子育て等の総合支援拠点の整備や体制の構築を図り、すべての人が健康に暮らせ、子育てしやすいまちづくりを進めます。

(3) 施策の主な内容

- ① **新たな出会いの場づくりと結婚支援** 
- ・ 「すごい！鳥取市婚活サポートセンター⁴³」による出会いから結婚まで切れ目のない支援を行います。
 - ・ まちづくり協議会や各種団体が実施する婚活イベントを支援し、結婚へのきっかけづくりを応援する取組を推進します。
 - ・ 因幡県境自治体会議（コリドー21⁴⁴）など、近隣自治体と連携した出会いの場づくりを支援します。

⁴²NPO：Non-Profit Organization の略で、利益の再配分を行わない組織・団体一般（非営利団体）のこと。

⁴³すごい！鳥取市婚活サポートセンター：結婚を望む独身男女の出会いの創出から成婚までのトータルサポートを行うため、県内で初めて行政と地元企業が連携し、婚活支援を目的に平成26年11月に設立された組織。

⁴⁴コリドー21：因幡と但馬の県境に接する自治体6市町（鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町と兵庫県新温泉町・香美町）が行政・文化・経済等の連絡調整を行い、各市町の発展と県境地域の振興を図ることを目的に平成8年5月に設立した組織。

② 妊娠・出産・子育ての包括的支援の充実

- ・ 妊産婦等の支援ニーズに応じ、母子保健相談や産前・産後サポート、産後ケアなど、妊娠から出産・子育て期まで切れ目のない包括的な支援を充実します。
- ・ 乳児一時預かり、母子ショートステイ⁴⁵など妊娠、出産の支援を充実します。
- ・ 乳幼児健診の実施や保健師等による家庭訪問など、子育て相談体制を充実します。
- ・ 子どもを望みながらも妊娠が困難な方や不育症⁴⁶のため、子どもをもつことが困難な方に対し、検査費や治療費の支援を行います。
- ・ 産後デイサービス⁴⁷の開設に取り組みます。

③ 待機児童ゼロの継続と子育てサービスの充実

- ・ 一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育、延長保育など特別保育の充実や放課後児童対策を推進します。
- ・ 小児特別医療費助成制度により子どもの医療費の軽減を図ります。
- ・ 子育て世帯の保育料の軽減を図ります。
- ・ 中核市移行に伴い、本市は保健所を設置します。保健所の業務を通して、地域保健医療や環境衛生対策に万全を期し、市民の健康の保持・増進と環境衛生の向上に取り組みます。保健所は、駅南庁舎を活用して整備することとし、これまで保健センター等が担ってきた疾病予防・健康づくり・子育て支援等の関連業務を集約し、保健、医療、福祉、教育が連携した「健康・子育て等の総合支援拠点」を整備します。
- ・ 保育園等の耐震化や老朽化による改修等を計画的に行うとともに、定員増や地域型保育事業⁴⁸所の設置に取り組みます。
- ・ 小学生が放課後等を安全に過ごす放課後児童クラブや、多様な体験・活動を行う放課後子ども教室を併せて実施するなど、児童の安全で安心な居場所を確保する環境づくりを進めます。

④ 家庭、地域の子育て力の向上

- ・ 家庭で育児をしている保護者が集える場所や保護者同士のネットワーク、相談体制の充実を図ります。
- ・ ひとり親家庭など、特別な支援を必要とする家庭への支援の充実を図ります。
- ・ 親子に直接ふれあう機会が多い地域の人々との関わりや、親子で参加できるコミュニティ活動の実施など、地域の中で交流でき、地域ぐるみで子育てできる環境づくりを推進します。

⑤ 児童虐待防止の取組強化

- ・ 妊娠期からの相談支援体制の充実を図り、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・ 子どもを守る地域ネットワークの充実を図ります。

⑥ 発達障がい等の相談支援・療育体制の充実

- ・ 発達に困難感を抱える子どもに対する発達支援員や心理相談員、相談支援専門員による相談支援を充実します。また、幼児から児童・生徒まで継続した相談支援を行います。
- ・ 発達支援が必要とされる子どもに対する療育の充実を図ります。
- ・ 小中学校で、発達障がい等のある児童・生徒が、適切に教育を受けられるよう相談支援に取り組みます。

⁴⁵母子ショートステイ：出産後のホルモンの変化や育児に関する不安など、心や体が不安定になりやすい時期に一定期間、産婦人科医療機関に母子が一緒に宿泊し、安心して過ごしながら母乳や育児の方法について、助産師等の専門職による具体的な助言・指導を受け、家庭での子育てが不安なく行えるよう支援するサービス。

⁴⁶不育症：妊娠はするが流産、死産や新生児死亡等を繰り返し、結果的に子どもをもてないこと。

⁴⁷産後デイサービス：出産後の母子を対象に、心身のケアや育児のサポートなど専門職による相談支援等を行うサービス。

⁴⁸地域型保育事業：施設（原則20人以上）より少人数の単位で0歳児から2歳児までの子どもを預かる事業。子ども・子育て支援新制度において新たに市町村の認可事業とされたもので、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育の4つのタイプがある。

- ・ 保健、医療、福祉、教育の連携による切れ目のない新たな発達支援体制を構築します。

⑦ 仕事と生活の調和の推進



- ・ 結婚・出産・子育て等により一度休職（離職）し、職場復帰（再就職）を希望している求職者を支援し、地域の企業で働く機会を提供します。
- ・ 市内企業など関係機関と連携し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁴⁹）に配慮した働きやすい環境づくりを推進します。

（４）評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
「子育てを楽しい」と思う市民の割合	父親 87.3% 母親 84.8% (H26 年度)	父親 90% 母親 88% (H31 年度)	市民アンケート調査で中程度の評価より高い回答をした市民の割合。
待機児童の数	0人 (H26 年度)	0人 (H32 年度)	保育園に入園できない状態にある児童の数。

関連する個別計画等：鳥取市子ども・子育て支援事業計画、鳥取市民元気プラン、鳥取市保健所設置基本構想、第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略、鳥取市若者定住戦略方針

⁴⁹ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

まちづくりの目標1

安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち

—政策3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

施策1 健康づくり、疾病予防の推進

(1) 現状と課題

- 心と身体の健康は、豊かな人生を支える基本であり、健康で生きがいをもった心豊かな生活を送ることができる「健康寿命の延伸」が求められています。
- がんや糖尿病・COPD⁵⁰など生活習慣病対策には、予防と早期発見・早期治療が重要です。そのためには、市民一人ひとりが健康づくりや生活習慣病予防の必要性を認識するとともに、健診を受診するという行動につなげる取組が必要です。
- 市民が身近な地域で、気軽に健康づくりに参加できる仕組みづくりを進めることにより、健康への関心を高め、疾病予防等の保健事業を推進する必要があります。
- 今後も、市民の主体的な健康維持・増進の取組を支援するとともに、生活習慣病の発症と重症化予防を目的とした、脳血管疾患・心臓病・腎臓病等の発症リスクがある人への個別支援体制の充実が必要です。

(2) 施策の基本的方向

健康寿命の延伸に向けて、市民が健康づくりや疾病予防に自発的に取り組める環境を整え、自らが健康を守り、いつまでもいきいきと元気に暮らせるまちづくりを進めます。

(3) 施策の主な内容

① 健康づくりの推進

- ・ がんや糖尿病など生活習慣病予防対策（運動、食習慣、歯の健康、禁煙対策）を推進します。
- ・ 特定保健指導⁵¹や生活習慣病ハイリスク者への保健指導など、健診結果をもとに自分の生活習慣を見直し、自らの健康づくりを考える場を提供します。
- ・ 生涯にわたって健全な食生活を実践し、健全な心身と豊かな人間性を育てるために、あらゆる世代において食育を推進します。

② 疾病予防の推進

- ・ 生活習慣病の発症と重症化予防のため、継続した保健指導を推進します。
- ・ 各種予防接種を実施し、病気を予防する対策を推進します。
- ・ がんや糖尿病・COPDなど生活習慣病予防に関する正しい知識を普及啓発します。
- ・ 感染症対策を推進します。

⁵⁰COPD：慢性閉塞性肺疾患と呼ばれ、細い気管支に始まる炎症が原因といわれ、肺気腫や慢性気管支炎等をいう。

⁵¹特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症の危険が高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直す支援を行うもの。

③ 特定健康診査⁵²、がん検診の推進

- ・ 特定健康診査、がん検診等の未受診者対策を推進するなど、受診者の増加に努め、疾病の早期発見を図ります。
- ・ 特定健診、がん検診、特定保健指導等について、無料クーポン券の配布や休日健診など、市民が健診・指導を受けやすい体制を整備します。
- ・ がん検診の精密検査受診率を向上させ、がんの早期発見を推進します。

④ 心の健康づくりの推進

- ・ 家庭や学校、地域、職域における心の健康づくりを支援します。
- ・ うつ病など心の病気に対する対策を推進し、自死予防を推進します。
- ・ 地域の人々がお互いに心をかよわせ助け合う、ふれあいのある地域づくりを推進します。

⑤ 健康・子育て等の総合支援の拠点整備



- ・ 中核市移行に伴い、本市は保健所を設置します。保健所の業務を通して、地域保健医療や環境衛生対策に万全を期し、市民の健康の保持・増進と環境衛生の向上に取り組めます。保健所は、駅南庁舎を活用して整備することとし、これまで保健センター等が担ってきた疾病予防・健康づくり・子育て支援等の関連業務を集約し、保健、医療、福祉、教育が連携した「健康・子育て等の総合支援拠点」を整備します。
(再掲)

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
胃・肺・大腸がん検診	37.8% (H26年度)	50% (H32年度)	各検診等の受診率(国の基準:69歳以下受診率。子宮・乳がん検診は2年に1回の受診率)。特定保健指導は利用率。現状は平成26年度の推計値。 (「がん検診の精密検査」は平成25年度実績値)
子宮・乳がん検診	49.7% (H26年度)	50% (H32年度)	
特定健康診査(国保)	29.8% (H26年度)	60% (H32年度)	
特定保健指導(国保)	41.9% (H26年度)	60% (H32年度)	
がん検診の精密検査	89.1% (H25年度)	92% (H32年度)	
「疾病予防対策・医療サービス」に対する市民満足度	57.7% (H26年度)	70% (H31年度)	
生活習慣病ハイリスク者への保健指導率	96% (H26年度)	100% (H32年度)	

関連する個別計画等：とっとり市民元気プラン、鳥取市食育推進計画・食育事業実施計画、鳥取市保健所設置基本構想

⁵²特定健康診査：平成20年4月より始まった40歳から70歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした健診制度。

施策2 地域包括ケアの推進

(1) 現状と課題

- 単身世帯や介護・支援を必要とする高齢者が増加しています。住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送るためには、地域全体で高齢者や障がいのある人を支え、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していく必要があります。
- 市民一人ひとりの命と暮らしを支えるためには、市民の主体的な取組とともに、保健、医療、福祉機関が個別にもつ情報を共有するなど、効果的な連携・協力体制を充実する必要があります。
- 地域での医師不足は日本全体の大きな課題となっています。医師の確保対策や医療機関同士の相互連携と、かかりつけの診療所の利用や適切な救急医療へのかかり方など、市民自らの力で地域医療を守る必要があります。

(2) 施策の基本的方向

医療・介護・住まい・生活支援サービス等の「地域包括ケア」を提供するため、行政や医療・介護関係者が連携し、それぞれの役割を果たしていきます。併せて、地域に暮らす人々が互いに支え合える体制づくりを進め、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。

(3) 施策の主な内容

① 在宅医療と介護の連携の推進

- ・ 介護を必要とする状態になっても在宅で生活ができるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ・ 医療機関と介護サービス事業者等との相互の情報共有の仕組みを検討し、きめ細やかな介護サービスと医療サービスの提供ができるよう取組を進めます。
- ・ 鳥取県東部1市4町で、在宅医療・介護連携に関する取組を連携し進めます。

② 認知症施策の推進

- ・ 認知症に関する知識の普及啓発を推進します。
- ・ 認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰もが気軽に集うことができる認知症カフェ⁵³の設置を支援します。
- ・ 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- ・ 地域・福祉活動コーディネーター⁵⁴、となり組福祉員⁵⁵等との連携強化を推進します。

⁵³認知症カフェ：認知症の方やその家族、介護・医療の専門家、地域住民が集い、お茶を楽しみながら交流や情報交換を行う集いの場。

⁵⁴地域・福祉活動コーディネーター：各地区公民館等に拠点を置き、地域住民の相談窓口、支え合いマップの作成（地域で日常の人の動きを地図に図示し、課題の発見、解決方法を探したりするためのもの）や介護予防のため各地域で行われるサロンの育成支援等にボランティアであたる人。

⁵⁵となり組福祉員：となり近所に目を配りながら地域の福祉問題を早期に発見し解決につなげるほか、地域の福祉ニーズの把握・福祉施策の普及啓発等を行う者。町内の小グループ（班単位）に1人選出される。

- ・ 高齢者が地域の中で社会的な役割をもつことにより、生きがいづくりや介護予防につなげる取組を進めます。
- ・ 高齢者のバス利用料負担の軽減、福祉有償運送⁵⁶の安定的な供給等により、高齢者の閉じこもり予防と積極的な社会参加などを促進します。

④ 高齢者の生活を支える住まいとサービスの確保

- ・ 高齢者の自宅での生活継続を支援する介護・医療・生活支援サービスなどの基盤整備を推進します。
- ・ 高齢者が自宅での生活継続が困難となった場合に、必要に応じて住み替えが可能となるよう、おおむね日常生活圏域ごとに、介護・医療と連携し高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅⁵⁷、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム⁵⁸等の施設・居住系サービスを整備します。

⑤ 地域医療体制の充実

- ・ 地域がん診療連携拠点病院⁵⁹を中心とした、がん対策やがん治療体制の充実に努めます。
- ・ 手術や入院治療を中心とする医療機関（二次医療）とかかりつけの診療所や開業医（一次医療）との連携（病診連携）や二次医療機関同士の連携（病病連携）を強化し、地域内の各医療機関がその機能を最大限に発揮しつつ、相互の連携により地域全体で継続的かつ効果的、効率的な医療を提供できる体制を推進します。
- ・ 佐治町国民健康保険診療所への県からの医師派遣の継続など、地域の身近な医療機関の安定運営に努めます。
- ・ 公立病院として医療体制の充実を図るため、鳥取市立病院の医師確保に努めます。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
地域包括ケアシステムの構築	—	地域包括ケアシステムの構築による切れ目ない支援を推進します。 (H32年度)	左記のとおり

関連する個別計画等：第6期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画、第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略

⁵⁶福祉有償運送：NPO法人等が道路運送法上の登録を行い、要介護者や高齢者、身体障がい者など、一人では一般の公共交通機関の利用が困難な人を、自家用自動車（主に福祉車両）を使用して個別に輸送するサービス。

⁵⁷サービス付き高齢者向け住宅：高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。ケアの専門家が常駐し、高齢者の安否確認や生活相談サービス等を提供する。

⁵⁸認知症高齢者グループホーム：認知症の高齢者が定員9人以下の少人数で共同生活をしながら、家庭的な環境と地域との交流の中で、入浴・排泄・食事の介護など日常生活上の世話と機能訓練等のサービスを受ける介護保険の指定施設。原則として、施設所在地の市町村に住んでいる要支援2以上の認知症の高齢者が利用対象となる。

⁵⁹地域がん診療連携拠点病院：全国どこにいても質の高いがん医療を受けることができるよう、がん医療の均てん化をめざし整備された病院のことで、各地域の医療機関の中からがん診療の基準を満たしている病院を県が推薦し、国が認可する形で指定するもの。

施策3 障がいのある人の自立支援

(1) 現状と課題

- 老年人口の増加に伴い、障がいのある人やその家族の高齢化も進むため、障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活していくための支援の充実が必要です。
- 障がいのある人やその家族が自立した生活を送るためには、障がいのある人一人ひとりの心身の状態や生活実態を踏まえた適切な生活支援を行っていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人が、個々の能力や個性に応じ、生きがいをもって自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制の強化や障がい福祉サービスの充実を図ります。

(3) 施策の主な内容

① 地域における相談支援体制の充実

- ・ 地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援事業所」を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
- ・ 指定相談支援事業所等の関係機関や地域で活動する身体障がい者・知的障がい者相談員、民生・児童委員等と連携を図り、支援の充実に努めます。

② 障がい児支援の充実

- ・ 地域療育の拠点となる施設において、障がい児に対する在宅療育に関する相談や援助、障害福祉サービスの情報提供を行うなど、療育支援体制の充実に努めます。
- ・ 地域において、障がい児とその家族を支えていく体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育・就労支援等の関係機関が連携し、乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期等のライフステージに応じた支援に努めます。

③ 経済的自立への支援

- ・ 障がいのある人が地域で安定した生活を送るためには、就労の機会が重要であり、働く意欲のある方が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、県やハローワークなど雇用関係機関と連携した就労支援を進めます。
- ・ 障がいのある人が継続的に職場定着するために、事業主の理解のもと、就労を支援する障害者就業・生活支援センターや労働、福祉、教育等の関係機関と連携し、就業面と生活面での支援や相談体制の充実を図ります。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
相談支援体制の充実	10ヶ所 19人 (H26年度)	12ヶ所 21人 (H32年度)	相談支援事業所数と相談員数。

施策4 安心できる社会保障制度の運営

(1) 現状と課題

- 景気の低迷による生活困窮者の急増により、生活保護申請者数、受給者数の増加に伴い、各世帯の実情に応じた自立支援強化策を引き続き講じることが求められています。
- 全国的な国保財政の悪化を背景に、医療保険制度改革による国の財政負担の拡充、国保の財政責任主体の都道府県化など、持続可能な医療保険制度の構築が進められています。
- 要介護や要支援認定者の増加に伴い、介護保険給付が今後さらに増大することが見込まれ、保険料や財政負担の増大が課題となっています。その中で、国は保険給付の効率化・重点化を行うことで、制度の持続可能性を高める改革を進めています。

(2) 施策の基本的方向

国民健康保険事業及び介護保険事業の健全運営と生活保護制度の適正かつきめ細かい実施に努め、誰もが健康で安心して生活を営むことができるセーフティネットを確立し、市民生活を守ります。

(3) 施策の主な内容

① 生活保護制度の適正運営と自立支援の推進

- ・ 民生児童委員や医療福祉機関など関係機関との連携をさらに深め、生活保護行政の体制を整え、真に生活保護を必要とする市民の把握に努めるとともに、生活相談や健康相談、就労相談など適切できめ細やかな実施体制により、安定した自立生活に向けた支援を行います。
- ・ 生活保護受給者の実態に応じた適切な就労支援を通して、経済的自立を支援します。
- ・ ジェネリック医薬品⁶⁰の利用促進等による医療扶助費の適正化を図ります。

② 国民健康保険事業の健全な運営

- ・ 生活習慣病の重症化予防対策の実施、ジェネリック医薬品の利用促進等により、医療費の適正化に努め、被保険者の負担軽減を図ります。
- ・ 各種健診事業など保健事業の充実により、被保険者の健康増進を図ります。
- ・ 国の国保料軽減制度の適用、国保料収納率の向上対策等により、保険料負担の公平化に努めます。
- ・ 国保の財政責任主体の都道府県への移行（平成 30 年度）に向け、円滑な事務移管を進めます。

③ 介護保険事業の健全な運営

- ・ 介護給付適正化事業のうち、国が推奨する「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修などの点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要 5 事業を中心に、保険給付の適正化に取り組みます。
- ・ 県と連携した介護サービス事業者に対する指導監督の強化により、サービスの質の向上と保険給付の適正化を図ります。

⁶⁰ジェネリック医薬品：成分そのものやその製造方法を対象とする特許権が消滅した先発医薬品について、特許権者ではなかった医薬品製造会社がその特許の内容を利用して製造した同じ主成分を含んだ医薬品。

- ・ 高齢者の介護予防事業を強化し、健康寿命の延伸と保険給付の増大抑制に努めます。
- ・ 国の公費による低所得者の保険料負担の軽減制度の適用、介護保険料収納率の向上対策等により、保険料負担の公平化に努めます。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
医療扶助費における調剤のうちジェネリック(後発薬品)におきかえ可能な薬の数量の割合	65.1% (H26年度)	75.0% (H32年度)	本市の現状からみて中期目標として達成すべきと考える水準。
鳥取市国民健康保険における調剤に占めるジェネリック医薬品(数量ベース)の割合	57.26% (H26年度)	70.0% (H32年度)	本市の現状からみて中期目標として達成すべきと考える水準。

※ジェネリック医薬品のない先発医薬品分を除く。

関連する個別計画等：第6期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画、鳥取市保健事業実施計画（データヘルス計画）

内容の主な変更 (8)

- ① 事業の推進担当者及び担当部署の刷新
- ② 事業の推進担当者及び担当部署の刷新
- ③ 事業の推進担当者及び担当部署の刷新
- ④ 事業の推進担当者及び担当部署の刷新

まちづくりの目標1

安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち

一政策4 互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり

施策1 人権意識の醸成

(1) 現状と課題

- 本市では、平成23年に「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。平成25年4月には「鳥取市人権施策基本方針」の第1次改訂を行い、差別のない明るい人権尊重都市鳥取市の実現をめざして、市民、企業、市民啓発団体等と協働しながら、市民の人権意識の高揚を図るための施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- 依然として、同和問題をはじめ女性、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気に関わる人等の人権問題が存在しており、また、インターネットによる悪質な書き込みの発生やヘイトスピーチ⁶¹、東日本大震災の避難者に対する人権侵害も発生しています。

(2) 施策の基本的方向

市民一人ひとりが、人権の尊重される社会を築き上げる担い手であることを認識し、お互いの異なる考え方や生き方を認め合い、人権侵害のない心豊かな、明るい人権尊重都市の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

- ① 人権意識の啓発と人権施策の推進
 - ・ 「鳥取市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権意識の高揚と人権施策を推進し、あらゆる人権課題解決への取組を総合的に進めます。
- ② 市民の人権啓発活動の支援
 - ・ 鳥取市人権教育協議会など各種団体と協働し、人権啓発活動の促進・支援を図ります。
- ③ 人権福祉センター事業の推進
 - ・ 人権啓発や多様で複雑化する市民からの相談業務等に取り組みます。
- ④ 人権教育の推進
 - ・ さまざまな学びや体験を通して、自分を取り巻く人々への感謝や敬愛、命の大切さや善悪の判断など豊かな心を育むとともに、人を大切にする人権教育の充実を図ります。(再掲)

⁶¹ヘイトスピーチ：人種や民族、宗教など特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為をおおったりする言動。

施策2 男女共同参画社会の形成

(1) 現状と課題

- 本市は、平成14年に「男女共同参画都市宣言」を行うとともに、「鳥取市男女共同参画推進条例」を制定し、家庭、地域、職場等におけるあらゆる活動において、性別にとらわれることなく、対等な立場に立って、女性と男性がともに喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の形成に取り組んでいます。
- 従来から女性の就業率が高く、さまざまな分野への女性の参加が進んでいます。一方、職場や家庭、地域では男女の固定的な性別役割分担意識が残っています。
- 社会のあらゆる活動において、性別にとらわれず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会形成の促進に積極的に取り組むことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

性別に関わりなく、一人ひとりが個人として尊重され、自らの意志によって学校、家庭、地域、職場等あらゆる分野に参画する機会があり、すべての人々が個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の形成をめざします。

(3) 施策の主な内容

- ① 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革
 - ・ 鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」を拠点とした啓発講座を実施します。
 - ・ 子どもの頃から各世代にわたり、男女共同参画意識の啓発活動を充実させるとともに市民意識の向上を図ります。
- ② あらゆる分野での女性の活躍促進
 - ・ 女性が地域で活躍できるよう女性リーダーを育成するとともに、男女共同参画の視点で活躍する地域のNPO団体を支援します。
 - ・ 企業との連携により職業生活と家庭生活の両立を支援するため、男性を含めた働き方改革を進めます。
- ③ 生涯を通じた女性の安全・安心の確保
 - ・ 「性と生殖に関する健康と権利」の考え方⁶²について、情報提供や学習機会の充実に努めます。
 - ・ 緊急時における男女のニーズの違いなど、男女共同参画の視点を取り入れた平常時からの防災体制の整備に努めます。
 - ・ 女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、啓発活動を充実します。

⁶²「性と生殖に関する健康と権利」の考え方：人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもをもつかもたないか、いつ、何人もつかを決める自由をもつこと。

新しいにぎわいのあるまち

一政策1 地域経済の再生と産業の底上げ

施策1 雇用の創造・人材の確保

（1）現状と課題

- 鳥取県東部地域の有効求人倍率は、平成27年8月末時点で1.07倍と回復傾向にある中、本市への企業誘致は着実に進んでおり、今後、正規雇用の求人の増加が見込まれるため、企業が求める人材の確保が喫緊の課題です。
- 世界経済が環境・エネルギー等の成長産業へ移行していることを踏まえ、地域の特性を生かしながら、今後成長が見込まれる産業において、雇用創造へ向けた取組が必要です。
- 地域産業を支える優秀な人材の育成や求人側と求職側のマッチング機会をより多く設け、就職に結びつけるとともに、U・J・Iターン⁶³の促進も含めた若者の定着を図ることが重要です。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の充実や正規雇用の拡大、賃金引き上げ等により、雇用環境を改善していくことが必要です。
- 「第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略⁶⁴」を策定し、本市の経済再生・雇用創造を強力に進める産業施策・雇用施策に取り組んでいます。

（2）施策の基本的方向

地元企業・事業者の育成・発展に取り組むとともに、地元産業の発展につながる企業誘致や成長産業の振興・支援により雇用の拡大をめざします。
また、若者の雇用の場の確保に重点的に取り組むとともに、労働者がいきいきと働ける雇用環境をめざします。

（3）施策の主な内容

① 経済再生のための成長産業の創出

- ・ 成長分野を中心とした企業誘致、新技術の開発、新分野への進出促進等を支援することにより、成長産業の創出と産業の再構築を図ります。

プロジェクト名	内 容
企業立地推進プロジェクト	成長産業の企業誘致と基盤整備
新産業創造プロジェクト	新技術の開発、新分野への進出など新産業の創出

⁶³U・J・Iターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態をいう。

⁶⁴第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略：市民、企業、経済団体・産業支援機関等と連携し、本市の経済再生・雇用創造を強力に進めるために取り組む経済・産業政策をまとめたもの。

② 地域資源活用による産業創出

- 農林水産業、観光産業など地域資源の活用を加速させ、産業の活性化を図ります。

プロジェクト名	内 容
農林水産業振興プロジェクト	6次産業化など農林水産資源の活用
ビジットとっとり推進プロジェクト	観光資源の活用による観光客の誘致
観光関連産業振興プロジェクト	観光関連産業の振興
地域資源販路拡大推進プロジェクト	新商品の開発とブランド化の推進

③ 地域課題解決による産業創出

- 産業人材の育成、雇用のマッチング、地域の活性化など地域課題を解決し、経済の好循環化を進めることにより、産業の活性化を図ります。

プロジェクト名	内 容
人材育成・マッチング推進プロジェクト	人材育成、雇用のマッチング
環境対策推進プロジェクト	資源循環による産業の活性化
地域福祉・健康プロジェクト	福祉増進による産業の活性化
まちづくり・地域コミュニティ活性化プロジェクト	にぎわい創出、課題解決

④ 人材育成・確保の推進

- 進学者等に対して、市内就職情報を配信するサポート制度の構築を図ります。
- 移住定住相談員と連携し、県外在住者へ市内企業の情報発信や交流機会を提供するとともに、市内学生への市内企業PRを行い、地元就職の促進を図ります。
- 県主催の人材育成研修を受講し、本市の無料職業紹介所のあっせんによる市内企業への就職希望者に対し奨励金を支給し、企業が求める人材の確保を図ります。
- 伝統産業の技術の伝承を目的に、後継者の受入を行う事業者と研修従事者を支援します。
- とっとり若者インターンシップ⁶⁵等により、就労経験の少ない求職者と事業者の橋渡しを行い、若者の職場定着を支援します。
- 地区公民館をはじめとする市の関係施設等で大学生インターンシップを受け入れ、若い感性を取り入れた活動を推進し、まちづくりに積極的に参画する人材を育成します。
- 高齢者の豊富な経験や資格・技能を生かした鳥取市シルバー人材センターの運営を支援し、元気シニアの活躍の場づくりを進めます。
- 「鳥取みらい雇用創造ぷらん⁶⁶」に基づき、新たな求人マッチする求職者向け人材育成研修等により人材育成を行うとともに、雇用創出実践メニュー（地域資源活用、植物工場）により雇用拡大を図ります。
- 障がいのある人の就業・生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターしらはまをはじめ、国・県など関係機関と連携を図りながら、障がいのある人の就業支援を推進します。
- 鳥取県東部1市4町で情報共有など連携を図り、人材確保に取り組みます。

⑤ 仕事と生活の調和の推進

- 結婚・出産・子育て等により一度休職（離職）し、職場復帰（再就職）を希望している求職者を支援し、地域の企業で働く機会を提供します。（再掲）
- 市内企業など関係機関と連携し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した働きやすい環境づくりを推進します。（再掲）

⁶⁵インターンシップ：学生等に一定期間、企業等の中で就業体験の機会を提供する制度。

⁶⁶鳥取みらい雇用創造ぷらん：IT関連分野の人材育成や農産物、観光等の地域資源を活用した地場産業の振興等により、雇用創出をめざす事業構想。

施策2 工業の振興

(1) 現状と課題

- 近年、鳥取自動車道等の高速交通網の整備進捗や企業におけるリスク分散等を理由に、成長産業を主とする企業の本市への進出が進んでいます。
- 鳥取自動車道の全線開通に伴い、関西圏・山陽圏・中京圏とのつながりを生かした企業誘致を積極的に進めていく中で、企業立地を促進する新たな工業団地の整備・検討が必要です。
- 成長分野における産業創造や農商工連携・産学金官連携⁶⁷による新技術・新製品の開発など、地元中小企業等の新たな展開・チャレンジを促進・支援しながら、本市経済の再生・活性化を図ることが重要となっています。
- 鳥取自動車道の全線開通など、本市の地域経済を取り巻く環境が変わる中、「第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略」を策定し、市民・企業・経済団体等と連携を図り、戦略的な地域経済の再生に取り組んでいます。

(2) 施策の基本的方向

今後、成長が見込まれる食品加工産業・医薬品製造産業、自動車・航空機関連産業等を中心に積極的な企業誘致に取り組むとともに、その受け皿となる工業団地の整備を進めます。また、地元企業の新技術、新製品・商品の開発等を農商工連携や産学金官連携等により促進し、力強い工業の振興をめざします。

(3) 施策の主な内容

① 企業誘致活動の推進



- ・ 産業構造の高度化や雇用の拡大、地元企業の発展につながる企業誘致、成長が見込まれる分野の企業誘致を重点的に推進します。
- ・ 貸工場、貸用地、空き工場の活用など、企業ニーズに合わせた戦略的な企業誘致活動を行います。
- ・ 市内に工場の新規立地、増設を行う企業に対して、鳥取市企業立地促進補助金⁶⁸や鳥取市企業立地促進資金融資制度⁶⁹等による支援を行います。
- ・ 誘致企業とのビジネスマッチングにより、地元製造業の成長分野への参入と受注拡大を推進します。

② 新たな工業団地の検討

- ・ 「河原インター山手工業団地」と「布袋工業団地」への企業誘致と併せ、西部地域を対象に企業立地の受け皿となる新たな工業団地の整備を検討します。

⁶⁷産学金官連携：企業（産）が、技術やノウハウ、アイデア、人材、高度な専門知識をもつ大学等（学）や金融機関（金）、公設試験研究機関等（官）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ること。

⁶⁸鳥取市企業立地促進補助金：企業の立地を促進し、産業構造の高度化と雇用機会の拡大を図るため、本市に工場、事業所、研究所または研修所を新設、増設する企業に対し交付する補助金。

⁶⁹鳥取市企業立地促進資金融資制度：企業立地の促進や雇用機会の拡大を図ることを目的に、市内の工業団地等に工場等の新設、増設若しくは移転を行う企業等に対して、その必要資金の一部を融資すること。

③ 成長産業の振興



- ・「鳥取市スマートエネルギータウン構想⁷⁰」に基づき、再生可能エネルギーを活用した電力の開発支援や小売を实践する市出資会社の設立等により、エネルギーの地産地消を推進します。
- ・地元企業の競争力強化となる新たな技術や新製品開発の取組について、産学金官連携等により促進を図るとともに、販路拡大を支援します。
- ・食品加工産業における付加価値の高い新商品開発を、農商工連携など異業種の交流を図りながら促進します。

④ 中小企業・事業者の支援



- ・中小企業者が自社の製品や技術等を売り込むための展示会・商談会への出展を支援します。
- ・因州和紙や陶磁器等の伝統産業の振興を図るため、後継者の育成や事業拡大に伴う設備導入等への支援とともに、ブランド化・情報発信・販路拡大の取組を促進します。

⑤ 経済団体、金融機関、大学、産業支援機構等との連携

- ・成長産業の振興に向けた新産業の創造や企業誘致等を強力に進めるため、鳥取商工会議所、各商工会、中小企業団体中央会等の経済団体や金融機関、鳥取大学、公立鳥取環境大学等の高等教育機関、産業支援機関との連携を強化します。

⑥ 国際経済交流の推進



- ・ロシア、中国、韓国など環日本海諸国の交流都市をはじめとする海外への市場開拓や販路拡大の取組を支援・促進し、本市の経済発展をめざします。
- ・ロシア、中国、韓国のコーディネーターを配置する鳥取市環日本海経済交流センター⁷¹や産学金官で構成する鳥取市国際経済発展協議会⁷²を中心に、国際経済観光交流を推進します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
企業立地促進補助金等の補助事業指定企業件数	20件 (H26年度)	75件 (H28~32年度)	本市が5年間で補助事業指定する企業の件数。
企業誘致の数	4件 (H26年度)	20件 (H28~32年度)	本市が5年間で誘致する企業の件数。

関連する個別計画等：第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略、鳥取スマートエネルギータウン構想、鳥取市若者定住戦略方針

⁷⁰鳥取市スマートエネルギータウン構想：エネルギーを地域で生み出し、地域で活用する「エネルギーの地産地消」を推進することにより、地域エネルギー産業の活性化、地域経済の好循環、雇用の創出を図るために平成27年8月に策定した構想。

⁷¹鳥取市環日本海経済交流センター：具体的な貿易振興、観光客誘致の施策の検討・実施に向け、情報発信、外国貿易の相談・サポート等の業務を行うために鳥取市国際経済発展協議会が開設。

⁷²鳥取市国際経済発展協議会：環日本海地域など海外との経済・観光交流の一層の活性化を図り、本市の経済発展を推進するために、市が主体となり市内企業、経済・観光団体、金融機関、大学、貿易支援機関、県等を構成員として平成25年4月に設立した組織。

施策3 商業・サービス業の振興

(1) 現状と課題

- 中心市街地と新市域の商店街は、郊外型商業施設の出店や消費者ニーズの多様化による販売額の減少や後継者不在による廃業、商業環境としての魅力の低下による空き店舗の増加等が進んでいます。商店街のにぎわい創出や商業振興を図るためには、商業環境としての魅力を高める取組が必要です。
- 鳥取自動車道の全線開通を踏まえ、関西圏・山陽圏等を中心に、販路開拓・拡大を図ることが重要であるとともに、観光等の交流人口の増加による幅広い産業の振興が期待されています。
- インターネット販売など流通システムが変化する中、公設卸売市場や卸売業全般における機能の充実や経営基盤の強化が求められています。
- 創業や起業の取組を促進するため、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定を受けるとともに、“起業のまち「鳥取」創造プロジェクト⁷³”を経済団体や金融機関、産業支援機関等と連携し取り組んでいます。

(2) 施策の基本的方向

本市の商業振興を図るため、中心市街地及び周辺商業地に求められる機能の充実と魅力の創出に努めます。特に中心市街地においては、まちの魅力とにぎわいの創出を図りながら多様な商業機能の再生・創出に努めます。また、生活・福祉・健康等の生活関連産業の充実を図るとともに、成長が期待できる観光、情報関連等のサービス業について、地場産業の進展につながる誘致を含めた振興を図ります。

(3) 施策の主な内容

① 中心市街地等の商業の振興



- ・ 商店街の良好な景観や快適な歩行空間等を再整備することにより、商業環境としての魅力の向上を図ります。
- ・ 商業者による販売促進、新商品開発、ニーズ調査等の取組を支援することにより、商業の振興を図ります。
- ・ 空き店舗等の遊休不動産⁷⁴を活用した新規開業を促進することにより、商店街の活性化を図ります。

② 物産の振興

- ・ 関西圏や山陽圏を中心に、県外での物産展や展示会等に参加し、特産品のPRや販売を積極的に行うとともに、大都市のスーパーへのマッチングなど、販路拡大・開拓を促進します。
- ・ 鳥取市公式インターネットショップ「とっとり市」を通じた物産情報の発信や販路拡大を図ります。

⁷³起業のまち「鳥取」創造プロジェクト：「起業を応援する鳥取市」のイメージを県内外に定着させるために、各種起業支援施策の充実やプロモーションを一体的に行い、地元住民も含めた地域全体における起業の促進を図るプロジェクト。

⁷⁴遊休不動産：空き家、空き店舗など、十分に活用されていない不動産。

③ 創業・事業継承の支援 

- 新規創業や小規模事業者の新分野への進出、事業承継を促進することにより、商業・サービス業の活性化を図ります。
- 起業化、イベント等の資金調達手法の一つである「クラウドファンディング⁷⁵」の取組を推進するとともに、鳥取商工会議所等と連携した起業家に対する基金制度を創設します。
- 社会的・地域的課題をビジネス手法で解決する「ソーシャル・コミュニティビジネス」⁷⁶など起業化の取組を積極的に支援します。

④ 卸売業の振興

- 安全・安心な生鮮食料品を適正価格で安定的に供給するため、公設卸売市場機能の維持・向上を図るとともに、事業者等と連携し、卸売業の機能強化や新事業の展開等に向けて取り組めます。

⑤ 観光関連産業の振興

- 観光関連産業は、宿泊、交通、飲食店、土産物店など幅広い分野に波及する産業であることを踏まえ、観光客等による交流人口の増加を図りながら、観光関連産業の振興を図ります。
- 地元食材を生かした料理・加工品等に積極的に取り組む事業者を支援するとともに、ジビエ⁷⁷、塩鯖、とうふちくわなど本市の特色ある食を生かした地域の活性化に取り組む団体の活動を支援します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
創業件数（市関与分）	65件 (H26年度)	500件 (H28~32年度)	創業支援事業計画における5年間の創業実現件数。

関連する個別計画等：第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略、第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画、鳥取市若者定住戦略方針

⁷⁵クラウドファンディング：「群衆（crowd）」と「資金調達（funding）」を組み合わせた造語。インターネット上のサイトを通じ、アイデアを実現するために必要な費用を、そのアイデアに共感した不特定多数の人々から集める資金調達手法。

⁷⁶ソーシャル・コミュニティビジネス：地域課題を解決するために、住民、NPO、企業等さまざまな主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組む事業活動。

⁷⁷ジビエ：狩猟等により捕獲された野生鳥獣。

施策4 農林水産業の振興

(1) 現状と課題

- 農林水産業は、就業者の高齢化等による担い手不足や農産物・水産物・木材等の輸入増加による競争力低下といった問題に直面しており、担い手の育成や不安定な経営環境の改善が求められています。
- 農業は、中山間地域を中心に耕作放棄地が拡大しており、意欲ある担い手への農地の集積や地域が一体となった保全・活用等が求められています。また、農業経営の安定のため、農産物の高付加価値化、特産品化が求められており、併せて消費者に地元農業、農産物への認識と理解を深める一層の取組が必要とされています。
- 林業は、国産材の価格低下に伴う生産意欲の減退等により、スギ等の人工林の荒廃が進むとともに、放置竹林が拡大しています。森林は、木材等の生産機能に限らず、水源かん養や環境保全等の公益的機能をもつことから、間伐を中心とした森林の保育や間伐材の有効活用が求められています。
- 水産業は、魚価の低迷、水産資源の減少や漁場環境の悪化等の悪条件が重なり厳しい経営状況となっていますが、漁業振興に向け、獲る漁業からつくり育てる漁業への取組が進んでいます。
- 本市の一次産業は経営規模が小さく、梨、福部砂丘らっきょう、松葉がになど知名度の高い特産品は限られています。このため、地域の特性を生かした品目に集中した生産・出荷拡大の支援を行い、産地化を進めることが必要です。
- 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP⁷⁸）交渉（平成27年10月5日大筋合意）について、農林水産業に甚大な影響を及ぼすことが懸念され、緊急的かつ抜本的な対策を講じることが求められています。

(2) 施策の基本的方向

農林漁業団体と連携し、経営環境の改善や生産基盤の維持・整備を進めるとともに、担い手の育成・確保を図ります。また、農林水産物の6次産業化、産地化・特産品化を進め、生産拡大と全国への販路拡大を展開し、持続可能な農林水産業の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

- ① 農林水産物の産地化、地域ブランド化の推進と販路拡大 
 - ・ 福部砂丘らっきょう、アスパラガス、いなばの白ねぎなど地域の特性を生かした振興作物に集中して生産施設整備への支援等を行い、生産量・出荷額の増大を図ります。
 - ・ 鳥取地どりの生産から食肉処理、加工まで一貫した生産体制を構築し、ブランド化を推進します。
 - ・ 鳥取県産米きぬむすめをはじめとする地域冠米の作付や販売拡大を支援します。

⁷⁸TPP：Trans-Pacific Partnershipの略。環太平洋地域の12ヶ国による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定。

- ・ 日本海で漁獲される松葉がに、モサエビ、ハタハタ、湖山池のシジミ等の特産品化を支援するとともに、漁港内での養殖事業や千代川における天然アユの遡上拡大、ヤマメなど溪流魚の放流、湖山池におけるウナギ、ワカサギの稚魚の放流等の取組を支援します。
- ・ 関西圏でのプチ・マルシェ⁷⁹や直販市等に取り組み、「産地直送」、「今どれ」農産物の販売による新たな販路拡大を図ります。
- ・ 農産物を活用し、商品開発・確保を行う企業と大規模農家・JA等とのマッチングの実現を図ります。
- ・ 梨など果樹産地の維持に向けた取組を支援します。
- ・ 和牛生産に係る施設整備・繁殖雌導入等を支援します。
- ・ 畜産クラスター計画⁸⁰に基づく酪農基幹牧場整備等を支援します。
- ・ 原木しいたけをはじめとする林産物の生産を支援します。

② 水田の有効活用と地域独自の産品づくり

- ・ 水田では、適地適作を基本として、水稻・麦・大豆・新規需要米等の生産の維持・拡大を図るとともに、地域独自の産品づくりに向け、野菜生産を推進します。
- ・ 各地域における特産品の位置づけを見直し、地域の特色を生かした品目への集中した生産拡大を支援します。

③ 農林水産業の担い手の育成、新規就農者の確保

- ・ 認定農業者⁸¹の育成、集落営農の組織化・法人化の促進・支援を行います。
- ・ 「とっとりふるさと就農舎⁸²」を中心に、栽培技術や経営能力を備えた新規就農者の育成を推進します。
- ・ 新規就農者への農地の賃借料・家賃助成、生活支援など、就農に対する定着支援を充実するとともに、就農時に必要な機械施設等の整備を支援し、負担軽減と経営安定化を図ります。
- ・ 効率的な農業経営に資するため、農地中間管理事業⁸³の活用による意欲ある担い手への農地の集積を進めます。
- ・ 森林組合等に雇用される林業従事者の雇用条件の改善等を進め、林業の担い手を確保します。
- ・ 漁業研修等への支援を行い、漁業の担い手・後継者を育成します。

④ 農林水産業の生産基盤の整備、維持保全

- ・ 農地、農業用施設、ため池等の計画的な維持、改修整備を行います。
- ・ 地域が一体となった農地、農業施設の保全管理と農地の遊休化、耕作放棄地化の防止を図るため、国、県等と連携した対策を進めます。
- ・ 食料供給力を強化するため、耕作放棄地を再生し、農地として有効利用していく地域等の取組を支援します。
- ・ 林道や作業道等の生産基盤の整備による間伐の実施と木材の搬出を推進し、放置竹林の抜き切りや広葉樹林への転換など森林整備を促進します。
- ・ 航路確保のための浚渫^{しんせつ}など漁港の維持管理を行うとともに、漁業経営の安定を図るための支援を行います。
- ・ 木質バイオマス燃料⁸⁴など木材の活用を見据え、素材搬出量の増加を図ります。

⁷⁹プチ・マルシェ：既存の店舗の一角を使って行う少量の野菜販売。

⁸⁰畜産クラスター計画：畜産クラスター（畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制の意）協議会が定める地域の畜産の収益性向上を図るための計画。

⁸¹認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者のこと。認定を受けると、金融措置や税制措置等の支援を受けることができる。

⁸²とっとりふるさと就農舎：本市の明日の農業を担う優れた農業者を養成するため、農業を志す若者に対し、栽培から経営までの実践研修を2年間行い、就農定住の支援や短期間の農業体験を受け入れる施設。

⁸³農地中間管理事業：農地の所有者から農地の中間的受け皿である農地中間管理機構【(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構】が農地を借り受け、効率的で安定的な経営により、担い手にまとまりのある形で利用できるよう配慮して貸し付けることで、農地集積や耕作放棄地の解消を推進する制度。

⁸⁴バイオマス燃料：再生可能な植物資源等のバイオマスを加工して作る燃料。

⑤ むらづくりによる農村の活性化



- ・ まちづくり協議会と連携した地域特産品の開発や生産を促進します。
- ・ 女性農業者のやりがいを育む農産物・加工品の生産やふるさと宅配便の活動を促進します。
- ・ イノシシ、シカ等による農作物被害等の増加に対応するため、狩猟者の育成・確保など捕獲対策の充実や侵入防止柵の設置等を支援するとともに、シビエ肉の利活用体制の強化を図ります。
- ・ 地域の特色を生かした特産物の育成等を進め、魅力あふれる中山間地域農業を推進します。

⑥ 環境にやさしい農業と地産地消の推進

- ・ 消費者の信頼に応える安全・安心な農林水産物の生産の促進を図ります。
- ・ 畜産農家と稲作農家の連携により、堆肥利用や飼料生産を一貫して行う循環型農業の促進を図ります。
- ・ 生産者のグループ化による中山間地域等での有機農業や特別栽培農産物の生産拡大を図ります。
- ・ 湖山池周辺における環境にやさしい米づくり等を推進します。
- ・ 直売所を活用した生産者と消費者の交流や学校給食への地元農林水産物の供給により、地産地消の拡大を進めます。
- ・ 「鳥取市地産地消行動指針⁸⁵」に基づく地産地消の推進を、農林業、商工業、消費者の各団体等で構成する鳥取市地産地消推進協議会⁸⁶により取り組みます。

⑦ 優良農地の確保・農地の利用集積

- ・ 農業の効率化・大規模化に向けた基盤整備を進めます。
- ・ 人・農地プラン⁸⁷による話し合いや農地中間管理機構等により、農業の担い手への利用集積と規模拡大を推進します。

⑧ 6次産業化の推進



- ・ 生産から加工・販売を一体化させる地域ぐるみの取組や経営の多角化・複合化を総合的に支援し、6次産業化を推進します。
- ・ 農商工連携により、付加価値の高い加工品等を開発し、国内外への販路拡大を図ります。
- ・ 鳥取市国際経済発展協議会と連携し、農産物の高値販売の輸出ルート確保や輸出専門の農業生産法人の設立支援、県外からの輸出企業の受入支援に取り組みます。

⑨ TPP 対策の推進

- ・ 畜産農家等の経営安定、経営体質強化のため、和牛肥育・繁殖経営への転換、畜産クラスター計画の実施等を支援します。
- ・ 水稻生産農家等の収益向上を図るため、生活基盤の強化や園芸作物等への転換に要する施設・基盤整備等を支援します。

⁸⁵鳥取市地産地消行動指針：本市の豊かな自然の中で育まれた農産物・畜産物・水産物や、優れた技術により開発された地元製品の良さについて市民が誇りをもち、地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」に取り組むことを定める指針。

⁸⁶鳥取市地産地消推進協議会：地産地消の取組を展開するため、鳥取いなば農業協同組合等の農林漁業団体や鳥取商工会議所等の商工団体、消費者団体等の関係者が連携して啓発活動や地元農林水産物、地元製品の生産振興と消費拡大等について協議・活動を行う組織。

⁸⁷人・農地プラン：高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を解決するため、「地域の農地を守る中心経営体はどこか」、「どのように農地を集めるのか」、「今後の地域農業のあり方はどうか」等を集落で話し合い、実行するための計画。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
新規就農者数	9人 (H26年度)	15人 (H32年度)	県の認定を受けた就農者の人数。
新規林業従事者数 木材素材搬出量	— 38,000 m ³ /年 (H26年度)	6人 58,000 m ³ /年 (H32年度)	林業事業体の経営計画に基づく林業素材搬出量の増加に伴う、雇用創出人数。

関連する個別計画等：鳥取市農業振興プラン、鳥取市森林整備計画、第5期鳥取市地産地消行動指針、第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略、鳥取市若者定住戦略方針

新しいにぎわいのあるまち

一政策2 地域資源を生かしたまちづくり

施策1 滞在型観光の推進

（1）現状と課題

- 国内外の観光地に負けない競争力の高い観光地づくりを行うため、観光資源の磨き上げや自然、歴史・文化、イベント等の掘り起こしにより、魅力ある観光地となる必要があります。
- 「鳥取砂丘砂の美術館」は、鳥取砂丘を舞台に世界でも類を見ない精巧な「砂像」を制作・展示する美術館であり、美術館のブランドと安定的な管理運営を確立することが重要です。
- 「世界ジオパーク」に再認定された鳥取砂丘を含む山陰海岸ジオパークは、今後も国民が一体となって、自然環境の保護・保全を行うとともに、観光など地域産業に活用していく持続的な取組が必要です。
- 高速交通ネットワークの整備進展による日帰り圏の拡大に対応するため、広域連携による観光客の受入体制の整備が必要です。
- 観光産業は裾野が広く、地域経済への波及効果が高い産業として注目されています。観光産業を基幹産業として振興するためには、官民が一体となった取組が必要です。
- 近年、旅行形態や旅の目的、観光のあり方が多様化しています。滞在型・通年型の観光地への転換や教育旅行⁸⁸、グリーンツーリズム⁸⁹、スポーツツーリズム⁹⁰、ヘルスツーリズム⁹¹など新たな観光ニーズへの対応が必要です。
- ビジットジャパン⁹²の取組により増加する訪日外国人観光客の誘客対応として、海外へ向けた本市の知名度の向上や多言語に対応した観光案内・環境整備を確立させる必要があります。

（2）施策の基本的方向

多様化する旅行者のニーズに対応した観光ルート・観光商品の開発や広域観光連携を進めることで、本市や周辺エリアの周遊、滞在を促進し、国内外から観光客が集う「観光都市鳥取」をめざします。

⁸⁸教育旅行：学校行事の旅行・集団宿泊的な行事である修学旅行、遠足、移動教室、合宿、野外活動等を含めた旅行形態。

⁸⁹グリーンツーリズム：農山漁村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

⁹⁰スポーツツーリズム：ウォーキング、トレッキング、サイクリングなど地域の自然環境を生かしたスポーツを楽しむ観光形態。

⁹¹ヘルスツーリズム：温泉療法や森林療法など、医学的根拠に基づく健康回復、健康維持につながる観光形態。

⁹²ビジットジャパン：外国人旅行者の訪日を拡大させることを目的に、国や地方公共団体、民間等が連携を図り、共同で取り組むキャンペーンの総称。

(3) 施策の主な内容

① 山陰海岸ジオパークを生かした取組の推進

- ・ ユネスコが支援する「世界ジオパーク」に再認定された山陰海岸ジオパークの世界的な価値を国内外に発信するとともに、山陰海岸ジオパーク推進協議会⁹³等を通じ、官民が一体となって、鳥取砂丘や白兔海岸、西地域等のジオパークエリアの自然保護・保全に取り組むとともに、教育、観光、地域産業の各分野での積極的な活用を図ります。

② 砂の美術館の充実

- ・ 本市の観光拠点として確立した世界初の「鳥取砂丘砂の美術館」に、世界最高レベルの砂像を制作・展示することにより、多くの観光客を誘致し、交流人口の拡大を図ります。

③ 鳥取砂丘の景観保全

- ・ 官民協働による砂丘一斉清掃やボランティア除草等を進め、美しい鳥取砂丘の景観を保全します。
- ・ 鳥取砂丘再生会議など官民連携による取組を継続し、鳥取砂丘の保護・活用を進めます。

④ 地域の観光資源の磨き上げ

- ・ 「鳥取しゃんしゃん祭」を官民で連携し、日本を代表する祭りに育てます。
- ・ 歴史・文化に根ざした流しびな等の伝統行事や魅力ある食、因州和紙等の物産品の磨き上げや掘り起しを進めます。
- ・ 各地域で開催されるイベントや地域の特色ある観光拠点を生かした誘客を進めます。
- ・ 史跡、文化財、自然等の観光素材の磨き上げと市内の観光地や体験施設、イベント等をつなぐテーマ性をもった観光ルートの開発を進めます。
- ・ 鳥取、吉岡、鹿野、浜村の各温泉地の特性を生かした観光地づくりを促進します。
- ・ 鳥取県東部地域のグリーンツーリズムや農家漁家民泊の促進に向け、「とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会⁹⁴」による一元的な情報発信と相互連携を進めます。
- ・ 鳥取市観光学⁹⁵等を中心に、「おもてなしの心」をもって観光客と接する人材の育成に取り組みます。
- ・ 「日本パラ陸上競技選手権大会」や「2020年東京オリンピック・パラリンピック」に向けたキャンプ地誘致等を踏まえ、障がいのある人にとっても周遊しやすい観光地づくりを進めます。
- ・ 滞在型・着地型観光の推進に向け、温泉の活用をはじめ、教育旅行やスポーツツーリズム（フットパス⁹⁶・ロングトレイル⁹⁷・登山・自転車・ビーチスポーツ等）、ヘルスツーリズム等に対応した環境整備や情報発信に取り組みながら、観光商品の開発・充実を図ります。
- ・ 鳥取駅や鳥取砂丘コナン空港をはじめとする主要な交通拠点と観光地をつなぐバス路線など二次交通の整備を、鳥取市観光コンベンション協会など関係機関や関連企業と連携し推進します。

⁹³山陰海岸ジオパーク推進協議会：地質・生態学的環境の資源価値を高めていくほか、教育的活用やジオツーリズムの場として利用できる環境整備を行うなど、地域の活性化に向けた活動を行うために行政、民間団体等で構成された組織。

⁹⁴とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会：グリーンツーリズムの推進により、地域の活性化を図ることを目的に、鳥取県東部の民間団体や個人、行政機関で構成する協議会。

⁹⁵鳥取市観光学：観光産業従事者をはじめ、まち全体で観光客をもてなすことができるよう、鳥取商工会議所、鳥取市観光コンベンション協会等で構成する観光戦略ランドデザイン推進会議が平成17年度から実施している講座。修了者を観光マイスターとして認定している。

⁹⁶フットパス：森林や田園地帯、古いまち並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径。日本国内では、2009年に日本フットパス協会が設立され、さまざまな地域でコース整備が進んでいる。

⁹⁷ロングトレイル：登山道や遊歩道、古道等をつないだ歩く旅を楽しむための比較的距離の長い自然歩道。日本では、2011年に日本ロングトレイル協議会が設立され、コース整備と普及促進が行われている。

⑤ 魅力ある観光拠点の再整備



審議資料(4)

- 鳥取砂丘ビジターセンター⁹⁸の整備をはじめ、多鯨ヶ池、砂丘西側エリアの再整備など鳥取砂丘全体の魅力づくりを進めます。
- 山陰自動車道(鳥取西道路)の整備に伴う吉岡温泉インターチェンジ(仮称)の設置を見据え、吉岡温泉の拠点施設を含めた再整備や湖山池観光の充実を図ります。
- 鳥取自動車道や山陰自動車道(鳥取西道路)など、高速道路利用者の利便性向上に向けて、新たな道の駅整備と既存道の駅の拠点化を進め、特産品開発・販売や観光周遊を強化し、地域に雇用を生み出す施設としてさらなる振興を図ります。
- 観光振興や地域の活性化等を見据え、地域や関係者とともに今後の観光施設のより良いあり方を検討します。

⑥ 観光関連産業の育成



- 観光産業の確立に向け、意欲ある観光産業事業者を積極的に育成・支援します。
- 本市の観光推進役となる鳥取市観光コンベンション協会など観光関連団体と連携した取組を行うとともに、観光関連団体の活動に対し必要な支援を行います。
- 観光地づくりの核となるDMO⁹⁹を設置し、関係者との連携により着地型観光や観光誘客を進めます。

⑦ 広域観光連携の推進



- 「鳥取・因幡観光ネットワーク協議会¹⁰⁰」を中心とした鳥取県東部1市4町の連携による広域観光の取組を進めます。
- 「姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会¹⁰¹(HOT連携)」における観光連携の取組を推進します。
- 山陰海岸ジオパークを核とした但馬・丹後圏との観光連携を推進します。
- とっとりコンベンションビューローと連携し、コンベンション誘致に向けた取組を強化します。

⑧ 国際観光の推進



- 官民で組織する鳥取市国際観光推進連絡会¹⁰²により国際観光を推進するとともに、鳥取市国際観光客サポートセンター¹⁰³による外国人観光客の支援体制を強化します。
- 日本政府観光局(JNTO)¹⁰⁴と連携し、鳥取砂丘コナン空港の国際チャーター便の就航促進や観光商品の開発など、官民が一体となった取組を進めます。
- 多言語表示による案内標識の設置や外国語版観光サイトの充実など、受入体制の整備を図ります。
- 鳥取県に発着している航空便や貨客船の活用はもとより、関西圏や山陽圏の港湾、空港と連携した観光ルートの開発を検討します。

⁹⁸鳥取砂丘ビジターセンター：山陰海岸国立公園の鳥取県地域でのさまざまな体験活動と情報発信の拠点として、鳥取砂丘に新たに整備する施設。

⁹⁹DMO：Destination Management/Marketing Organization の略。米国・欧州で見られる組織で主に地域全体の観光マネジメント等を行う。

¹⁰⁰鳥取・因幡観光ネットワーク協議会：鳥取県東部圏域(鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町)の行政、観光協会、商工団体で構成する協議会で、圏域が一体となった周遊促進、情報発信、商品造成を行っている。

¹⁰¹姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会：江戸時代の池田家の国替えなど、歴史的な結びつきの深い三都市が、歴史や文化などを踏まえ、一体となって市民交流を進めながら、各都市がもつさまざまな資源を結びつけ、相互に情報発信を行うなど地域の発展をめざして平成19年2月に設立。

¹⁰²鳥取市国際観光推進連絡会：市と市内の観光事業者等が一体となり、市あるいは因幡圏域への外国人観光客の誘客を図るとともに、受入体制の整備を推進する組織。

¹⁰³鳥取市国際観光客サポートセンター：本市を訪れる外国人観光客のサポートを目的にJR鳥取駅構内に設置された施設。窓口対応や観光パンフレット提供、周遊タクシー運行支援等行う。

¹⁰⁴日本政府観光局(JNTO)：独立行政法人国際観光振興機構の通称。海外における観光宣伝、外国人観光客に対する観光案内、その他外国人観光客の来訪促進に必要な業務を効率的に行い、国際観光の振興を図る国土交通省所管の独立行政法人。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
観光入込客数（年間）	289万人 （H26年）	320万人 （H32年）	県が発表する「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」の観光入込客数。
国際観光客サポートセンター案内件数（年間）	5,221人 （H26年）	1万人 （H32年）	鳥取駅に設置する「鳥取市国際観光客サポートセンター」での外国人案内件数。

関連する個別計画等：第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略、鳥取市若者定住戦略方針

施策2 シティセールスの推進

(1) 現状と課題

- 本市の魅力を経済的に全国へ発信していくため、平成26年7月から「鳥取市らしさ」を表現したイメージづくりとその発信を行っています。
- 鳥取市のすごいネタを集め、「食」、「人」、「もの」、「場所」、「暮らし」、「行事」の6つのカテゴリーに分け、メディア等を通して全国に情報発信しています。
- 地域間の競争が激化する中、「選ばれる地域」となるためには、地域全体の価値の向上や、地域そのものに対する信頼を市内外から獲得する必要があります。

(2) 施策の基本的方向

本市の魅力ある地域資源を積極的に情報発信するなど、知名度の向上をめざしたまちづくりを進めるため、「鳥取市シティセールス戦略プラン」に基づき、「2020年東京オリンピック・パラリンピック」を見据えた、グローバルな視野でのプロモーション展開を進めるとともに、観光・移住定住等の促進に取り組みます。

(3) 施策の主な内容

① 戦略的な情報発信

- ・ 本市の知名度を高めるイメージを重視した情報発信と効果の高いSNS等を活用した戦略的な情報発信を行います。
- ・ 大阪市内に設置した、関西情報発信拠点「ととりのまんま」を活用し、生鮮食品の販売PRや観光・移住定住・ふるさと納税等の情報発信、マーケティングを行います。

② 「すごい！鳥取市」などイメージ戦略による知名度アップ大作戦の積極展開

- ・ WebやTV等による情報発信を進めます。
- ・ 「すごい！鳥取市」等のキャッチコピーを活用した各種キャンペーンを展開します。
- ・ 価値ある地域資源の中で、全国的に認知されていない素材の積極的なPRや既存の魅力ある資源に新たな価値を付加する取組を進めます。
- ・ 国外への情報発信により、さらなる知名度の向上を図ります。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
媒体広告換算 ¹⁰⁵	16倍 (H26年度)	30倍以上 (H32年度)	メディアに掲載された記事を広告購入した場合に換算した金額。

関連する個別計画等：鳥取市シティセールス戦略プラン、鳥取市若者定住戦略方針

¹⁰⁵媒体広告換算：新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、WEB等の各媒体に記事掲載（広告掲載）された場合の媒体露出効果を、各媒体の広告料金を基準に料金換算したもの。

まちづくりの目標3

地域に活気があるまち

一政策1 協働のまちづくり

施策1 協働のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

- 少子高齢化、過疎化、生活様式の多様化等により、隣近所同士のつきあいが少なくなり、「ふれあい」や「助け合いの心」が薄れています。
- 各自治会（町内会）の担い手の高齢化、加入率の低下等により、地域で支え合う活動や伝統行事の継承が困難になるなど、地域力の低下が懸念されています。
- 61地区公民館単位の「まちづくり協議会」では、自分たちの暮らす「地域」を「住み良い地域にしよう」とするコミュニティ活動を展開しています。
- まちづくりの拠点施設である地区公民館の耐震化を進めています。
- それぞれの地域の特性を生かした活動をより自主的・効率的に行えるよう、地区公民館のあり方について見直す必要があります。
- 市民や市が、それぞれの役割と責任をもち、鳥取市らしい活力あるまちづくりを進めていくため、今後もさらなる協働意識や事業の定着に向け、市民の連帯感と自治意識の向上を図る必要があります。

(2) 施策の基本的方向

多様化する市民ニーズに対応するため、市民が主体の協働のまちづくりを展開し、地域課題の解決に向けて知恵を出し合いながら、市民が愛着と誇りをもてるまちづくりを推進します。

(3) 施策の主な内容

- ① 参画と協働のまちづくりの展開 
 - ・ 「まちづくり協議会」が主体的に取り組む「地域コミュニティ計画¹⁰⁶」に基づいた活動を支援します。
 - ・ 各自治会（町内会）への加入を促進し、コミュニティ活動を支援します。
 - ・ 市民と直接意見交換を行う機会の充実を図ります。
 - ・ 「鳥取市自治基本条例¹⁰⁷」の市民への浸透を図り、参画と協働のまちづくりを推進します。
 - ・ 伝統文化の継承や環境保全等の地域活動を支援します。
- ② 地域の魅力・活力づくり
 - ・ 自然、伝統文化、農林漁業、風土に根ざした人々の営みなど、地域の魅力を活用した交流を促進し、自信と誇りに満ちた活力のある地域づくりを推進します。

¹⁰⁶地域コミュニティ計画：まちづくり協議会が、地域の現状や課題を把握し、自分たちの地域をどのようにしたいのかという目標を立て、その目標を実現するための取組等をまとめた計画。

¹⁰⁷鳥取市自治基本条例：市民、議会、行政の役割や責務、参画と協働のまちづくりを推進するための仕組み、市政運営のあり方など、本市のまちづくりの基本ルールを明らかにした条例。

- ・「殿ダム水源地域ビジョン¹⁰⁸」に基づき、豊かな自然環境の保全とダムを地域資源とする魅力的な地域づくりを推進します。

③ 地域で活躍する人材の育成・支援



- ・「まちづくり協議会」をはじめ、子どもから大人まで多くの市民が参加、参画できる「協働」の取組を促進し、地域のリーダーとなる人材を育成します。(再掲)
- ・市民活動拠点アクティブとっとり¹⁰⁹等を通して、NPOやボランティア団体の活動支援や交流を促進します。
- ・中山間地域が元気になる人材養成塾「とっとりふるさと元気塾¹¹⁰」を開催し、集落等の課題解決や活性化、商品開発、むらまち交流等の実践者やリーダーとなる元気あふれる人材を育成します。

④ コミュニティ活動の支援

- ・「協働のまちづくりガイドライン」を策定し、市民ニーズに則した支援を行います。
- ・地区公民館の活用の基本方針を策定し、コミュニティ活動のさらなる活性化を促進します。
- ・地域、町内会活動への参加の働きかけを行います。
- ・町内会の活動拠点となる集会所の新築、増改築、修繕、賃借への支援を行います。
- ・地区公民館の耐震改修を進めます。
- ・協働のまちづくりの推進に向けた支援の充実を図ります。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
市民活動に参加したことがある市民の割合	70.7% (H26年度)	75% (H31年度)	市民アンケート調査において、「過去1年間に地域活動に参加したことがある」と回答した市民の割合。
アクティブととりの市民活動団体登録数	180団体 (H26年度)	210団体 (H32年度)	市民活動拠点アクティブととりの登録団体数。
地区公民館の耐震化率	75.8% (H26年度)	100% (H32年度)	62地区公民館(分館含む)のうち耐震基準を満たしている地区公民館の割合。

¹⁰⁸殿ダム水源地域ビジョン：殿ダムを生かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、国と市、地域住民等が共同で策定した水源地域活性化のための行動計画。

¹⁰⁹市民活動拠点アクティブとっとり：本市で活動する市民活動団体や個人の情報発信や交流の拠点となる場所で、市民活動団体等が登録することにより、会議室等の施設や設備を利用することができる。

¹¹⁰とっとりふるさと元気塾：中山間地域を元気にするため、集落等の課題解決や活性化、商品開発、むらまち交流等の実践者やリーダーを養成する学びの場。

まちづくりの目標③

地域に活気があるまち

一政策2 交流の拠点となるまちづくり

施策1 ふるさと・いなか回帰の促進

(1) 現状と課題

- 人口減少の抑制に向け、「鳥取らしさ」を生かしたまちづくりを推進することを目的に、移住定住の促進を図っています。
- 平成18年に「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を開設し、相談体制を整えるとともに、ホームページや東京・大阪での相談会等を通じて、住宅取得・改修に対する助成や空き家の紹介等の支援策を発信しています。
- 「スローライフ」や「田舎暮らし」などライフスタイルに対するニーズが多様化する中、地域の空き家や農地等を生かし、本市に移り住んでみたいと思える地域づくりを進める必要があります。
- 県外からのU・Iターン等の移住希望者に対し、多様なニーズに応えられる相談体制や田舎暮らしが体験できる環境の充実が必要です。

(2) 施策の基本的方向

住み続けたいと思える「鳥取らしさ」を生かしたまちづくりや、移住希望者がここに住みたいと思えるまちづくりを進めるとともに、情報発信・相談体制・受入体制を充実し、移住定住の促進や自然・歴史など地域資源を生かした体験・交流を進めます。

(3) 施策の主な内容

① 人材誘致・ふるさと回帰の促進

- ・ 「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を充実し、移住定住を促進します。
- ・ 東京や大阪に駐在の移住定住相談員による相談体制や情報提供を充実し、本市への移住定住を促進します。
- ・ 半農半X¹¹¹など里山における多様なライフスタイルを提案します。
- ・ とっとり若者インターンシップ等により、就労経験の少ない求職者と事業者の橋渡しを行い、若者の職場定着を支援します。(再掲)
- ・ Uターン支援登録制度により、Uターン希望者が必要とする本市の「しごと」、「住まい」、「暮らし」等の情報提供を行います。
- ・ ふるさと鳥取市・回帰戦略連絡会¹¹²を通じた官民の情報共有と協働によるふるさと回帰を推進します。
- ・ 県等の関係機関と連携し、関西圏の大学への就業案内・田舎暮らしをPRし、移住定住を促進します。
- ・ 県や鳥取県東部1市4町の連携により、圏域の魅力を都市部に情報発信し、移住定住者の増加を図ります。

¹¹¹半農半X：専業農家ではなく、農業を主または従として、就農形態の余裕時間または期間に合わせて、看護、介護、保育、地場産業等に従事すること（いわゆる兼業就農）。

¹¹²ふるさと鳥取市・回帰戦略連絡会：移住定住の促進に向けた官民協働の連携組織。

- ・ シティセールスによる田舎暮らしの紹介など、移住定住の促進に向けた情報発信を行います。
- ・ 国内外のアーティスト等が地域と関わりながら行う滞在制作・展示活動を促進するとともに、工芸村を開設し、アーティスト等の移住定住につなげ、地域の活性化を図ります。

② 田舎暮らし環境の充実

- ・ 自然に恵まれた地域の住宅で田舎暮らしをお試し体験できる施設の整備を進めます。
- ・ 3大都市圏から若者等が移住し、特産品開発や地域づくり活動に従事する「地域おこし協力隊」を地域ぐるみで支援する体制づくりを進めます。
- ・ 鳥取市空き家情報バンク¹¹³による空き家の賃貸や売却希望者から利用希望者に紹介する仕組みづくりを進め、受入体制の充実を図り、移住定住を促進します。
- ・ 移住者ネットワーク「鳥取ふるさとU」（友愛）会¹¹⁴と連携し、移住定住者の情報交換を行うとともに相互の親睦を図ります。
- ・ 移住希望者の交流拠点として、鳥取市版移住・交流情報ガーデン¹¹⁵を開設します。
- ・ 就業・子育て・不動産情報の提供など、鳥取暮らしを支援する移住定住コンシェルジュを配置します。

③ グリーンツーリズムの促進

- ・ 豊かな自然や魅力ある歴史・文化など地域資源の活用や農業体験、イベント、物産販売等を通じた市街地と中山間地域の住民との交流促進を図ります。
- ・ 鳥取県東部地域のグリーンツーリズムや農家漁家民泊の促進に向け、「とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会」による一元的な情報発信と相互連携を進めます。(再掲)

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
住んでいる地域に今後も住み続けたいと思う市民の割合	82.1% (H26年度)	89.0% (H31年度)	市民アンケート調査で、住んでいる地域に今後も住み続けたいと回答をした市民の割合。
移住定住者数	200世帯351人 (H26年度)	1,320世帯2,400人 (H27~32年度)	平成32年度末までに鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口を通じて本市に移住した世帯の数。

関連する個別計画等：鳥取市新市域振興ビジョン、第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略、鳥取市若者定住戦略方針

¹¹³鳥取市空き家情報バンク：空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた空き家を利用希望者に紹介する仕組み。

¹¹⁴鳥取ふるさとU（友愛）会：「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を通じて本市に移住した方々が中心となって設立。市、県へ移住定住した方が快適で楽しく有意義に暮らせるよう、定住者の交流やネットワークづくりに取り組む団体。

¹¹⁵移住・交流情報ガーデン：移住定住者と移住定住希望者の情報発信や交流拠点として、平成28年に開設を予定。移住定住者の交流や移住定住希望者への各種支援情報の提供等を行う。

施策2 魅力ある中山間地域の振興

(1) 現状と課題

- 本市域のほとんどを占める中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史・文化に育まれており、地域住民の生活の場としてのみならず、土地の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止など多面的・公益的な機能を有しており、自然や食等を大切に、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式を育む場でもあります。
- 中山間地域では、居住人口の減少や高齢化・過疎化、空き家の増加等が進行しており、日常生活における利便性の低下や緊急時における対応への不安感が課題となっています。
- 平成22年に「暮らしたい、暮らしてみたいふるさと 鳥取」を目標とする「鳥取市中山間地域対策強化方針」を、平成26年には新市域の「個性」を生かしたまちづくりをめざす「鳥取市新市域振興ビジョン」を策定し、少子高齢化の進む中山間地域においても、市民の安全・安心な暮らしや快適な生活が維持できるよう各種事業に取り組んでいます。
- 本市の安定的な発展には、中山間地域の恵みを十分享受し、資源や特性を生かせるまちづくりの推進が大切であり、これまで以上に市民と行政が知恵を出し合い、協働を図りながら、しなやかさと力強さを併せもつ地域づくりが必要です。

(2) 施策の基本的方向

中山間地域に暮らす人々の安全・安心な暮らしを確保し、農林水産業をはじめとする産業の振興、自然の恵みや伝統文化の保護・伝承、地域間交流の促進等による地域の維持・活性化に努め、魅力あふれる中山間地域の振興を図ります。

(3) 施策の主な内容

① 安全・安心な暮らしの確保

- ・ 地域の人々がお互いに心をかよわせ助け合う、ふれあいのある地域づくりを推進します。(再掲)
- ・ 民間企業と連携した移動販売や拠点施設への店舗機能の追加等による買い物支援を行い、生活サービスの維持を図ります。
- ・ 高齢者など、災害時の避難体制の構築や平時からの見守り体制づくりを進めます。

② 地場産業の活性化と雇用の確保

- ・ 中山間地域の主要産業である農林水産業については、各地域の特色を生かした独自の製品づくりを進めるとともに、研修支援による担い手や後継者の育成を図ります。
- ・ 産業人材の育成、雇用のマッチング、地域の活性化など地域課題を解決し、経済の好循環化を進めることにより、産業の活性化を図ります。(再掲)

③ 魅力ある地域づくり・人づくりの推進

- ・ 地域住民や団体が若者を巻き込みながら自ら創意工夫を凝らし、中山間地域等の活性化をめざした計画の策定や計画に基づいて展開する地域づくり事業を積極的に支援します。
- ・ 若者たちが3大都市圏等から移住し、地域資源の利活用等に取り組む「地域おこし協力隊」や、集落での状況把握や話し合い等を推進する「地域振興推進員（集落支援員）」の活動により地域の維持・活性化を促進します。
- ・ 地域の遊休施設等を活用し、健康づくりや買い物など暮らしを支えるさまざまなサービスの提供や世代間交流ができるコミュニティの拠点づくりを進めます。
- ・ 「まちづくり協議会」をはじめ、子どもから大人まで多くの市民が参加、参画できる「協働」の取組を促進し、地域のリーダーとなる人材を育成します。（再掲）
- ・ 中山間地域が元気になる人材養成塾「とっとりふるさと元気塾」を開催し、集落等の課題解決や活性化、商品開発、むらまち交流等の実践者やリーダーとなる元気あふれる人材を育成します。（再掲）
- ・ 伝統芸能、伝統行事の保存、継承と活用を進めます。

④ 交流による活性化と移住定住の促進

- ・ 豊かな自然や魅力ある歴史・文化など地域資源の活用や農業体験、イベント、物産販売等を通じた市街地と中山間地域の住民との交流促進を図ります。（再掲）
- ・ 鳥取市空き家情報バンクによる空き家の賃貸や売却希望者から利用希望者に紹介する仕組みづくりを進め、受入体制の充実を図り、移住定住を促進します。（再掲）
- ・ 半農半Xなど里山における多様なライフスタイルを提案します。（再掲）

（４）評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
買い物に不便を感じている無店舗地区 ¹¹⁶ の数	5地区 (H26年度)	0地区 (H32年度)	H23年度末現在、11地区あった無店舗地区が事業効果によりH26年度末現在、5地区まで解消。新規事業者の参入や既存事業者のルート拡充の支援により無店舗地区の解消をめざす。
まちとむらの住民による交流の件数	6件13団体 (H26年度)	30件60団体 (H28～H32年度)	都市部と農山漁村部の住民による中山間地域の資源等を活用した交流の目標数。 (5ヶ年累計)
地域課題の解決に取り組むリーダーの認定者数	141人 (H26年度)	270人以上 (H32年度)	地域課題の解決に向けとっとりふるさと元気塾で養成されるリーダーの目標数。

関連する個別計画等：鳥取市新市域振興ビジョン、鳥取市中山間地域対策強化方針、第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略、鳥取市若者定住戦略方針

¹¹⁶無店舗地区：生鮮食品や日用品など取扱店舗・移動販売が無い地区。

施策3 中心市街地の活性化

(1) 現状と課題

- 本市の中心市街地は、鳥取県東部地域最大の交通の要衝である鳥取駅や鳥取城跡等の歴史・文化資源を有し、多様な機能が集積した経済・交流の中心ですが、一方では居住人口や歩行者通行量の減少、空き家・空き店舗の増加等が進展しており、魅力とにぎわいの創出が課題となっています。
- 平成25年3月に「第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画¹¹⁷」の内閣総理大臣認定を受け、「街なか居住の推進」と「にぎわいの創出」を目標に、中心市街地活性化協議会や関係商店街等と連携しながら各種事業に取り組んでいます。

(2) 施策の基本的方向

中心市街地と周辺地域の生活拠点が連携した魅力ある多極ネットワーク型のコンパクトな都市づくりを進める中で、都市機能と居住の集積を生かした魅力とにぎわいのある中心市街地の形成を図ります。

(3) 施策の主な内容

① 街なか居住の推進

- ・ 住まいに関する総合相談窓口を設置し、建築、金融関係等とのネットワークを構築するとともに、街なか居住に関する情報発信を行います。
- ・ 空き家等の既存ストックの利活用を促進する空き家改修補助など各種支援制度により、中心市街地への転入促進を図ります。

② 商店街のにぎわい形成

- ・ 商店街の環境整備、販売促進や新商品開発等の取組に対する支援、空き店舗を活用した新規開業の促進等により、商店街のにぎわい形成を図ります。

③ 鳥取駅周辺地区のにぎわいの創出

- ・ 鳥取駅周辺の交通結節点としての機能を強化し、鳥取駅と既存商業施設等との間に人の流れを創り出すとともに、人が集まり交流できる空間を創出するための基盤整備を行います。
- ・ 市道駅前太平線（バード・ハット）を活用したイベント等を支援し、鳥取駅周辺の来街者の増加によるにぎわい創出を図ります。

④ 鳥取城跡周辺地区の観光交流の促進

- ・ 鳥取城跡大手登城路復元整備やお堀端道路の再整備、情報発信の充実等により、鳥取城跡周辺地区の地域資源を生かした観光交流の促進を図ります。

¹¹⁷第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画：中心市街地における都市機能の増進や経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、平成19年11月に「鳥取市中心市街地活性化基本計画」を策定。平成25年3月に第2期計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けている。

⑤ 遊休不動産を活用したまちづくりの推進



- ・ 空き家、空き店舗等の遊休不動産をリノベーション¹¹⁸手法により再生し、活用することで、まちの魅力向上を図る民間主導のまちづくりを推進します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
中心市街地の居住人口 (社会増減数)	41人 (H22～26年度 の平均)	5年間の平均をプラス にします。 (H28～32年度)	中心市街地の居住人口 の社会増減数(転入者数 －転出者数)。
中心市街地における歩 行者・自転車通行量	平日：17,338人 休日：17,407人 (H26年度)	平日・休日：18,400人 (H32年度)	中心市街地の主要10地 点における歩行者・自転 車通行量の合計。
中心市街地新規開業数	27店舗 (H26年度)	100店舗 (H28～32年度)	商店街振興組合区域等 における新規開業数。

関連する個別計画等：第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画、鳥取駅周辺再生基本構想、鳥取城跡周辺にぎわい交流ビジョン、第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略、鳥取市若者定住戦略方針

① 関係の公共交通機関を充実させることによる効果
 本市、とりわけ中心市街地の公共交通機関の充実を図ることは、市街地の活性化に大きく寄与する。また、公共交通機関の充実により、中心市街地へのアクセスが容易になり、中心市街地の活性化に大きく寄与する。また、公共交通機関の充実により、中心市街地へのアクセスが容易になり、中心市街地の活性化に大きく寄与する。

② 中心市街地の活性化を図るための施策
 中心市街地の活性化を図るためには、中心市街地の魅力を高めることが重要である。また、中心市街地の魅力を高めるためには、中心市街地の魅力を高めることが重要である。また、中心市街地の魅力を高めるためには、中心市街地の魅力を高めることが重要である。

③ 中心市街地の活性化を図るための施策
 中心市街地の活性化を図るためには、中心市街地の魅力を高めることが重要である。また、中心市街地の魅力を高めるためには、中心市街地の魅力を高めることが重要である。また、中心市街地の魅力を高めるためには、中心市街地の魅力を高めることが重要である。

¹¹⁸リノベーション：既存の建物に改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えたりすること。

施策4 世界に開かれたまちづくり

(1) 現状と課題

- グローバル化の進展に伴い、外国人労働者や留学生が増加していくものと予想されます。文化や生活環境の違いを互いに理解し合い、外国人にとっても生活しやすく訪れやすい都市環境をつくる必要があります。

(2) 施策の基本的な方向

「鳥取市国際交流指針」に基づき、姉妹都市や交流都市を基軸とした交流を進め、市民の国際意識の高揚や相互理解の増進を図り、外国人が暮らしやすく、訪れる人が親しみやすい、多様な文化が共生した活力のあるまち、世界に開かれたまちとなることをめざします。

(3) 施策の主な内容

① 市民との連携による多様な国際交流の展開

- ・ 韓国清州市^{ちよんしゅう}、ドイツハーナウ市との姉妹都市の取組を国際交流の中核として、異なる文化、伝統等にふれる機会を増加させ、相互理解を深め、交流を広げます。
- ・ 中国太倉市^{たいそう}・オールドス市^{えんべん}・延辺朝鮮族自治州、ロシアウラジオストク市等の交流都市を含む環日本海諸国との交流を進めます。

② 外国人が暮らしやすく訪れやすい環境づくり



- ・ 外国人が安心して生活し、訪れることができるよう多言語による情報提供、日本語支援、相談体制の整備を図ります。
- ・ 外国人住民が地域社会の一員として、地域との関わりを深めていくため、地域住民との交流を促進します。
- ・ 国際交流員による地域や学校での国際理解講座や交流イベントにより、市民の国際理解の向上を図ります。
- ・ 多文化共生のまちづくりを推進するため、鳥取県国際交流財団や民間交流団体と連携しながら、国際交流プラザのさらなる活用促進を図ります。
- ・ 留学生の就職支援による企業の国際化と競争力の強化や高度外国人人材の定着化を促進します。

③ 国際経済・観光交流の推進



- ・ ロシア、中国、韓国など環日本海諸国の交流都市をはじめとする海外への市場開拓や販路拡大の取組を支援・促進し、本市の経済発展をめざします。(再掲)
- ・ ロシア、中国、韓国のコーディネーターを配置する鳥取市環日本海経済交流センターや産学金官で構成する鳥取市国際経済発展協議会を中心に、国際経済観光交流を推進します。(再掲)
- ・ 官民で組織する鳥取市国際観光推進連絡会により国際観光を推進するとともに、鳥取市国際観光客サポートセンターによる外国人観光客の支援体制を強化します。(再掲)
- ・ 多言語表示による案内標識の設置や外国語版観光サイトの充実など、受入体制の整備を図ります。(再掲)

施策5 公共交通の確保

（1）現状と課題

- 高齢化がより一層進展することが見込まれる中、市民が安心して快適に生活し、さまざまな活動・交流を行うためには、地域内の路線バスや鉄道等の公共交通の充実が不可欠です。
- 本市の公共交通の現状は、利用者の減少が減便や廃止等のサービス低下を招き、サービス低下がさらに利用者の減少を招くという悪循環になっています。現在の公共交通体系を見直し、利便性が高く効率的な総合公共交通システムを構築する必要があります。
- 鉄道の高速化は、地域の経済・文化の発展や住民福祉の向上など、地域の活性化に不可欠です。山陰新幹線やフリーゲージトレイン¹¹⁹など高速鉄道の早期整備が望まれます。
- 東京への定期便が発着する鳥取砂丘コナン空港や重要港湾である鳥取港は、国内に限らず、国際物流や国際観光に対応できる交通拠点です。この拠点機能を充実させ、利便性を高めるには搭乗率の向上や取扱貨物量の安定的な確保が必要です。

（2）施策の基本的方向

現状のバス路線網を再編し、鉄道、タクシー、自転車など、他の交通手段との連携がとれた、誰もが使いやすく利便性の高い公共交通の確保を進めます。また、鳥取砂丘コナン空港と鳥取港の活用促進を図ります。

（3）施策の主な内容

- ① 総合公共交通システムの構築 
 - ・ 利便性の高い効率的な公共交通システムの構築をめざし、現状のバス路線を再編し、鉄道、タクシー、自転車など、他の交通手段との連携を図ります。
- ② 鉄道の利便性の向上
 - ・ JR山陰本線・因美線や智頭急行、若桜鉄道の利便性向上を関係機関と連携して進めます。
 - ・ 山陰新幹線やフリーゲージトレインなど高速鉄道の整備を国に求めています。
- ③ 鳥取砂丘コナン空港の利用促進 
 - ・ 官民連携組織によるプロモーション活動を展開し、空港の利用促進を図ります。
- ④ 鳥取港の利用促進
 - ・ 関西圏や山陽圏の企業はもとより、環日本海諸国に対するポートセールスを「鳥取港振興会¹²⁰」と連携して進め、鳥取港の利用を促進します。

¹¹⁹フリーゲージトレイン：新幹線と在来線など、異なる軌間（ゲージ）を直通運転できるよう、車輪の左右間隔を軌間（鉄道の線路を構成する左右のレールの間隔）に合わせて変えることができる電車のこと。

¹²⁰鳥取港振興会：市・県・鳥取商工会議所・港湾関係業界等によって設立され、船舶・貨物の誘致を図るためのポートセールス、にぎわいイベントの実施等を行い、鳥取港の利活用による圏域の活性化をめざす取組を行っている。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
鉄道、バスなど公共交通の 便利さの満足度	23.1% (H26年度)	30% (H31年度)	市民アンケート調査で中程度の評価 より高い回答をした市民の割合。
鳥取砂丘コナン空港の年 間搭乗者数	28万人 (H22~24 年平均)	37万人 (H32年度)	鳥取砂丘コナン空港「鳥取-東京」 便の年間搭乗者数。

関連する個別計画等：鳥取市地域公共交通総合連携計画、鳥取バス路線網再編実施計画

向次館本基の策進 (2)

制らな難因式考てバの既>過つおれら、う難科念の制既らおち依豊の然目的郡叔市本
て既考力成、じ豊考うちる必、のみこらこみ有真議を議共出文、大考議考難科の既升
、を考じ既考考ら>ては考る考色詳、こほららる考色考ら>てらひ

客内な主の策進 (3)



基拱の議共計共出文の既布 (1)

、を考の既らこ議高の議議共出文、の既考ら>ては考るらる考らるの既共出文
のハ使本既出文、の既考て既共を既共の既共出文の既共出文の既共出文の既共出文
、を考の既らこ議支
議共出文の既考考ら、を考の既らこ議支の既共出文の既共出文の既共出文
、を考の既らこ議支の
て既共のじ既共出文の既共出文、の既考らる考らるの既共出文の既共出文の既共出文
、を考の既らこ議支の
るらこ議支、じ既共の本既共出文、知市の市、あて既らこ議支の既共出文の既共出文
、を考じ既共の既共出文の既共出文、のみこらこてけを既共

承辦・客衆の計共推計 (2)

(調書)、を考の既共出文の既共出文、客衆の既共推計、調書推計
、を考じ既共出文の既共出文の既共出文の既共出文の既共出文の既共出文
、を考の既らこ議支の既共出文の既共出文の既共出文の既共出文の既共出文
、を考の既らこ議支の既共出文の既共出文の既共出文の既共出文の既共出文

施策1 文化芸術の振興

（1）現状と課題

- 文化芸術の振興は、市民の創造性と豊かな心を育み、地域への誇りと連帯感やまちの活力と魅力を高めていくことにつながります。さらに、文化施設の集客力を高める取組は、市民の文化芸術に親しむ機会の創出や交流人口の増加につながります。
- 「ことりり舎¹²¹」、「鳥の劇場¹²²」、「鳥取市民美術展」など、市民の自主的な文化芸術活動の活発化を図っています。
- 今後も市民が身近に文化芸術に親しみ、自ら参加・創造できる環境づくりを進めるとともに、郷土の伝統芸能や文化団体等の文化芸術活動の保存、継承と発展を図ることが必要です。
- 文化芸術活動の拠点として「県立美術館」の建設に向けた取組が必要です。

（2）施策の基本的方向

本市特有の自然の豊かさなど地域的な特徴と、これまで長く培われてきた伝統など時代的な特徴を踏まえ、文化芸術を振興することにより、ふるさとを愛し、次代を担うひとづくりを進めるとともに、特色あるまちづくりを推進します。

（3）施策の主な内容

① 市民の文化芸術活動の推進

- ・ 文化芸術の薫りあふれるまちづくりを進め、市民意識の高揚に努めます。
- ・ 市民や文化団体等による自主的な文化芸術の振興を推進するため、文化団体等への支援に努めます。
- ・ 文化芸術は、人と人が交流することで広まり盛んになります。さまざまな文化芸術の交流に努めます。
- ・ 将来を担う若者による文化芸術活動の推進を図るため、若者が文化に親しむ環境づくりを進めます。
- ・ 鳥取市文化芸術振興条例に基づき、市や市民、文化芸術団体が連携し、協働による取組を行うことにより、文化芸術の振興をより一層推進します。

② 伝統文化の保存・継承

- ・ 伝統芸能、伝統行事の保存、継承と活用を進めます。（再掲）
- ・ 文化芸術を発展させる担い手となる人材の発掘や育成を支援します。
- ・ 子どもや青少年の文化芸術体験交流の機会を提供し、感受性豊かな人材を育成します。

¹²¹ことりり舎：気高町を拠点にギャラリー運営、アートイベント企画、映像制作等を手掛ける芸術団体。

¹²²鳥の劇場：鹿野町の廃校になった小学校と幼稚園を劇場として再生し、演劇創作を中心に、国内・海外の優れた舞台作品の招聘、舞台芸術家との交流、他芸術ジャンルとの交流、教育普及活動など、交流人口を増やし、地域の魅力を感じてもらおう活動を行っている。

- 文化の発展を理解する上で欠かせない地域の歴史的な文化遺産の保存・活用を図り、次の世代へつなげます。

③ 文化芸術の創造、発表・鑑賞機会の充実



- 埋もれた地域伝統芸能の掘り起こしや新たな文化芸術の創造を支援します。
- 鳥取市民会館、鳥取世界おもちゃ館（わらべ館）等の施設の充実を促進します。
- 市民美術展や伝統工芸品展、文化芸術講座など、文化芸術を鑑賞、体験する活動を促進し、市民が文化芸術に親しむ環境の整備を進めます。
- 県立美術館の誘致に向け、市内経済団体や文化団体等が行っている取組と連携・協力し、多くの市民や圏域住民とともに、本市への県立美術館整備の実現をめざします。
- 国内外のアーティスト等が地域と関わりながら行う滞在制作・展示活動を促進するとともに、工芸村を開設し、アーティスト等の移住定住につなげ、地域の活性化を図ります。（再掲）

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
主な文化施設への入込数	215,403人 (H26年度)	237,000人 (H32年度)	鳥取市民会館、わらべ館、高砂屋の入込数の合計を5年間で約10%の増加をめざす。
市内文化活動団体への加入団体数	222団体 (H26年度)	235団体 (H32年度)	市内文化活動団体への加入団体数を5年間で約5%の増加をめざす。

関連する個別計画等：鳥取市若者定住戦略方針

施策2 文化財の整備・保存・活用

(1) 現状と課題

- 本市は、恵まれた自然環境のもとで、長い歴史と伝統文化に支えられ、山陰地方を代表する都市として発展したまちであり、史跡鳥取城跡附太閤ヶ平・史跡青谷上寺地遺跡（国史跡）、観音院庭園（国名勝）、仁風閣・旧美歎水源池水道施設（国重要文化財）をはじめ、民俗文化財や美術工芸品など、数多くの文化財が所在しています。
- 市民が親しみをもって文化財に接し、郷土の歴史と文化への理解を深めることは、市民の郷土愛や誇りを醸成するとともに、文化交流が促進され、本市の魅力や活力の創造につながります。
- 日本遺産制度の創設など文化財の活用の機運が高まっており、地域の資産としての文化財の適切な保存・整備と管理・活用が求められています。
- 文化財とその周辺の歴史・文化を生かしたまちづくりは、市民をはじめ観光客など来訪者の魅力となり、交流人口の増加による地域の活性化が期待されます。
- 市民一人ひとりが先人から継承した多くの貴重な文化財の重要性を認識し、地域が一体となって積極的に保護し、活用を推進しつつ後世に引き継ぐことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

歴史と文化の薫りに満ちた活力のあるまちづくりを進め、文化財を愛護する精神の醸成を図るとともに、保護と活用により郷土の誇りである文化財を次代へ継承します。

(3) 施策の主な内容

- ① 文化財の保護と整備
 - ・ 史跡鳥取城跡附太閤ヶ平、史跡青谷上寺地遺跡、重要文化財旧美歎水源池水道施設をはじめとする本市の貴重な文化財の保護、整備に取り組みます。
 - ・ 本市にとって価値の高い文化遺産を保護するため、必要なものは文化財として指定し、適正な保存管理に努めます。
 - ・ 中核市への移行に伴う権限移譲や「歴史文化基本構想」の策定等により、長期的な視点に立った計画的な保護と整備を図ります。
- ② 文化財保護意識の醸成
 - ・ 文化財の顕彰と理解を深めていくために、幅広い年齢層に対して文化財の公開と活用を推進し、市民自らが地域の歴史と文化の重要性を学習する活動を通して、文化財保護意識の醸成に努めます。
- ③ 文化施設の整備
 - ・ 鳥取市歴史博物館（やまびこ館）、鳥取市因幡万葉歴史館、鳥取市あおや郷土館、仁風閣等の文化施設の整備や展示内容の充実を図ります。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
「文化財が適切に保存管理されている」と思う市民の割合	62.0% (H26年度)	65.0% (H31年度)	市民アンケート調査で中程度の評価より高い回答をした市民の割合。
主な文化財関連施設への入込数	111,369人 (H26年度)	120,000人 (H32年度)	歴史博物館（やまびこ館）、因幡万葉歴史館、仁風閣、あおや郷土館、青谷上寺地遺跡展示館の入込数の合計。

関連する個別計画等：史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画、重要文化財旧美敷水源池水道施設保存活用計画

向次の本基の環境 (5)

内容の主の環境 (8)

① 経費の面で本課所管市

日本橋を以て点検を天支るに必要の経費、全支の経費、市向に知宗の費用 18 歳平

② 引継ぎ業務の所支合算の了了点検の災調

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

★ 経支の会議の主旨

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

施策1 地域防災力の向上

（1）現状と課題

- 大規模化・複雑化する自然災害や新たな危機に対し、迅速かつ的確に対応するため、危機管理体制の強化が求められています。
- 住民一人ひとりの防災意識の高揚や防災知識の習得など、地域住民が主体となった防災に対する取組が不可欠です。
- 防災行政無線や消防団設備・資機材等の計画的で効率的な配備・更新が必要です。
- 災害危険区域からの住宅移転や市有建築物の耐震診断・改修の促進など、災害に強いまちづくりが求められています。

（2）施策の基本的方向

頻発する自然災害から生命を守り、被害を軽減していくため、防災・減災体制を強化するとともに、「自助」「共助」「公助」が連携し、一体となって機能する災害に強いまちづくりを進めます。

（3）施策の主な内容

- ① 市役所新本庁舎の建設
 - ・ 平成31年度の完成に向け、市民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる新本庁舎の建設を進めます。
- ② 防災の拠点としての総合支所の機能強化
 - ・ 地域の防災拠点となる施設として、総合支所庁舎の防災機能の向上を計画的に進めます。
 - ・ 災害時の初動対応を迅速にするため、近隣の総合支所間の支援や消防団をはじめとする防災組織との連携を強化し、総合支所の防災体制の充実を図ります。
- ③ 自主防災会の支援 
 - ・ 防災リーダーや防災指導員など、地域の防災活動の中核を担う人材の養成、配置を推進します。
 - ・ 防災コーディネーター¹²³による自主防災会の活動を支援します。
 - ・ 鳥取市総合防災マップや防災ハンドブックの作成と全戸配布を実施するとともに、市民自らが、地域の危険箇所等を確認しながらつくる地区防災マップの作成を支援します。
 - ・ とっとり地域ぼうさいメール¹²⁴により、迅速に災害情報を提供します。
 - ・ 防災資機材の整備を支援します。

¹²³防災コーディネーター：自主防災会の活動支援、防災リーダーや防災指導員の育成を行うため、平成19年4月から市危機管理課に設置。

¹²⁴とっとり地域ぼうさいメール：住民の早期避難や安全の確保につなげるため、消防団や自主防災会等の地域防災の中核を担う方に防災情報等をメールで配信するもの。

④ 防災設備の整備



- ・ 防災行政無線のデジタル化の整備を進めるとともに、さまざまな伝達手段を活用し防災情報伝達体制の強化を図ります。
- ・ 消火栓、防火水槽の整備を計画的に実施し、消防水利の確保に努めます。
- ・ 消防ポンプ車やポンプ車格納庫等を整備し、地域防災の要である消防団の充実強化を図ります。

⑤ 危機管理体制の強化

- ・ 災害発生時の優先的業務を定める業務継続計画（BCP）¹²⁵の定期的な見直しを図ります。
- ・ 他の自治体をはじめ、流通業者、福祉施設、建設業者など多角的な災害時応援協定に基づく災害時の応援体制を強化します。
- ・ 中核市移行に伴う保健所の設置により担うこととなる感染症、食の安全等の健康に対する危機管理や災害時の医療等について、関係機関との連携を充実し、予防・対処能力を強化します。

⑥ 災害に強いまちづくりの推進

- ・ 大規模自然災害発生時における人命保護や市民の財産、公共施設の被害の最小化、迅速な復旧復興等の指針となる、鳥取市版「強靱化地域計画」の策定を推進します。
- ・ 災害時に物資・要員輸送を円滑に行うための緊急輸送路の整備を進め、災害に強い道路ネットワークを構築します。
- ・ 災害危険区域内や被害発生区域内における浸水対策・土砂災害対策を進めます。
- ・ 震災による被害を最小限にとどめ、震災から市民の生命・財産を保護し、生活環境の保全に資するため、耐震化に関する市民啓発活動、住宅・建築物・消防庁舎の計画的な耐震化を促進します。
- ・ 住宅や民間特定建築物の耐震診断・改修の促進や市有建築物の耐震診断・改修を行います。

⑦ 避難行動要支援者支援制度の普及促進

- ・ 障がいのある人や高齢者など、災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者に対する支援制度を普及・促進し、避難体制の構築や平時からの見守り体制づくりを進めます。

⑧ 国民保護体制の整備

- ・ 国民保護計画¹²⁶に基づき、関係機関との連携体制の強化や市民への啓発を目的とした国民保護訓練を実施します。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
防災行政無線のデジタル方式を整備した区域数	2区域 (H26年度)	全市域(9地区) (H32年度)	アナログ方式からデジタル方式へ整備した区域の数。

関連する個別計画等：鳥取市地域防災計画

¹²⁵業務継続計画（BCP）：災害時の優先業務の実施態勢を確保するため、事前に必要な人員、資機材等の確保・配分を定めておき、災害発生後の業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の業務レベルの向上を図る計画。

¹²⁶国民保護計画：外国から武力攻撃を受けた場合の国民の避難、救援、必要な物資の備蓄等について各自治体がつくる計画。国民保護法に基づく。

施策2 防犯・交通安全対策の充実

(1) 現状と課題

- 防犯に対する啓発や防犯設備の設置など、防犯体制整備等の一層の推進が必要です。
- 本市は、「交通安全都市宣言（昭和37年）」、「飲酒運転追放都市宣言（昭和47年）」、「暴走族追放都市宣言（昭和56年）」を行い、市民とともに交通安全の取組を推進しています。
- 高齢者の交通安全意識の一層の高揚を図るとともに、子どもや障がいのある人も含めた交通弱者を交通事故から守る取組を進める必要があります。

(2) 施策の基本的方向

警察、国、県など関係機関との連携を強化しながら、地域における防犯体制の充実や、交通安全活動の推進による安全・安心なまちをめざします。

(3) 施策の主な内容

- ① 自主防犯活動団体の支援
 - ・ 警察等の関係機関と連携して、防犯意識の高揚に向けた啓発活動や防犯情報の積極的な提供を進め、地域防犯の取組を促進します。
 - ・ 地区防犯協議会、自主防犯活動団体の活動を支援します。
- ② 交通安全活動の促進
 - ・ 警察、国、県など関係機関と連携を図りながら、交通安全のための各種施策を推進します。
 - ・ 交通安全指導員の育成をはじめ、地域の交通安全活動を促進し、交通安全意識の高揚を図ります。
 - ・ 子どもや高齢者等の交通弱者が交通事故の被害にあうことを防ぐため、地域や家庭、保育園、学校等での交通安全活動を促進します。
 - ・ 交通安全対策協議会、交通安全指導員会、交通安全保護者の会の活動を支援します。
- ③ 防犯・交通安全施設の整備
 - ・ 街路灯、防犯灯¹²⁷等を整備し、夜間における安全な通行を確保します。
 - ・ 交通事故の発生を抑止するため、国、県など道路管理者や警察と連携・協力しながら道路標識やガードレールなど交通安全施設の計画的な整備を進めます。

¹²⁷防犯灯：夜間、不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所や防犯上不安のある場所に、町内会等の申請に基づき市が設置する電灯のこと。設置後は町内会等が維持管理を行う。

施策3 安全な消費生活の確保

(1) 現状と課題

- 社会生活の複雑化や消費取引の多様化に伴い、食品表示偽装、多重債務¹²⁸など、さまざまな消費者トラブルが発生しています。
- 市民の消費生活における被害の実態を適正に把握し、新たな被害の未然防止や拡大阻止等により、その安全を確保することが重要です。
- 国、県、消費者団体など関係機関との連携を図り、市民が身近にいつでも消費生活に関する相談ができる体制を整備するとともに、被害等を防止するための情報提供、啓発活動の充実が必要です。

(2) 施策の基本的方向

「鳥取市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」を制定し、市民の消費生活における被害相談や情報収集等を行う体制を充実し、市民が安全・安心のもと豊かな消費生活を営むことができる社会の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

- ① 消費生活相談体制の充実
 - ・ 市民に身近な相談窓口として、市民総合相談センターの体制の充実を図ります。
 - ・ 国、県、警察、消費者団体など関係機関との情報伝達の迅速化、市民のニーズへの適切な対応等について連携強化を図ります。
 - ・ 地域、福祉団体、事業者等と連携した高齢者や障がいのある人を消費者被害から守るための「見守りネットワーク」を構築し、被害の未然防止と早期発見、解決をめざします。
 - ・ 鳥取市消費者教育推進計画（仮称）¹²⁹を策定し、学校や消費者団体等と連携した消費者教育の推進を図ります。
- ② 消費生活に関する情報提供
 - ・ 市民の消費生活に関する知識の普及と情報提供等を行うため、出前講座や講演会等の啓発事業を積極的に実施していきます。
 - ・ ホームページや市報等を通じて、日常生活に関わりの深い製品や食品等の情報とその取引情報等を積極的に提供します。

¹²⁸多重債務：すでにある借金の返済に充てるために、他の金融業者から借り入れる行為を繰り返し、利息の支払いもかさんで借金が雪だるま式に増え続ける状態。

¹²⁹鳥取市消費者教育推進計画：市民の消費生活の安定と向上をめざし、本市における消費者教育に関する取組について、体系的かつ計画的な推進を図るために策定する計画。

施策1 生活基盤の充実

(1) 現状と課題

- 少子高齢化、人口減少社会が進展する中で、持続的に行政サービスや生活サービスを提供できる仕組みを構築するには、中心市街地と日常生活を支える地域生活拠点等が公共交通で有機的に結ばれ、身近なエリアで歩いて暮らせる生活が可能な「多極ネットワーク型」のコンパクトな都市構造に転換していくことが必要です。
- 自然とのふれあいやゆとりを求める市民ニーズが高まる中、身近な生活環境における緑や憩いの空間の整備が必要です。
- 高速道路ネットワークは、地域活動や経済活動の重要な基盤であり、市民生活を豊かで快適にします。山陰自動車道・山陰近畿自動車道等の未整備区間の早期整備が望まれます。
- いつでも安全な水道水を安定して供給するためには、上水道の施設の適正な維持管理、さらには老朽化した施設の更新や耐震化を計画的に進めることが必要です。
- 下水道は、公衆衛生の向上や生活環境の改善など市民生活を快適にします。未普及地域の早期解消、浸水・地震等の災害対策を計画的に進め、適正な維持管理や機能向上に努める必要があります。

(2) 施策の基本的方向

多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりにつながる道路、上下水道、住宅、公園緑地など必要な社会資本を適切に整備し、持続的に安全で快適に暮らせる市民生活の実現をめざします

(3) 施策の主な内容

- ① 多極ネットワーク型コンパクトシティの推進 
 - ・ 中心市街地と地域生活拠点を公共交通ネットワークで効率良く結び、持続可能な多極ネットワーク型コンパクトシティを計画的に形成します。
 - ・ 立地適正化計画¹³⁰を策定し、都市機能や居住の誘導など、コンパクトシティの実現に向けた必要な施策に取り組みます。
- ② 緑豊かなまちづくりの推進 
 - ・ 緑地の適正な保全と緑化を計画的に推進する「鳥取市緑の基本計画」に基づき、緑豊かなうるおいのあるまちづくりを推進します。
 - ・ 都市公園、公共空地の芝生化を推進します。

¹³⁰立地適正化計画：都市計画マスタープランの一部として、コンパクトシティ推進のため、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導、公共交通の充実等について、市町村が都市全体の観点から包括的に策定する計画。

③ 高速道路ネットワークの整備

- ・ 鳥取自動車道の4車線化、山陰自動車道・山陰近畿自動車道の早期全線開通、ミッシングリンク¹³¹の解消など高速道路ネットワークの一層の充実に向けて、国土交通省をはじめとする関係機関への要望活動を継続するとともに、国・県・市が連携して必要な対策を推進します。
- ・ 高速道路ネットワークの整備に併せ、関係地域の環境整備を計画的に行います。

④ 幹線道路ネットワークと生活道路環境の整備



- ・ 高速道路整備の進展や市街地の渋滞状況等を考慮の上、必要な幹線道路の整備を検討します。
- ・ 「鳥取市道路アセットマネジメント基本計画¹³²」に基づいて各長寿命化計画を作成し、道路施設の計画的な修繕、整備を推進します。

⑤ 上水道の整備

- ・ 平成30年度を目標に、鉛製給水管の廃止に向けた水道管の更新を進めます。
- ・ 水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、各施設がその機能を十分発揮できるよう、老朽化した施設の更新を計画的に進めます。
- ・ 平常時の安定給水の確保と地震など災害時における給水対策を充実するため、水道施設の整備を計画的に進めます。
- ・ 青谷地域における安定した水質を確保するため、平成29年度の供用開始を目標に浄水施設の整備を進めます。
- ・ 簡易水道施設の統廃合や老朽化した施設の更新等を計画的に進めます。

⑥ 下水道等の整備

- ・ 市街化区域や水質保全上重要な地域を中心に、下水道整備を推進します。
- ・ 下水道機能の浸水対策や地震対策を推進します。
- ・ 下水道施設の予防保全により、施設の効率的な維持管理に努めます。

⑦ 住環境の整備

- ・ 景観保全、景観形成の意識の高揚を図り、街なみの保存や景観の創出を推進します。
- ・ 「都市計画法」、「景観法」の制度を活用した統一感のある景観の形成を図ります。
- ・ 定期借地権付き土地分譲事業などライフステージに応じた多様な住宅ニーズに対応する住宅供給を促進します。
- ・ 官民連携により老朽空き家の適正管理や遊休不動産の利活用を適切に進め、市民が快適に暮らせる住環境の創出を図ります。
- ・ 市営住宅の老朽化に対する改築・修繕を行い、居住環境の向上を図ります。

⑧ バリアフリー化の推進

- ・ 高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安全・安心に暮らせるよう、公共交通、道路、住宅、施設等のバリアフリー化を推進します。

¹³¹ミッシングリンク：道路網におけるミッシングリンクとは未整備区間で、途中で途切れている区間のこと。

¹³²鳥取市道路アセットマネジメント基本計画：財源（税金）を道路や橋の整備に投資する際、効率的、効果的に、そして適切に配分・執行することで、より良い公共サービスを提供することを目的とした計画。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明
安全、迅速に移動できる幹線道路整備（満足度）	45.6% （H26年度）	50.0% （H31年度）	市民アンケート調査で中程度の評価より高い回答をした市民の割合。
公共下水道普及率	75.5% （H26年度）	78.5% （H32年度）	鳥取市の行政人口のうち公共下水道の処理が可能な区域内の人口の割合。

関連する個別計画等：鳥取市都市計画マスタープラン、立地適正化計画、鳥取市緑の基本計画、鳥取市道路ビジョン、鳥取市水道事業長期経営構想、鳥取市下水道アクションプログラム、鳥取市若者定住戦略方針

施策2 循環型社会の形成

(1) 現状と課題

- 地球温暖化は、人の活動の拡大に伴う人為的な原因によるもので、気温や水温の上昇、降水量の変化など、気候や生態系に幅広く影響を与えています。
- 近年、環境配慮の意識が高まる中、自然エネルギーの導入が進むなど人々の価値観も変化してきています。
- 本市は、恵まれた自然環境を次代に継承するため、環境負荷の軽減の一つとして、ごみの減量化と再資源化に取り組んでいます。
- 稼働している可燃物処理施設は耐用年限が到来しつつあり、鳥取県東部広域行政管理組合が計画している新可燃物処理施設の建設に向けた取組を進めていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

市民や事業者との適切な役割分担のもと、二酸化炭素の排出抑制に向けたクリーンな自然エネルギーの普及促進を図るとともに、恵まれた環境を次代に継承するため、ごみの排出抑制に取り組むなど、持続可能な循環型社会の実現をめざします。

(3) 施策の主な内容

- ① 自然エネルギーの導入促進
 - ・ 地域資源を有効に利用し、木質バイオマスや小水力等の自然エネルギー活用を進め、風力や太陽光についても、技術進歩の状況を確認しながら、さらなる導入を進めます。
- ② ごみ減量化の推進
 - ・ 市民や事業者との適切な役割分担のもと、ごみ問題に対する意識の高揚と実践を図り、ごみの減量化と再資源化を進めます。
- ③ 新しい可燃物処理施設の整備
 - ・ 「新可燃物処理施設整備計画」(平成25年12月改定)に基づき、鳥取県東部広域行政管理組合の新たな可燃物処理施設の整備を進めます。

施策3 環境保全活動の推進

(1) 現状と課題

- 自然保護や環境保全に対する市民意識は高まりつつあります。身近な市民生活に起因するごみのポイ捨て、不法投棄等の問題に引き続き取り組む必要があります。
- 市民との協働により自然保護や環境保全活動に取り組み、将来にわたって豊かな自然環境と快適な生活環境を守ることが必要です。
- 森林は、二酸化炭素の吸収効果をはじめとする環境保全機能や洪水調整機能、土砂流出防止機能など多様な機能が評価されており、森林の適切な管理・保全に取り組む必要があります。
- 湖山池は、沿岸部の湖山砂丘の発達により形成された潟湖¹³³で、周囲 18km、面積 6.9km²あり、自然池では日本一の面積です。この湖山池の COD¹³⁴は環境基準を上回った状態が続いており、水質改善への取組が必要です。

(2) 施策の基本的方向

豊かな自然を次代へ引き継ぐため、自然保護意識の高揚や保全活動の展開を図り、身近な生活環境はもとより、森林や河川・湖沼など生態系の保全に配慮した緑豊かでうらおいのある環境先進都市をめざします。

(3) 施策の主な内容

- ① 自然保護意識の高揚と環境美化活動の促進
 - ・ 本市の豊かな自然を次代に継承するため、市民の自然保護意識の高揚を図るとともに、市民活動団体等による地域の環境美化活動を促進します。
 - ・ 市民活動団体や地元企業による森林整備への参画など、環境保全に取り組む活動を促進します。
 - ・ 水質保全機能など多様な効果が期待される広葉樹の植栽を進めます。
 - ・ 不法投棄を未然に防ぐ取組を推進するとともに、不法投棄監視員を中心とした適切な対応を進めます。
- ② 水環境の健全化
 - ・ 農業生産活動による余剰肥料成分の河川や湖沼への流入を低減するため、環境にやさしい農業を促進します。

¹³³潟湖：湾口に発達した砂洲（海岸線をやや離れて、海側に細長く砂礫が堆積してできた地形）によって外海と切り離されてできた湖。

¹³⁴COD：化学的酸素要求量。水中の被酸化性物質量を酸化するために必要とする酸素量で示したもので、代表的な水質の指標の一つ。この値が大きいほど水中の有機物は多いことになり、汚濁の程度も大きい傾向がある。

③ 湖山池の水質浄化

- ・ 「第3期湖山池水質管理計画¹³⁵」に基づき、県と共同して水質浄化対策に取り組めます。

(4) 評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明 (↑)
湖山池中央部のCOD	7.0mg/L (H26年度)	5.5mg/L (H32年度)	環境基準値 3.0mg/L の達成をめざす。

関連する個別計画等：第3期湖山池水質管理計画

河内西本基の策進 (5)

管内の主な策進 (8)

- ① 湖山池の水質浄化対策を総合的、計画的に推進するため、平成3年度に「湖山池水質管理計画」(第1期)を、平成13年度に第2期を、さらに平成24年度から第3期を策定し、「恵み豊かで、親しみのある湖山池をめざして」を基本理念として計画されたもの。
- ② 湖山池の水質浄化対策を総合的、計画的に推進するため、平成3年度に「湖山池水質管理計画」(第1期)を、平成13年度に第2期を、さらに平成24年度から第3期を策定し、「恵み豊かで、親しみのある湖山池をめざして」を基本理念として計画されたもの。

¹³⁵第3期湖山池水質管理計画：県と市が湖山池の水質浄化対策を総合的、計画的に推進するため、平成3年度に「湖山池水質管理計画」(第1期)を、平成13年度に第2期を、さらに平成24年度から第3期を策定し、「恵み豊かで、親しみのある湖山池をめざして」を基本理念として計画されたもの。

まちづくりの目標5

まちづくりを支える自立した自治体経営

方針1 中核市移行による地方分権の推進と開かれた市政の運営

(1) 基本的な考え方

地方分権の推進は、住民に身近な行政サービスを身近な地方自治体が自主的かつ自立的に担うことで、自らの判断と責任において、市民のニーズに応え、地域の諸課題の解決に取り組むことが重要です。

本市では、平成30年4月の中核市への移行を見据え、国・県・近隣自治体との連携を図りながら、基礎自治体としての機能を一層強化し、より高い次元での地方分権を推進します。

また、政策や施策の立案・実施にあたり、市民合意の形成を実現するため、的確な情報のやり取りと、受け取った意見・要望を的確に反映させるという透明性の高い開かれた市政の運営が重要となります。

政策や施策の決定過程における市民への情報提供を積極的に行うとともに、広報・広聴機能を強化し、市民の意向を政策・施策に反映できる仕組みづくりに努めます。

(2) 具体的な取組

① 中核市への移行の推進

- ・ よりきめ細やかな行政サービスを提供し、山陰東部圏域の発展の基盤をつくるため、平成30年4月、中核市への移行をめざします。

② 基礎自治体としての自立

- ・ 権限移譲¹³⁶の推進等により、本市自らの判断と責任において自治体運営を行うための取組を進め、地域の実情に合った最適なサービスの提供を実現します。
- ・ 国の構造改革特別区域¹³⁷や地域再生計画¹³⁸等の活用により、地域の独自性を発揮する機会を拡大し、企業やその他法人等の活動の活性化と地域雇用の創造を図ります。

③ 国・県等との連携

- ・ 多様化する行政ニーズに対応するため、国・県・近隣自治体等と対等なパートナーシップによりさまざまな分野で連携し、地域の課題解決に取り組めます。

④ 行政情報に容易にアクセスできる環境の整備

- ・ あらゆる市民が、必要とする情報に容易にアクセスできるよう、情報を整理・体系化して提供する仕組みを検討します。

⑤ 政策形成過程の公開・透明性の向上

- ・ 広聴と広報機能の一体的な充実を図り、広く分かりやすい情報提供を積極的に行います。
- ・ 政策決定過程の市民参画を促進し、市民ニーズに沿った施策の実施を図ります。

¹³⁶権限移譲：県が担っている権限を市町村に移し、移譲先の市町村で事務処理を行うことができるようにすること。

¹³⁷構造改革特別区域：構造改革特別区域法に基づく制度。民間事業者や地方公共団体等の自発的な提案により、地域の特性に応じた規制緩和等を特定の地域に限って認め、地域の活性化を促進する仕組み。

¹³⁸地域再生計画：地域再生法に基づく制度。地方公共団体が主体的に地域の資源を活用した活性化策を考え、その計画の認定を受けることにより、国の各種支援措置を利用することができる仕組み。

方針2 自治体間の広域的な連携の推進

(1) 基本的な考え方

鳥取・因幡定住自立圏をはじめ、鳥取・岡山県境連携推進協議会¹³⁹や因但県境自治体会議（コリドー21）など、近隣自治体と連携し、県境を越えたさまざまな広域連携に取り組むことで、圏域への人の流れを創出するとともに、圏域全体の持続的な発展を図ります。

(2) 具体的な取組

① 定住自立圏域の連携と連携中枢都市圏の形成

- 本市は、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町と形成した「鳥取・因幡定住自立圏」の中心市として、関係自治体と連携し、圏域全体に必要な生活機能の強化に関して中心的な役割を担います。
- 1市5町の住民、企業、行政が協働して「鳥取・因幡圏域の生活基盤の充実と一体的な発展」に取り組み、定住と自立、圏域への人の流れの創出をめざします。
- 中核市への移行による連携中枢都市圏の形成をめざし、鳥取県東部はもとより兵庫県但馬地域など、より広域的な地域間連携を進め、圏域全体が発展するためのけん引役として中心的な役割を担っていくとともに、地域資源を活用した地域経済の拡大や高度な医療サービスの提供、高等教育・研究開発の環境整備、人材育成等を進めます。

【鳥取・因幡定住自立圏共生ビジョン（平成27年3月策定）に位置づけられた圏域の将来像】

- ◆地域で安心して暮らせる圏域
- ◆環境に優しい圏域
- ◆交流が盛んでにぎわいのある圏域
- ◆若者に魅力ある圏域
- ◆自立した活力ある圏域

② 鳥取県東部1市4町における共同事務処理の実施

- 消防、ごみ処理等の分野において、鳥取県東部広域行政管理組合と連携して、広域的な行政課題に対する取組を進めます。

③ 他圏域とのネットワークのさらなる強化

- 山陰海岸ジオパーク推進協議会、因幡・但馬・丹後観光協議会¹⁴⁰、鳥取道整備・沿線振興協議会¹⁴¹、鳥取自動車道活性化協議会¹⁴²、因幡街道交流会議¹⁴³、鳥取・岡山県境連携推進協議会、因但県境自治体会議（コリドー21）、姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会（HOTトライアングル）、スローライフまちづくり全国都市会議¹⁴⁴等の取組を通じて、他圏域とのネットワークを強化しつつ、交流人口の増加、社会基盤整備の充実を図ります。

¹³⁹鳥取・岡山県境連携推進協議会：鳥取・岡山県境に位置する市町村の地場産業の振興と地域開発を促進するため、関係する16市町村が連携し、関係機関への要望、調査研究等を行う協議会。

¹⁴⁰因幡・但馬・丹後観光協議会：鳥取県東部1市4町と兵庫県北部、京都府京丹後市の行政、民間団体が構成され、広域的な観光宣伝活動や観光客の受入体制の整備を行っている。

¹⁴¹鳥取道整備・沿線振興協議会：鳥取自動車道の整備・維持管理と沿線や関係市町村の振興を図ることを目的に平成25年5月に設立。鳥取県東部1市4町、岡山県西粟倉村・美作市、兵庫県佐用町と沿線の各観光協会や道の駅で構成。

¹⁴²鳥取自動車道活性化協議会：県、鳥取県東部1市4町、民間団体が構成され、鳥取自動車道を利用する県外からの観光客の増加を図り、民間の視点を生かした地域の活性化につながる活動を行っている。

¹⁴³因幡街道交流会議：鳥取自動車道の全線開通による広域交通圏の形成を契機に、各地域活動団体等が古道・街道の歴史文化や伝統的景観等の地域資源を掘り起こし、魅力的なルート形成や沿道の空間づくりを連携して進めることを目的に平成22年8月設立。

¹⁴⁴スローライフまちづくり全国都市会議：「スローライフ」によるまちづくりの方策に関し、相互に研究・意見交換することにより、魅力的で個性豊かなまちづくりに寄与することを目的に、全国14自治体で構成された協議会。

方針3 財政基盤の強化

(1) 基本的な考え方

本市固有の財政事情で、普通交付税が確実に減少していく中で、経費の縮減と市民サービスの維持・向上を両立し、警鐘を鳴らされた急速な人口減少社会の進行に歯止めをかけるため、人、モノ、カネ、時間の「選択と集中」を一層強化し、強固な財政基盤を築いていきます。

(2) 具体的な取組

① 戦略的な施策等の展開

- ・ 組織や職階を越えて本市が直面する課題への対応を検討していく取組や市民ニーズ調査、行政評価等を通じて、施策等の「選択と集中」を図り、効率的かつ効果的な財政運営を進めます。
- ・ 今まで以上に歳入増加の視点を強めた第6次鳥取市行財政改革大綱に基づく実施計画を、毎年見直し実行することで、将来にわたる安定した税財源の確保に努めます。
- ・ 各種計画等の進行管理において、目標管理の手法を積極的に取り入れ、施策等の見直しの機会の明確化に努めるとともに、市民への説明責任を果たします。

② 挑戦し続けるマネジメントの確立

- ・ 変動する行政ニーズに柔軟に対応するため、さまざまな任用形態の職員を最適に組み合わせる人事管理に努めるとともに、簡素で効率的な組織・機構の見直しを推進します。
- ・ 職員のもてる能力を最大限に発揮させるため、職員がやりがいを感じる人材育成と人事異動を実践します。

③ 新たな財源の確保・充実

- ・ 市有施設等のネーミングライツ¹⁴⁵（命名権）の適用範囲の拡大を進めます。
- ・ 本市の魅力を生かした全国への情報発信を強化し、ふるさと寄附金制度を通じた本市への寄附者と寄附金額の増加を図ります。
- ・ PFI¹⁴⁶やクラウドファンディング等の手法を用いた新たな資金調達を研究します。

④ 健全財政の堅持

- ・ サービスの内容に見合った使用料や手数料など、受益者負担の見直しを進めます。
- ・ 当初の目的を達成した補助金の適正化を進めるとともに、市場原理が働く委託の実施を徹底します。
- ・ 債権の適正な管理と的確な滞納整理を推進し、市税をはじめとする財源の未収金解消に努めます。
- ・ 定員適正化計画に基づき、職員の適正な定員管理を図るとともに、業務量に見合った職員配置を進めます。

¹⁴⁵ネーミングライツ：命名権。施設等に名称をつけることのできる権利。施設等の管理者にとっては、命名権を販売することにより収入が得られるメリットがあり、命名権を購入する企業にとっては、スポーツ中継やニュース等で命名した名称が露出する機会を得られ、宣伝効果が見込まれる。

¹⁴⁶PFI：Private-Finance-Initiativeの略。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

方針4 情報通信技術・ビッグデータの活用

(1) 基本的な考え方

近年のインターネット利用年代の広がりや、スマートフォンをはじめとする携帯端末の進展は、情報収集活動やネットショッピング等のインターネット上のさまざまな場面において、ビッグデータの可能性をさらに大きなものとしており、積極的に活用していくことが必要です。

平成28年1月からの社会保障・税番号制度の導入に伴う、各業務システムの整備については、新本庁舎の建設に合わせ総合窓口の「プッシュ型サービス」を充実させ、添付書類の省略といった市民等の申請手続きの負担軽減と事務の効率化を図ります。固定資産情報管理や道路台帳管理など、現在各課が整備している地図情報を全庁的に共有できる統合型地理情報システム¹⁴⁷（統合型GIS）に集約し、市役所内部のみで活用するのではなく、市民に積極的に公開することにより、市民サービスの向上を図ります。

内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）が供用している「地域経済分析システム（RESAS）」など客観的データに基づき、地域の現状や課題、特性に応じた政策・施策の効率的かつ効果的な立案・展開を進めます。

(2) 具体的な取組

① 市民生活の向上に向けた情報通信技術（ICT）の活用

- ・ 誰もが必要な時に必要な情報の収集や情報発信ができる仕組みづくりを進めるとともに、双方向¹⁴⁸による活用を進めます。
- ・ CATV・公衆無線LAN（Wi-Fi）等の情報インフラの適正な整備・管理に努め、インターネットを通じた行政手続きや自治体クラウド¹⁴⁹等を推進し、情報通信技術（ICT）を活用した市民の利便性向上に取り組みます。
- ・ 社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム再構築（最適化）等により、さらなる市民サービスの向上と事務の効率化を図ります。

② 統合型地理情報システム（住民公開型GIS）の活用

- ・ 学校等の公共施設の位置情報やハザードマップ、AED設置マップ等の地図情報をわかりやすく視覚化し、情報発信することにより、市民サービスの向上を図ります。

③ オープンデータ¹⁵⁰・ビッグデータの活用の推進

- ・ 市が保有するデータや、地域経済分析システム「RESAS」などビッグデータを活用し、データに基づいた施策展開を進めます。
- ・ 大学等と連携し、市が保有するデータを誰もが二次利用しやすい形に提供するオープンデータの取組を進めます。

¹⁴⁷地理情報システム：地理的位置を手がかりに、位置に関する情報をもったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。統合型は庁内で複数課が同じシステムを共有するもので、住民公開型は市民向けに情報提供することを目的としたシステムである。

¹⁴⁸双方向：情報伝達の方向が一方ではなく、受信側からも発信できる方式。

¹⁴⁹自治体クラウド：複数の地方自治体の情報システムを一つに集約し、通信ネットワークを通じて共同利用するシステム。

¹⁵⁰オープンデータ：行政が保有するデータを、誰もが二次利用できる形式で公開し、社会が効果的に活用することにより、新たな価値を創造していこうとするもの。

④ 地方税電子化の推進

- ・ インターネットを通じた地方税の電子申告システムの運用により、納税者等の利便性の向上を図ります。

市民のe-サービス・福祉計画詳細 A 様式

(3) 管理指標

指標名	基準値	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
公開GISの情報数	0件 (H27年度)	5件	10件	15件	20件	25件

(指標の説明) 公開型GISにおいて市民に情報提供する種類の数。

指標名	基準値	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
オープンデータ公開数	1件 (H27年度)	4件	8件	12件	16件	20件

(指標の説明) オープンデータとして提供するデータの目録数。「5 Star Open Date¹⁵¹」で3つ星以上のデータ

施策の成果(5)



市民の(1) 福祉計画詳細をe-サービスとして提供することにより、市民がいつでもどこでも必要な情報を取得できることにより、市民サービスの向上を図ります。

市民の(2) 市民公開型GIS(△マスビ)の活用により、市民がいつでもどこでも必要な情報を取得できることにより、市民サービスの向上を図ります。

市民の(3) 市民公開型GIS(△マスビ)の活用により、市民がいつでもどこでも必要な情報を取得できることにより、市民サービスの向上を図ります。

¹⁵¹ 5 Star Open Date: Webの創設者が提唱した5段階の指標で、3つ星は非独占の標準化された形式で公開されているCSV等のデータを示す。

方針5 ファシリティマネジメントの推進

(1) 基本的な考え方

公共施設の更新問題に対応し、長期的に安定した自治体経営を行うため、ファシリティマネジメント（公共施設経営）の推進体制を充実強化し、全市を挙げて積極的に取組を進めます。

(2) 具体的な取組

① 公共施設の総量縮減・再配置の推進

- 施設の複合化による機能向上、公民連携による施設の整備・活用、遊休資産の売却等を推進し、市が保有する財産（施設）を最大限に生かします。
- 今後の人口減少や財政規模をふまえ、公共サービスの維持・向上に努めながら、公共施設の効果的な更新を行い、施設の総量や生涯経費の縮減を図ります。
- 多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりに併せ、中長期的な視点から公共施設の配置を図ります。

② 公共施設の計画的保全の推進

- 修繕優先度判定の仕組み等を構築・運用することによって、より効果的な修繕や適切な点検等を推進し、修繕費の抑制を図ります。
- 計画的な施設更新や修繕等により、修繕費の抑制や更新経費の年度間較差を平準化し、将来にわたり財政負担の軽減を図ります。

(3) 管理指標

指標名	現状	目標	指標の説明
「公共施設の更新問題」に関する認知度	72% (H26年度)	100% (H32年度)	「公共施設の更新問題」を知っている方の割合 (インターネットモニターを対象としたアンケート調査)

